

保健福祉部の概要

平成27年度版

函館市保健福祉部

函館市民憲章

わたくしたちは、北海道の文化発祥の地、函館に住む市民です。

山と海にかこまれた美しい自然を誇り、すぐれた市民性をはぐくんできた函館を、いっそう住みよい都市に発展させるため、わたくしたち市民とまちの理想像をかかげ、ここに市民憲章を定めます。

- 1 真心あふれる函館市民、あたたかいまち
- 1 健康で働く函館市民、にぎわうまち
- 1 文化を誇る函館市民、はぐくむまち
- 1 自然を生かす函館市民、きれいなまち
- 1 郷土を愛する函館市民、のびゆくまち

(昭和52年5月3日制定)

いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのうちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭のやすらぎと地域の温かさに包まれて暮らせるまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

(平成6年12月10日制定)

目 次

函館市のあらまし	1
機構表	2
事務分掌	4
地域福祉	14
1 第3次函館市地域福祉計画 ～共に支え合う社会をめざして～	14
2 福祉コミュニティエリアの整備	17
高齢者福祉	18
1 高齢者の状況	18
2 第7次函館市高齢者保健福祉計画，第6期函館市介護保険事業計画	20
3 介護保険	33
4 高齢者福祉サービスの推進	44
5 高齢者の生きがいつくりの推進	50
6 要援護高齢者対策の推進	54
障がい児・者福祉	56
1 障がい児・者の状況	56
2 函館市障がい者基本計画，函館市障がい福祉計画	58
3 障害者総合支援法の施行	69
4 はこだて療育・自立支援センター	96
生活保護	99
1 生活保護制度のあらまし	99
2 生活保護の状況	101
健康増進	106
1 市民の健康状況	106
2 「健康はこだて21」（第2次）	108
3 「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」	112
4 生活習慣病予防事業	113
5 栄養改善事業	123
6 歯科保健事業	131
7 健康づくり事業	133
8 口腔保健センター	136
9 健康増進センター	138
10 石綿健康被害救済制度	138
指導監査	139
1 社会福祉法人等の運営指導	139
その他の社会福祉	144
1 福祉サービス苦情処理制度	144
2 函館市社会福祉審議会	144

3	民生委員・児童委員	145
4	函館市社会福祉協議会	146
5	福祉に関する助成制度	149
6	臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金	150
7	住宅・生活支援対策事業	151
8	中国帰国者等生活支援事業	151
9	生活困窮者自立支援対策事業	151
10	旧軍人軍属等援護	152
11	日本赤十字社北海道支部函館市地区	154
12	その他の施設	155
	社会福祉施設等一覧	160
	介護保険施設等一覧	176
	社会福祉法人一覧	182

※保健所の概要については，別途「保健所事業概要」を作成しています。

函館市のあらまし

函館市は、北海道の南端部に位置し、恵まれた自然、集積した都市機能、歴史と伝統に培われた文化など数多くの優れた特性を背景に、北海道と本州を結ぶ交通の結節点として、また、南北海道の中核都市として成長してきました。

平成16年12月には渡島東部4町村と合併して国内屈指の水産都市となり、この合併を契機に、平成17年10月に政令指定都市に準じた事務権限を持つ「中核市」へと移行するとともに、平成27年度の北海道新幹線新函館北斗までの開業を見据えながら、中心市街地の活性化や、函館アリーナ、函館フットボールパークの整備に取り組むなど、地域特性を生かしたまちづくりを進めているところです。

福祉分野においては、誰もが安心して暮らせる豊かな地域社会を築くことを目的に平成14年7月に「福祉のまちづくり条例」を施行し、市民や事業者が一体となった地域福祉推進の取り組みを進めているほか、平成23年3月には「函館市障がい者基本計画後期推進指針（平成23～27年度）」を策定、平成24年4月には、市立障がい児・者施設である青柳学園、あおば学園およびともえ学園について、各事業間の連携による効果的なサービス提供を行うため統合整備し、療育機能の充実を図ることを目的として、新たにはこだて療育・自立支援センターとして開設しました。

また、平成27年3月には、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」を構築するため「第7次函館市高齢者保健福祉計画および第6期函館市介護保険事業計画（平成27～29年度）」を策定したほか、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を提供する体制を確保するため「第4期函館市障がい福祉計画（平成27～29年度）」を策定しました。

国の構造改革や本格的な地方分権の推進など、地方自治を取り巻く環境は大きく変化しているなか、今後も地域特性を生かしながら、豊かな市民生活を実現し、魅力にあふれ個性豊かなまちづくりを進めていくため、「人が輝き まちが輝く 交流都市 はこだて」を将来像に、様々な交流を通じて、文化や産業をはぐくみ、新たな価値を生み出す地域社会の創造をめざしていきます。

1 位置と面積

面積	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.95km ²	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

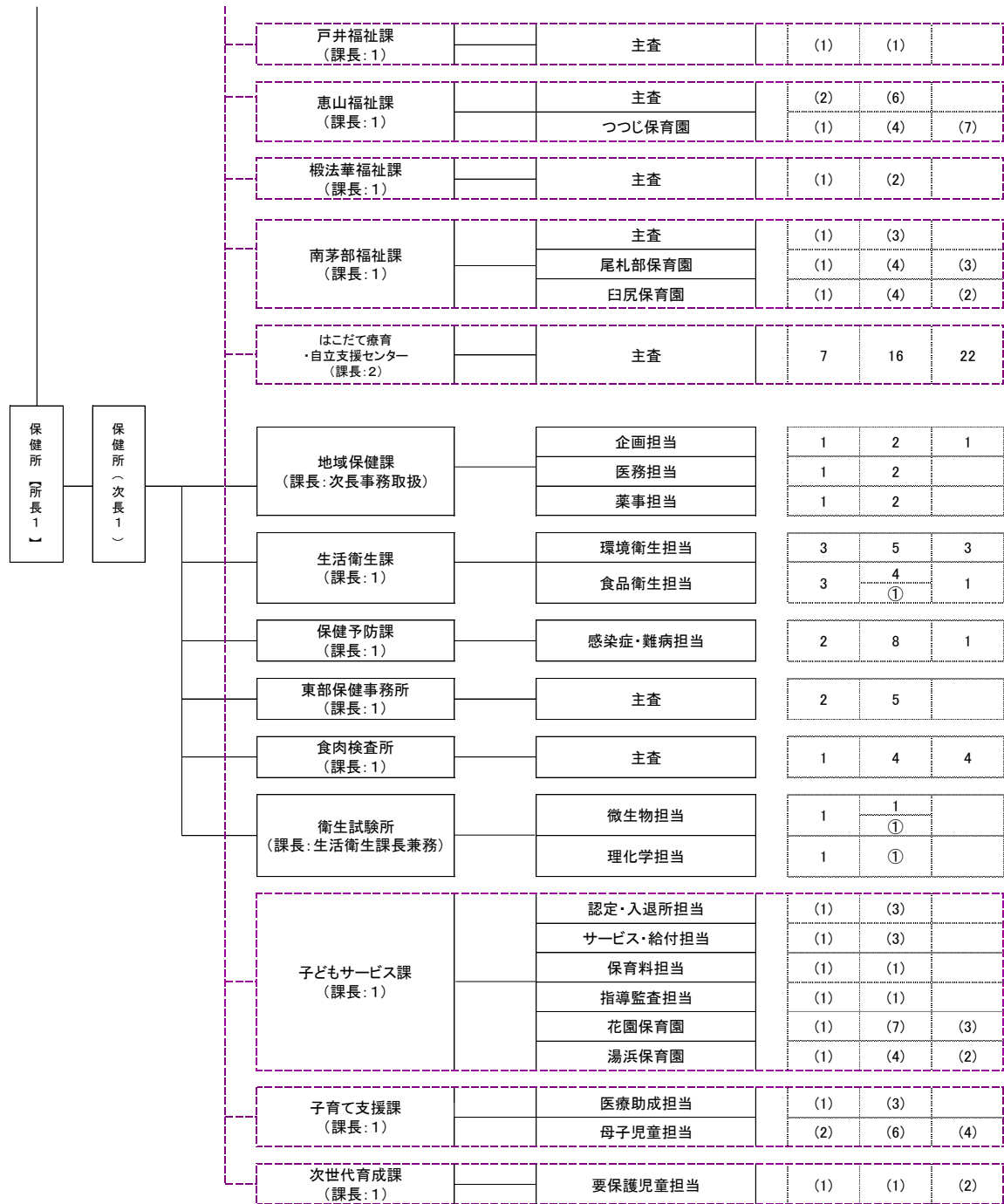
年度	25	26	27	
人口	275,813人	272,848人	269,864人	
	男	125,851人	124,498人	122,978人
	女	149,962人	148,350人	146,886人
世帯数	143,950世帯	144,005世帯	143,813世帯	

機構表

		【主査数】 【担当数】 (嘱託職員数)				
保健福祉部 (部長 1)	保健福祉部 (次長 1)	管理課 (課長: 1)	庶務係	1	6	
			社会担当	1		1
			苦情処理担当	1	②	
		地域福祉課 (課長: 1)	地域福祉担当	2	2	
			福祉推進担当	2	1	1
		指導監査課 (課長: 1)	社会福祉法人担当	1		
			社会福祉施設担当	1		
			障がい等担当	1	1	
			高齢者担当	1	3	
			介護保険課 (課長: 1)	管理・計画担当	2	3
		介護サービス担当	1	6		
		介護認定担当	1	7	16	
		介護保険料担当	1	6	6	
			①			
	医療・介護連携担当 (参事: 1)	医療・介護連携担当	(1)	(1)		
	高齢福祉課 (課長: 1)	介護予防・認知症担当	1	5		
		家族介護支援担当	1		1	
		高齢者・介護総合相談窓口	2	7	1	
	健康増進課 (課長: 1)	健康増進担当	5	9	1	
	障がい保健福祉課 (課長: 1) (参事: 1)	社会参加・給付担当	2	5		
		公費医療等担当	2	5		
		相談支援担当	1	5	4	
		精神保健担当	2	5		
	生活支援第1課 (課長: 1)	管理担当	1	6	2	
		(生活困窮者支援担当)	1	1	2	
		第1担当	1	6	3	
		第2担当	2	7	3	
		不正受給対策担当	1		3	
	生活支援第2課 (課長: 1)	第3担当	1	7	3	
		第4担当	1	7		
		第5担当	2	6		
		第6担当	1	7		
	湯川福祉課 (課長: 1)	福祉担当	2	2		
		生活支援第1担当	1	8	3	
		生活支援第2担当	1	8	2	
		生活支援第3担当	1	8	1	
	亀田福祉課 (課長: 1)	福祉担当	1	3	2	
		介護・高齢・障がい相談窓口	2	6	1	
		生活支援第1担当	1	7	2	
		生活支援第2担当	1	7	0	
		生活支援第3担当	1	7	2	
		生活支援第4担当	1	7	3	
	事業課 (課長: 管理課長兼務)	事務局	1	1		

函館市福祉事務所 (所長 1)

(臨時福祉給付金および子育て世帯
事務局長 1 保健福祉部次長兼務)



※ [] は福祉事務所に属するもの

※ ○内数字は再任用職員数

※ ()内数字は兼務職員数

保健福祉部の職員数

(単位:人)

保健福祉部長 保健所長	保健福祉部次長 福祉事務所長 保健所次長	課 参 事 3 長 級	主 査	担 当	計	嘱 託
2	3	19	80	236	340	99

※ 平成27年6月1日現在(再任用・兼務職員数を除く)

事務分掌

保健福祉部

管理課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関する事。
- (2) 旧軍人等の恩給に関する事。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関する事。
- (4) 行旅病人および行旅死亡人に関する事。
- (5) 災害救助に関する事。
- (6) 援護寄託品に関する事。
- (7) 社会福祉思想の啓発に関する事。
- (8) 斎場に関する事。
- (9) 福祉サービスの適用に係る苦情の処理に関する事。
- (10) 福祉サービス苦情処理委員に関する事。
- (11) 社会福祉施設整備事業に関する事。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関する事。

地域福祉課

- (1) 民生委員および児童委員に関する事。
- (2) 民生委員推薦会に関する事。
- (3) 社会福祉協議会に関する事。
- (4) 総合福祉センターに関する事。
- (5) 総合福祉センター運営委員会に関する事。
- (6) 社会福祉審議会に関する事。
- (7) 地域福祉および福祉のまちづくりの推進に関する事。
- (8) 福祉のまちづくり推進委員会に関する事。
- (9) 高齢者交通料金助成券に関する事。
- (10) 老人福祉センターに関する事。

指導監査課

- (1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導および監査に関する事。
- (2) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。
- (3) 社会福祉事業（他の主管に属するものを除く。）の許可等に関する事。
- (4) 介護保険法に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者等の指定等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (6) 有料老人ホームの届出等ならびに運営の指導および監査に関する事。
- (7) 社会福祉施設等の整備の助成（他の主管に属するものを除く。）に関する事。

介護保険課

- (1) 介護保険事業計画に関する事。
- (2) 介護保険料の収納管理および過誤納金の還付等に関する事。
- (3) 介護保険事業に係る報告等に関する事。
- (4) 地域支援事業に係る介護給付費等費用適正化事業等に関する事。
- (5) 保険給付等に関する事。
- (6) 損害賠償請求および返納金に関する事。
- (7) 要介護認定および要支援認定に関する事。
- (8) 介護認定審査会に関する事。
- (9) 被保険者の資格の取得および喪失に関する事。
- (10) 介護保険料の賦課および収納に関する事。
- (11) 滞納処分に関する事。
- (12) 指定地域密着型サービス事業者の施設整備等の助成に関する事。

高齢福祉課

- (1) 高齢者保健福祉計画に関する事。
- (2) 施設措置費負担金、使用料等の収納に関する事。
- (3) 認知症に関する事。
- (4) 地域支援事業（介護保険課の主管に属するものを除く。）に関する事。
- (5) 高齢者の総合相談に関する事。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関する事。
- (7) 高齢者交通料金助成券の交付に関する事。
- (8) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関する事。

健康増進課

- (1) 健康づくりに関する事。
- (2) 健康づくりの計画に関する事。
- (3) 健康づくり事業の企画および調整に関する事。
- (4) 食育の推進に関する事。
- (5) 栄養の指導および調査に関する事。
- (6) 歯科保健（乳幼児歯科健診に係るものを除く。）に関する事。
- (7) 健康増進法に基づく健康増進事業（肝炎ウイルス検診に係るものを除く。）に関する事。
- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定保健指導に関する事。
- (9) がんの予防および早期発見の推進に関する事。
- (10) 石綿による健康被害の救済に関する事。

障がい保健福祉課

- (1) 障がい者基本計画および障害福祉計画に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付申請に係る医師の指定等に関すること。
- (3) 指定自立支援医療機関に関すること。
- (4) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (5) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (6) 精神保健および精神障害者福祉に関すること。
- (7) 重度心身障害者医療費助成に関すること。
- (8) 自殺予防対策連絡会議に関すること。
- (9) 自殺予防普及啓発事業等に関すること。
- (10) 障害者の虐待の防止に関すること。

生活支援第1課

- (1) 生活保護に係る医療機関等の指定等に関すること。
- (2) 生活保護に係る医療機関等の運営指導に関すること。
- (3) 浮浪者の送還に関すること。
- (4) 生活保護に係る返還金および徴収金の収納に関すること。
- (5) 生活保護に係る損害賠償請求に関すること。
- (6) 生活困窮者に対する自立の支援に関すること。

湯川福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。
- (6) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (7) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (8) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

亀田福祉課

- (1) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (2) 旧軍人等の恩給に関すること。
- (3) 引揚者、未帰還者、留守家族等の援護に関すること。
- (4) 介護保険に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 地域支援事業に係る介護予防事業の生活管理指導等に係るものに関すること。
- (6) 高齢者の虐待の防止に関すること。
- (7) 高齢者交通料金助成券の交付に関すること。

- (8) その他高齢者の生きがい支援および生活支援に関すること。
- (9) 函館市福祉専用乗車カードおよび施設通所者等市電・函館バス利用証の交付に関すること。
- (10) 重度身体障害者等タクシー基本料金乗車券の交付に関すること。
- (11) 遺児手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (12) 障害者の虐待の防止に関すること。

福祉事務所

高齢福祉課

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。

障がい保健福祉課

- (1) 障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者手帳の交付に関すること。
- (3) 介護給付費等の支給に関する審査会に関すること。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (6) 精神障害者および精神に障害のある児童の福祉に関すること。
- (7) 特別児童扶養手当, 特別障害者手当, 障害児福祉手当および福祉手当に関すること。

生活支援第1課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金に関すること。
- (3) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (4) 生活保護の医療券に関すること。
- (5) 社会福祉統計に関すること。
- (6) 社会福祉の現業に関すること。

生活支援第2課

- (1) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (2) 就労自立給付金に関すること。
- (3) 社会福祉の現業に関すること。

湯川福祉課

湯川支所および銭亀沢支所の所管区域内の次に掲げる事項ならびに戸井支所, 恵山支所, 榎法華支所および南茅部支所の所管区域内の第6号, 第7号および第9号に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならび

- に相談に関すること。
- (3) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
 - (4) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
 - (5) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
 - (6) 生活保護要保護者の保護に関すること。
 - (7) 就労自立給付金に関すること。
 - (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
 - (9) 生活保護の医療券に関すること。
 - (10) 社会福祉の現業に関すること。

亀田福祉課

亀田支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者および障害者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に関すること。
- (5) 特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当および福祉手当に関すること。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (7) 児童扶養手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (8) 生活保護要保護者の保護に関すること。
- (9) 就労自立給付金に関すること。
- (10) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関すること。
- (11) 生活保護の医療券に関すること。
- (12) 社会福祉の現業に関すること。

戸井福祉課

戸井支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関すること。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関すること。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (5) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

- (6) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (8) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (9) 社会福祉の現業に関する事。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 市立保育所等の入所，退所等に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

楳法華福祉課

楳法華支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 楳法華高齢者福祉総合センターに関する事。
- (4) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項

- (1) 高齢者の保健・福祉サービスに係る相談に関する事。
- (2) 高齢者の福祉に係る措置に関する事。
- (3) 身体障害者および身体に障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (4) 知的障害者および知的障害のある児童の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (5) 認可保育所等の入所，退所等に関する事。
- (6) 児童，母子家庭，父子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (7) 児童扶養手当，特別児童扶養手当，特別障害者手当，障害児福祉手当，福祉手当，児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関する事。
- (8) 生活保護要保護者の相談に関する事。
- (9) 生活保護金品の交付および就労自立給付金の支給に関する事。
- (10) 社会福祉の現業に関する事。

保健福祉部電話番号一覧

課(職)・施設名	電話番号	課(職)・施設名	電話番号
部長	21- 3251	生活支援第1課長	21- 3278
次長	21- 3252	管理	21- 3276
福祉事務所長	21- 3287	生活困窮者支援担当	21- 3090
管理課長	21- 3253	面接	21- 3285
庶務係	21- 3256	第1	21- 3283
社会担当	21- 3255	第2	21- 3274
福祉サービス苦情処理担当	21- 3298	不正受給担当	21- 3087
地域福祉課長	21- 3066	生活支援第2課長	21- 3292
地域福祉担当	21- 3289	第3	21- 3259
福祉推進担当	21- 3021	第4	21- 3280
指導監査課長	21- 3924	第5	21- 3279
法人担当	21- 3262	第6	21- 3094
施設担当	21- 3262	湯川福祉課長	57- 6170
障がい等担当	21- 3925	福祉担当	〃
高齢者担当	21- 3926	生活支援第1～3	〃
介護保険課長	21- 3020	亀田福祉課長	45- 5481
管理・計画担当	21- 3041	福祉担当	〃
介護サービス担当	21- 3023	介護・高齢・障がい相談窓口	45- 5482
介護認定担当	21- 3027	生活支援第1～3	45- 5483
介護保険料担当	21- 3033	戸井市民福祉課長	82- 2112
賦課担当	21- 3034	主査	〃
収納担当	21- 3037	恵山市民福祉課長	85- 2335
高齢福祉課長	21- 3080	主査	〃
高齢者・介護総合相談窓口	21- 3025	榎法華市民福祉課長	86- 2111
	21- 3026	主査	〃
家族介護支援担当	21- 3065	南茅部市民福祉課長	25- 6038
介護予防・認知症担当	21- 3081	主査	25- 6045
健康増進課長	32- 1516	はこだて療育・自立支援センター	36- 0500
健康増進担当	32- 1515 32- 1532		
障がい保健福祉課長	21- 3266		
相談支援担当	21- 3302		
公費医療等担当	21- 3187		
手話・ろうあ相談	21- 3014		
社会参加・給付担当	21- 3263		
参事(精神保健担当)	21- 3076		

当初予算

一般会計

(単位：千円)

款 項 目	27年度当初予算	財源内訳(平成27年度分)					一般財源
		特定財源					
		国庫支出金	道支出金	地方債	その他		
民生費	35,838,657	20,248,228	1,828,199	20,200	786,297	12,955,733	
社会福祉費	9,829,201	3,759,847	1,813,732	20,200	611,557	3,623,865	
社会福祉総務費	1,212,459	594,955	1,295	19,200	4,336	592,673	
障害者福祉費	6,484,905	3,158,968	1,573,391	0	10,459	1,742,087	
重度心身障害者医療助成費	814,341	0	239,046	0	174,584	400,711	
療育・自立支援センター費	108,834	0	0	0	247,668	△ 138,834	
老人福祉費	1,208,662	5,924	0	1,000	174,510	1,027,228	
生活保護費	22,183,928	16,488,381	9,299	0	124,182	5,562,066	
生活保護総務費	217,026	106,341	9,299	0	0	101,386	
扶助費	21,966,902	16,382,040	0	0	124,182	5,460,680	
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	
災害救助費	3,750	0	2,812	0	0	938	
社会福祉施設等資金費	6,500	0	0	0	6,500	0	
社会福祉施設整備費	6,500	0	0	0	6,500	0	
在宅ふれあい資金費	44,058	0	0	0	44,058	0	
在宅福祉促進費	44,058	0	0	0	44,058	0	
介護保険費	3,771,220	0	2,356	0	0	3,768,864	
介護保険事業費	3,220	0	2,356	0	0	864	
介護保険事業特別会計繰出金	3,768,000	0	0	0	0	3,768,000	
衛生費	754,249	36,661	26,226	10,000	140,886	540,476	
保健衛生費	754,249	36,661	26,226	10,000	140,886	540,476	
保健衛生総務費	204,847	0	12,956	10,000	14,440	167,451	
公衆衛生費	13,081	0	0	0	7,920	5,161	
健康増進事業費	203,402	13,270	4,440	0	11,536	174,156	
予防接種費	152,008	0	0	0	0	152,008	
衛生試験所費	14,475	25	0	0	10,653	3,797	
保健所費	48,308	21,997	6,235	0	2,325	17,751	
環境衛生費	13,713	1,369	2,595	0	38,639	△ 28,890	
火葬場費	104,415	0	0	0	55,373	49,042	
土木費	36,000	0	0	36,000	0	0	
道路橋梁費	36,000	0	0	36,000	0	0	
道路橋梁改良費	36,000	0	0	36,000	0	0	
保健福祉部予算	36,628,906	20,284,889	1,854,425	66,200	927,183	13,496,209	

国民健康保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	26年度当初予算A	27年度当初予算B	比 較 B-A
保健事業費	4,972	4,786	△ 186
特定健康診査等事業費	4,972	4,234	△ 738
特定健康診査等事業費	4,972	4,234	△ 738
保健事業費	0	552	552
保健衛生普及費	0	552	552
合 計	4,972	4,786	△ 186

介護保険事業特別会計

(単位:千円)

款 項 目	26年度当初予算A	27年度当初予算B	比 較 B-A
総務費	235,812	274,779	38,967
総務管理費	17,756	51,365	33,609
一般管理費	14,508	49,956	35,448
趣旨普及費	3,248	1,409	△ 1,839
徴収費	17,143	20,594	3,451
賦課徴収費	17,143	20,594	3,451
介護認定費	200,913	202,820	1,907
介護認定費	200,913	202,820	1,907
保険給付費	23,648,260	24,434,522	786,262
介護諸費	23,043,889	23,837,894	794,005
介護サービス給付費	23,018,110	23,810,321	792,211
審査支払委託費	25,779	27,573	1,794
高額介護サービス費	604,371	596,628	△ 7,743
高額介護サービス費	519,610	512,713	△ 6,897
高額医療合算介護サービス費	84,761	83,915	△ 846
地域支援事業費	363,204	348,583	△ 14,621
地域支援事業費	363,204	348,583	△ 14,621
介護予防事業費	49,996	33,593	△ 16,403
包括的支援等事業費	313,208	314,990	1,782
基金積立金	372,645	312,957	△ 59,688
基金積立金	372,645	312,957	△ 59,688
介護給付費準備基金積立金	372,645	312,957	△ 59,688
諸支出金	27,879	30,123	2,244
過年度支出金	27,379	29,883	2,504
過年度支出金	1	1	0
第1号被保険者保険料還付金	27,378	29,882	2,504
還付加算金	500	240	△ 260
還付加算金	500	240	△ 260
職員費	364,885	390,666	25,781
職員費	364,885	390,666	25,781
一般部局職員費	364,885	390,666	25,781
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
予備費	10,000	10,000	0
合 計	25,022,685	25,801,630	778,945

地域福祉

1 第3次函館市地域福祉計画 ～共に支え合う社会をめざして～

(1) 計画策定の趣旨等

ア 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行，地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化，さらには，生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど，地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきています。

また，引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立，虐待，暴力などの社会問題が増加してきているなかで，これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題，例えば，公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援，あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このため，行政に加えて，住民や地域が主体的に活動し，三者が問題意識を共有しながら連携することによって，誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」を構築することが求められています。

イ 地域福祉とは何か

地域福祉とは，地域住民や社会福祉法人，ボランティア，事業者などが相互に協力して，福祉サービスを必要とする人も必要としない人も，同じ地域社会の一員として日常生活を営み，自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことです。

地域福祉を進めていくためには，すべての市民が福祉に対する理解を深め，地域での各種活動に積極的に参加するとともに，地域で活動する団体，事業者などと様々な情報を共有するなどにより，住民・地域・行政が相互に連携・協力していくことが大切です。

ウ 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには，地域福祉という考え方を共有し，地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は，誰にも起こり得るものであり，住民の間でそれを共有し，解決に向かうような仕組みをつくっていくことは，地域の人々が安全・安心に暮らせることにつながっていくものと考えます。

本市においては，そのような仕組みづくりをめざし，平成16年度に地域福祉計画を策定し，地域福祉の理念の普及に努めるとともに，地域福祉についてより具体的に取るため，平成20年度には第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

第2次計画では，地域福祉コーディネーターの配置やモデル地区の指定により，様々な取組みを実践してきましたが，地域福祉のさらなる展開を図るため，第3次函館市地域福祉計画を策定しました。

エ 計画の期間

計画の期間は、平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 か年です。

(2) 地域福祉の基本理念

ア 住民参加

障がいの有無，年齢，性別など，人間にはそれぞれ異なった個性や特性がありますが，こうした特性等を超えて，すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されなければなりません。

そして，このような社会は，福祉サービスを必要とする人にも必要としない人にも等しく望ましい社会であるという意識を共有しなければ達成できるものではありません。

したがって，このような意識を共有し，地域福祉を推進していくためには，計画の策定段階から具体的取組みにいたるさまざまな場面において，住民の主体的な参加を進めていくことが必要です。

イ 共に生きる社会づくり

地域福祉を推進するうえでは，人間の持つ多様性を互いに認め合い，地域社会への参加を促しながら，地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要です。また，福祉サービスの利用にあたっては，利用者個人の尊厳や基本的人権が尊重されるよう，地域全体で擁護できる仕組みづくりを進めることが必要です。

ウ 男女共同参画

男性も女性も共に，日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け，社会の対等な構成員として，それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要であり，地域福祉を推進するための諸活動は，男女共同参画の視点で展開されることが大切です。

エ 福祉文化の創造

地域住民が，自らの生活基盤である地域社会における問題を自らの問題としてとらえ，事業者とも連携しながら福祉サービスの提供に主体的に関わることが重要であり，また，福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け，利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが，それぞれの地域における個性ある福祉，すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

(3) 計画の基本的方策

ア 地域での支援体制の構築

すべての住民が同じ地域社会を構成する一員であるという意識を持ちながら，地域とのつながりを大切にするとともに，地域住民や行政，事業者が共に連携・協力するなかで，保健・医療・福祉などのサービスについて，気軽に相談を受け，必要な情報を提供

することにより、安全・安心に暮らすことができるよう、地域での支援体制の整備を進めます。

イ 住民参加・人材育成の促進

地域住民の地域における自立した生活を支援するためには、住民自らも「サービスの担い手」としての意識を高めながら、主体的に活動へ参加していくことが重要であり、そのためにも、生きがいつくりや交流事業などの充実に努めるほか、活動への参加機会の提供、さらには人材の養成・確保のための事業への参加の促進を図ります。

ウ 活動団体の連携体制の整備

少子高齢化や核家族化の進行などにより、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題が生じてきていることから、基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応することを原則としつつ、住民や地域が主体的に関わる「共に支え合う社会」の構築が求められています。

このため、多様な民間の活動団体が担い手となり、相互に連携することによって、それぞれの団体が有する情報を共有するとともに、専門的な知識・能力を活用しながら、きめ細かな活動を行うことにより地域の課題の解決をめざします。

エ 情報の共有化の促進

地域における福祉の実情をよく把握している町会や民生委員・児童委員、在宅福祉委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどでは、それぞれが地域で活動し、様々な支援を行っていますが、個々が持つ情報を共有化することにより、地域で支援を必要とする人への対応が円滑に進められることから、基本的人権に配慮しながら、情報の共有化を促進します。

オ 地域資源の活用

地域福祉の目的の一つは、地域住民の参加を促し、地域のなかで共に支え合う体制を構築することですが、その実現のためには、身近な地域で相談し、地域住民が必要な情報を得られることが重要であり、また、住民と地域において活動している人との交流などが求められていることから、地域の身近な交流の場としての町会館などの利用のほか、地域包括支援センターや福祉施設などが有する情報とともに、施設職員が有する知識を生かす取組みを促進します。

カ 共に支え合う意識づくり

地域の課題について公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができなくなっている状況を踏まえ、地域福祉を推進するためには、その意義を市民自らが理解し、責任と自覚を持って参加していくことが重要であり、福祉サービスの受け手が場合によっては担い手になることもできることから、共に支え合う意識づくりに取り組みます。

2 福祉コミュニティエリアの整備

(1) 目的

既成市街地のなかで、交通アクセスに優れた良好な環境の住宅地であり、約8haの広さがある日吉4丁目市営住宅団地跡地等に、子どもからお年寄りまで、障がいの有無に関わらず、安全で安心して快適に暮らし続けられる住まいをはじめ、在宅の高齢者や障がいのある方などを支援する各種サービスを提供する事業所のほか、在宅での生活が困難な方々のための施設などを整備するとともに、ふれあいや生きがいを持って、共に支えあう地域コミュニティを形成することで、だれもが生涯にわたって活躍し、地域福祉が実践され、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとして、新たなまちづくりをめざします。

(2) 経過

- 平成26年 2月 基本的な考え方の策定
- 平成26年11月 基本構想策定に向けた中間報告
- 平成27年 3月 基本構想の策定

(3) 想定している施設等

多世代交流施設、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、特別養護老人ホーム、障がい児・者支援施設、子育て支援施設、診療所、定住者向け住宅・戸建て住宅、生活利便施設、道路・公園・緑地 など

※ 第6期函館市介護保険事業計画における施設・居住系サービスのうち平成28、29年度の新規整備分6か所223床については、福祉コミュニティエリアへの整備を優先します。

高齢者福祉

国民の約4人に1人が65歳以上の高齢者という「本格的な高齢社会」となっているなか、社会全体で高齢者介護を支える仕組みとして、平成12年に介護保険制度が創設されて以来、今年で16年が経過します。

本市においては、全国や北海道平均以上に高齢化が進んでいるなか、老人福祉法や介護保険法に基づく「函館市高齢者保健福祉計画、函館市介護保険事業計画」を策定し、この計画に基づき、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して快適に暮らせるよう、介護保険制度の円滑な運営を図るほか、介護予防の推進や社会参加、生きがいきりの促進、生活環境の整備など的高齢者施策の総合的な取組みを進めています。

1 高齢者の状況

(1) 65歳以上の人口

(平成27年4月1日現在 単位：人)

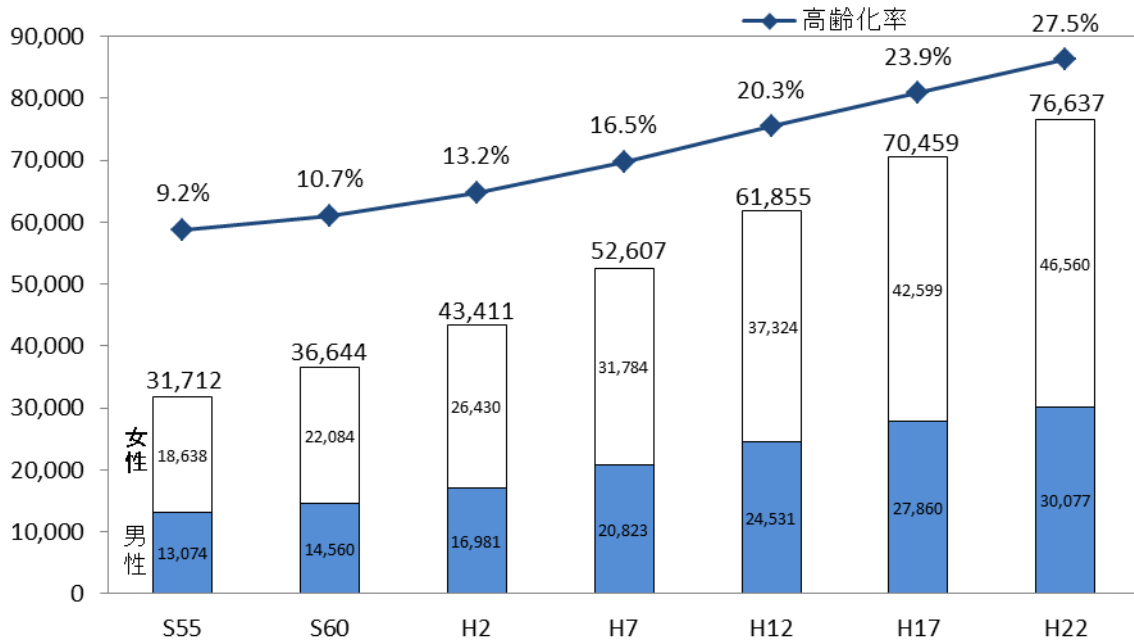
区分	65～ 69歳	70～ 74歳	75～ 79歳	80～ 84歳	85～ 89歳	90～ 94歳	95～ 99歳	100歳 以上	合計	総人口 に占める割合 (%)
男	10,681	8,156	6,429	4,777	2,492	753	155	15	33,458	27.3
女	13,067	11,152	9,781	8,356	5,552	2,720	669	116	51,413	35.0
合計	23,748	19,308	16,210	13,133	8,044	3,473	824	131	84,871	31.5

65歳以上の人口割合

(各年国勢調査 単位：人，%)

年	函館市の人口				高齢化率		
		うち65歳以上			函館市	北海道	国
		男	女				
昭和55	345,165	31,712	13,074	18,638	9.2	8.1	9.1
60	342,540	36,644	14,560	22,084	10.7	9.7	10.3
平成2	328,493	43,411	16,981	26,430	13.2	12.0	12.1
7	318,308	52,607	20,823	31,784	16.5	14.8	14.5
12	305,311	61,855	24,531	37,324	20.3	18.2	17.3
17	294,264	70,459	27,860	42,599	23.9	21.4	20.1
22	279,127	76,637	30,077	46,560	27.5	24.7	23.0

※ 昭和55年～平成12年は旧町村分を合算



(2) ひとり暮らしの高齢者

(平成22年国勢調査 単位：人)

区分	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	計
男	1,186	998	774	586	411	3,955
女	2,687	2,956	3,351	2,744	1,808	13,546
計	3,873	3,954	4,125	3,330	2,219	17,501

2 第7次函館市高齢者保健福祉計画、第6期函館市介護保険事業計画

(1) 計画策定にあたって

ア 計画策定の背景

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向け、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合確保推進法）の成立により介護保険法が大きく改正されたことから、在宅医療・介護連携に取り組むとともに、平成27年1月に策定された認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）に基づく認知症施策の推進などにより、地域包括ケアシステムの構築をめざし、平成37（2025）年までの中長期的な視野に立った新たな計画を策定します。

イ 法令などの根拠

高齢者全体の保健・福祉の施策全般を定める老人福祉法第20条の8に規定された老人福祉計画となる高齢者保健福祉計画と、介護保険事業についてそのサービス見込量などを定める介護保険法第117条に規定された介護保険事業計画を一体的に策定するものです。

ウ 計画の策定に向けた取組みおよび体制

以下の取組みなどを通じて新たな計画を策定しました。

- (ア) 函館市高齢者計画策定推進委員会の開催
- (イ) 市民への情報公開
- (ウ) 各種調査の実施
 - a 日常生活圏域高齢者ニーズ調査
 - b 介護保険施設等入所（入居）申込者状況調査

エ 計画期間

平成27年度から29年度までの3年間とします。

オ 他計画との整合

国の基本指針に則し、同時に策定される北海道の高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合を図るとともに、第3次函館市地域福祉計画や他の高齢者に関する事項を定める各種計画と調和が保たれたものとなりました。

(2) 計画の基本的な考え方

ア 計画の基本理念と基本目標

市民の長寿社会に関する意識の高揚や市の施策の推進を図るため、平成6年12月10日に宣言した「いきいき長寿都市」の趣旨を本計画の基本理念とします。

◆基本理念◆

～いきいき長寿都市宣言～

いつまでも健康で生きがいを持ち、安心して生活できる社会をめざして

基本理念の実現に向け、計画策定にあたっての課題と視点を踏まえ、以下の4つの基本目標を掲げ、高齢者保健福祉施策および介護保険施策に取り組みます。

■基本目標Ⅰ～共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

地域の多様な主体の連携や市民相互の支え合い等により、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる社会の実現をめざします。

■基本目標Ⅱ～明るく活力に満ちた暮らしの実現

健康づくりや社会参加の促進、地域貢献の推進に取り組み、明るく活力に満ちた暮らしの実現をめざします。

■基本目標Ⅲ～安心して快適な暮らしの実現

住み慣れた地域で、できるだけ自立して安心して快適な生活が送れるよう、福祉サービスの充実や住宅の整備を進めます。

■基本目標Ⅳ～持続可能な介護保険制度の構築

介護サービスを必要とする人が適切に、かつ質の高い介護サービスが受けられるよう、提供基盤の整備とサービスの質の向上をめざします。

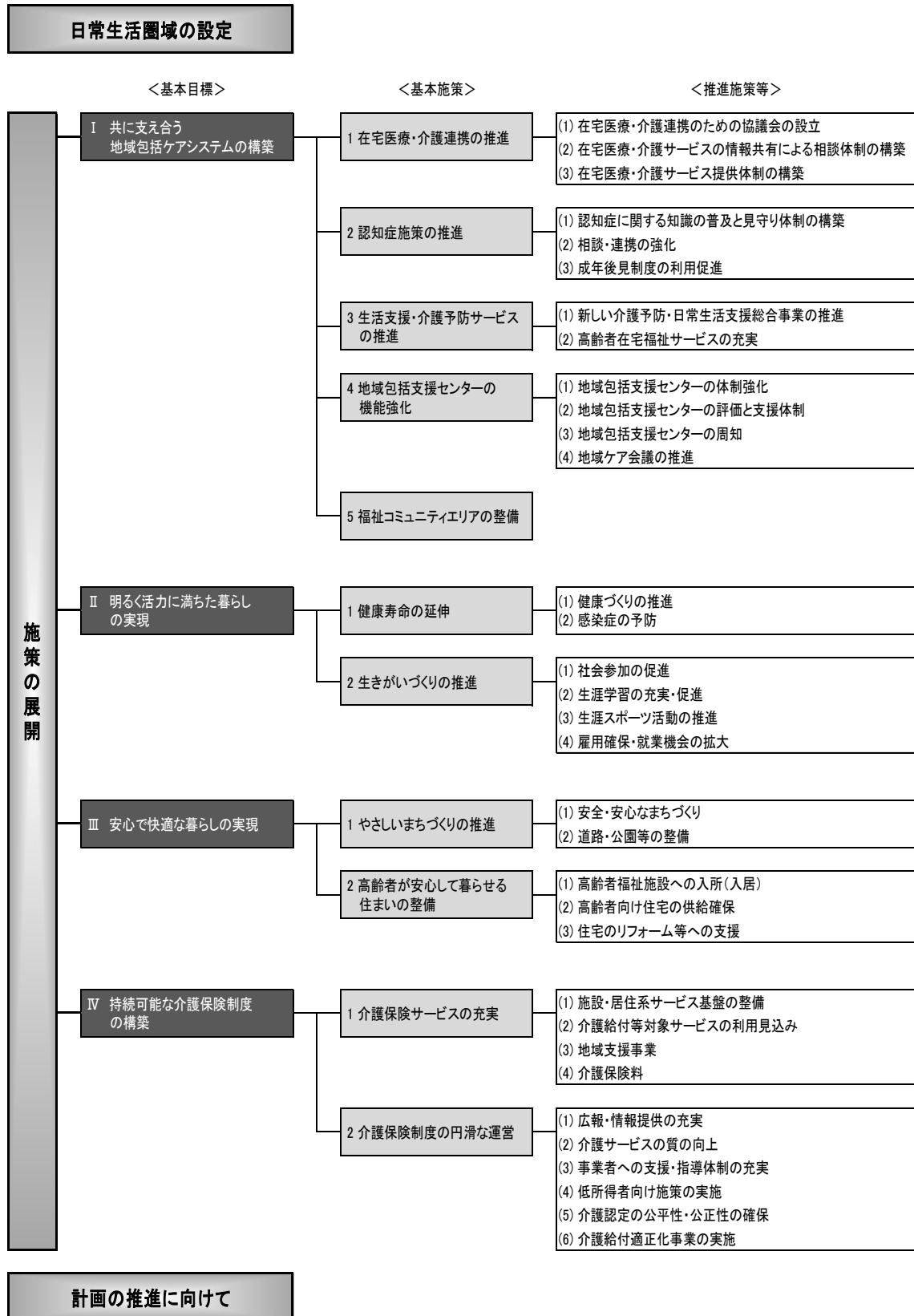
いきいき長寿都市宣言

憲法にうたわれている基本的人権が尊重され、いつまでも生きがいを持ち、健やかに暮らせる社会を築くことは、わたくしたち函館市民みんなの願いです。

美しい自然に恵まれ、何よりも福祉を大切にすることのうちに、共に力を合わせて、心から長寿を喜び合えるまち函館を実現することをめざし、ここに「いきいき長寿都市」を宣言します。

- 1 長い間社会の発展に尽くしてきた高齢者が、敬愛され、尊重されるまちをめざします。
- 1 豊かな知識と経験をもった高齢者が、社会の一員として自らいきいきと活動できるまちをめざします。
- 1 家庭の安らぎと地域の温かさに包まれて暮らせるやさしいまちをめざします。
- 1 生活をより豊かにする保健、医療、福祉などが充実され、いつまでも健康で安心して暮らせるまちをめざします。
- 1 だれもがひとしく憩い、集い合う安全で快適に暮らせるまちをめざします。

イ 施策の体系



(3) 日常生活圏域の設定

ア 日常生活圏域の見直しにあたっての考え方

今計画では、以下の考え方にに基づき日常生活圏域を見直します。

- 総合計画における地区区分を尊重する。
- 1圏域の高齢者人口が概ね1万人を超えないように設定する。
- 民生・児童委員の方面協議会の区域との整合を図る。

イ 新しい日常生活圏域の設定

新しい日常生活圏域は、前計画までの6圏域から10圏域とします。



(4) 施策の展開

ア 共に支え合う地域包括ケアシステムの構築

(7) 在宅医療・介護連携の推進

医師会をはじめ関係団体と緊密に連携しながら、在宅医療・介護サービスを一体的に提供できる体制の構築に向けた各種取組みを推進します。

a 在宅医療・介護連携のための協議会の設立【新規】

b 在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制の構築【新規】

- 地域の医療・介護の資源の把握
- 医療・介護関係者の情報共有の支援
- 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- 地域住民への普及啓発

c 在宅医療・介護サービス提供体制の構築【新規】

- 医療・介護関係者の研修
- 切れ目のない在宅医療・介護の提供体制の構築
- 関係市町との連携

(イ) 認知症施策の推進

認知症に関する正しい知識と理解の普及や、地域における認知症高齢者の見守り体制の構築を図るとともに、早期からの適切な診断や対応に基づく認知症高齢者本人やその家族に対する支援などを行うことができるよう、関係機関との連携のもと、さらなる施策の充実を図ります。

a 認知症に関する知識の普及と見守り体制の構築

- 認知症サポーターの養成
- 認知症カフェの開設【新規】
- 認知症ケアパスの周知【新規】
- 認知症ガイドの配布
- 函館地区高齢者のためのSOSネットワークシステムの実施

b 相談・連携の強化

- 認知症相談の実施
- 認知症地域支援推進員の配置【新規】
- 若年性認知症施策の実施
- 認知症初期集中支援チームの設置【新規】

c 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用支援事業の実施
- 市民後見推進事業の実施
- (仮称) 成年後見センターの設置【新規】

(ロ) 生活支援・介護予防サービスの推進

a 新しい介護予防・日常生活支援総合事業の推進

○ 介護予防・生活支援サービス事業

介護サービス事業者による現行の訪問介護・通所介護に相当するサービスのほか、新たな担い手による訪問型と通所型の多様な生活支援サービスと、栄養改善を目的とした配食、定期的な安否確認・緊急時対応等のサービスの提供をめざします。

なお、介護予防・生活支援サービス事業は、以下の生活支援コーディネーターや協議会での検討を踏まえ、平成29年4月から実施します。

[生活支援サービスの体制整備]

- ・ 生活支援コーディネーターの配置【新規】
- ・ (仮称) 函館市介護予防・生活支援サービス事業推進協議会の設置【新規】

○ 一般介護予防事業

一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、すべての高齢者を対象とした一般介護予防事業として再構築し、より効果的・効率的な介護予防の取組みを推進します。

また、リハビリテーション専門職等を生かした取組みや、住民が主体となって行う介護予防活動の展開と参加者や通いの場の拡大について検討します。

なお、一般介護予防事業は、介護予防・生活支援サービス事業の実施に合わせ、平成29年4月から実施します。

b 高齢者在宅福祉サービスの充実

各種福祉サービスの充実とわかりやすい周知を図り、サービス利用を進めるとと

もに、介護保険サービスとの組合せなど、包括的にサービスを提供します。

なお、新しい総合事業の実施に向けた検討状況を踏まえ必要に応じ事業を見直します。

- ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業の実施
- 外出支援（送迎）サービスの実施 ○ 除排雪サービスの実施
- 寝具乾燥サービスの実施 ○ 高齢者生活援助員派遣サービスの実施
- 生きがい活動支援通所サービスの実施 ○ ショートステイサービスの実施
- 在宅福祉ふれあいサービス事業の実施
- 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業の実施

(I) 地域包括支援センターの機能強化

a 地域包括支援センターの体制強化

各センターの規模の均一化を図り、これまで以上に効率的かつ地域の高齢者等に対するきめ細かな対応と適切な支援が提供できるよう、平成 27 年度からの日常生活圏域の見直しを踏まえ、平成 28 年度以降、地域包括支援センターの設置数を各圏域に 1 か所ずつ合計 10 か所とします。

b 地域包括支援センターの評価と支援体制

地域包括支援センターごとの質の平準化と向上をめざし、平成 25 年度から試行的に取り組んでいる事業評価を、平成 27 年度から本格実施するとともに、その評価を基に、地域包括支援センター運営協議会の意見を反映させながら、地域包括支援センターのみならず、運営法人と情報を共有し必要な改善について協議、指導を行います。

また、市職員がセンター職員と情報を共有し支援を行えるよう、市の相談窓口保健師や社会福祉士といった専門職を配置し、協働して課題解決を図るほか、地域包括支援センターに対する支援を継続します。

c 地域包括支援センターの周知

平成 25 年 12 月から「高齢者あんしん相談窓口」をサブネームとして設定し、地域住民への周知を図っており、今後も、地域の身近な相談先として機能していけるよう、引き続き、地域住民への周知に努めます。

d 地域ケア会議の推進

高齢者をはじめとする住民が尊厳を保ちながら、住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる地域包括ケアシステムの構築に向け、地域ケア会議の普及・定着を進めます。

- ・ 地域包括ケア推進事業

(オ) 福祉コミュニティエリアの整備

既成市街地のなかで交通アクセスに優れた良好な環境の住宅地にある日吉町4丁目市営住宅団地跡地に、地域福祉を实践し、地域包括ケアシステムを構築するモデル的なエリアとしての整備を進めます。

イ 明るく活かに満ちた暮らしの実現

(7) 健康寿命の延伸

a 健康づくりの推進

自立して生活できる期間（健康寿命）の延伸を図るため、市民一人ひとりのライフステージと心身の状態に応じた健康づくりを推進します。

○ 生活習慣病の予防

- ・健康教育の実施
- ・訪問指導の実施

○ 健康づくり事業の実施

- ・市民健康づくり推進員の育成
- ・ヘルスマイトの育成
- ・歯科健診の実施
- ・健康増進センターの運営

b 感染症の予防

高齢者の感染症の発病や重症化を予防するために、予防接種法に基づく各種の定期予防接種の費用を助成します。

(4) 生きがいづくりの推進

a 社会参加の促進

生きがい活動の支援に努めるとともに、交流の機会や場の整備・充実を一層推進するなど、高齢者の社会参加の拡大を図ります。

- ・老人クラブに対する支援
- ・高齢者交通料金助成券の交付
- ・老人福祉センター
- ・高齢者サロンの設置【新規】

b 生涯学習の充実・促進

高齢者を含めたすべての人々が、生涯にわたって学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の提供に努めます。

- ・地域における学習環境の整備
- ・まなびっと広場の実施
- ・高齢者大学等の開講

c 生涯スポーツ活動の推進

市民誰もが生涯にわたってスポーツや健康づくりに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現をめざし、スポーツ活動の機会の提供に努めます。

- ・総合型地域スポーツクラブの育成・支援
- ・スポーツ大会、レクリエーションの開催

d 雇用確保・就業機会の拡大

高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができるよう、高齢者の雇用確保や就業機会の拡大を図ります。

- ・高齢者の雇用の確保と促進
- ・シルバー人材センターへの支援
- ・就業支援の実施等

ウ 安心して快適な暮らしの実現

(7) やさしいまちづくりの推進

a 安全・安心なまちづくり

○ 交通安全対策の強化

- ・交通安全教室の開催
- ・夜光反射材の普及促進

○ 消費者・防犯意識の啓発

- ・救済制度の周知・啓発
- ・相談窓口

○ 防火・防災対策の強化

- ・防火訪問の実施
- ・自主防災組織に対する支援
- ・避難行動要支援者に対する支援

b 道路・公園等の整備

- 道路の整備
- 公園・緑地等の整備

(4) 高齢者が安心して暮らせる住まいの整備

a 高齢者福祉施設への入所（入居）

介護保険施設以外の老人福祉施設等については、地域的な配置や既存の社会福祉施設などの社会資源の状況、さらには入所（入居）希望の動向等を考慮しながら、良質なサービスの提供を図ります。

なお、東部圏域における榎法華地区の生活支援ハウスについては、地域特性を踏まえ、重度の要介護状態となっても入居可能な施設への移行を進めます。

- ・養護老人ホーム
- ・軽費老人ホーム（ケアハウス）
- ・生活支援ハウス
- ・有料老人ホーム

b 高齢者向け住宅の供給確保

高齢者が在宅で自立した生活が営めるよう、多様な居住支援サービスが付加された住宅が確保できる取組みなどを進めます。

- ・サービス付き高齢者向け住宅の登録情報の公開
- ・市営住宅への優先入居

c 住宅のリフォーム等への支援

高齢者の身体の状況に応じた、きめ細かな住宅の改修方法などについて、安心して相談できる体制の充実に努めるとともに、トイレや浴室などの改修に必要な費用の一部を助成します。

- ・相談窓口の設置
- ・既存住宅のバリアフリー化の促進

エ 持続可能な介護保険制度の構築

(7) 介護保険サービスの充実

a 施設・居住系サービス基盤の整備

○ 第6期介護保険事業計画における施設・居住系サービスの施設整備の見込み

(単位：箇所)

施設種別	区域	第5期計画				第6期計画				平成29年度末見込み							
		整備実績		平成26年度末見込み		平成27年度		平成28年度		平成29年度		合計					
		箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数	箇所数	定員数				
(介護保険3施設)	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	-	3	258	16	1,251					1	100	1	100	17	1,351	
	介護老人保健施設	-			9	1,088									9	1,088	
	介護療養型医療施設	-			6	246									6	246	
地域密着型サービス	地域密着型介護老人福祉施設 入居者生活介護 (29人以下特別養護老人ホーム)	合計	1	29	2	49	2	58	1	29			3	87	5	136	
		西部	1	29	1	29											
		中央部第1			0	0											
		中央部第2			0	0											
		東央部第1			0	0											
		東央部第2			0	0											
		北東部第1			0	0											
		北東部第2			1	20											
		北東部第3			0	0											
		北部			0	0											
	東部			0	0												
	認知症対応型共同生活介護 (認知症高齢者グループホーム)	合計	5	90	45	826	1	18	2	36			3	54	48	880	
		西部			3	90											
		中央部第1			7	126											
		中央部第2			6	90											
		東央部第1	1	18	5	90											
		東央部第2	1	18	4	72											
		北東部第1	1	18	5	80											
		北東部第2	1	18	4	71											
		北東部第3			3	45											
		北部			5	108											
	東部	1	18	3	54												
	地域密着型 特定施設入居者生活介護 (29人以下介護専用型 有料老人ホーム等)	合計	5	145	12	348	1	29	2	58			3	87	15	435	
		西部	1	29	1	29											
		中央部第1			1	29											
		中央部第2			1	29											
		東央部第1	1	29	2	58											
東央部第2				0	0												
北東部第1				0	0												
北東部第2		1	29	3	87												
北東部第3				0	0												
北部		2	58	4	116												
東部			0	0													
施設・居住系サービス(新規)			14	522	90	3,808	4	105	5	123	1	100	10	328	100	4,136	
サービス	混合型 特定施設入居者生活介護 (介護付有料老人ホーム)				13	874			注 1	18			1	18	14	892	
施設・居住系サービス 合計			14	522	103	4,682	4	105	6	141	1	100	11	346	114	5,028	

※ 第5期計画の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の整備実績について、箇所数には増床分を含まないが、定員数には増床分50床を含む。

※ 平成28年度以降の新規整備は、福祉コミュニティエリアへの整備を優先するが、福祉コミュニティより、他区域での整備の可能性はある。

注 混合型特定施設入居者生活介護は、榎法華地区の生活支援ハウスの分である。

b 介護給付等対象サービスの利用見込み

高齢者人口および要介護（要支援）認定者数の推計と利用実績からサービス種別ごとに年間のサービス量等を見込みました。

なお、小規模型通所介護事業所（定員 18 人以下）の地域密着型通所介護事業所への移行のほか、介護予防訪問介護と介護予防通所介護の地域支援事業への移行も考慮のうえ見込んでいます。

c 地域支援事業

高齢者が要支援・要介護状態（要介護状態等）となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、できる限り住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するものです。

今期計画では、予防給付の訪問介護と通所介護の移行に合わせ、新しい総合事業を実施するほか、在宅医療・介護連携の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みを推進します。

【新しい総合事業を開始する前の地域支援事業】

○ 介護予防事業

二次予防事業および一次予防事業で構成されますが、平成 29 年度の新しい総合事業の実施を見据え、事業対象者が限定的である二次予防事業を縮小するほか、すべての高齢者等を対象とした一次予防事業を拡充し、新しい総合事業へのスムーズな移行を図ります。

・ 二次予防事業

（通所型介護予防事業，訪問型介護予防事業，二次予防事業評価事業）

・ 一次予防事業

（介護予防普及啓発事業，地域介護予防活動支援事業）

○ 包括的支援事業

地域のケアマネジメントを総合的に行うために、地域包括支援センターが中心となり、介護予防ケアマネジメントや総合相談支援などを実施してきましたが、今期計画からは、これまでの取組みに加え、在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、地域包括ケアシステムの構築に向け、新たな事業に取り組みます。

《前期計画から引き続き取組む包括的支援事業》

(a) 介護予防ケアマネジメント事業

(b) 総合相談支援事業

(c) 権利擁護事業

(d) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

《地域包括ケア推進に向けて今期計画から新たに取組む包括的支援事業》

実施にあたっては、関係機関等と協議のうえ、実施可能なものから順次取組みを開始します。

- (a) 在宅医療・介護連携の推進
- (b) 認知症施策の推進
- (c) 生活支援サービスの体制整備

○ 任意事業

家族介護者の支援のための事業や、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のための事業などを実施します。

- ・ 介護給付等費用適正化事業
- ・ 家族介護支援事業
- ・ その他事業

【新しい介護予防・日常生活支援総合事業を開始した後の地域支援事業】

○ 新しい介護予防・日常生活支援総合事業（新しい総合事業）

- ・ 介護予防・生活支援サービス事業
- ・ 一般介護予防事業

○ 包括的支援事業

○ 任意事業

d 介護保険料

今期計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行うため、標準段階をこれまでの6段階から9段階に見直します。

また、これに伴い、基準額に対する所得段階別の割合を0.5～1.7とします。

○ 保険料基準額

平成27年度から29年度までの保険料基準額は、

保険料の基準額 63,600円（月額 5,300円）

(4) 介護保険制度の円滑な運営

a 広報・情報提供の充実

○ 制度の周知・啓発

介護保険制度や高齢者保健福祉サービスの周知啓発に努めます。

○ 介護サービスに関する情報提供

函館市内介護保険事業所一覧を相談窓口で配布するほか、介護サービス事業所等体制一覧等を、市のホームページを通じて情報提供するなど、介護サービスに関する情報提供に努めます。

b 介護サービスの質の向上

○ サービス従事者の育成と質の向上

居宅介護支援事業所やケアマネジャーの関係団体の活動への支援を行うとともに、定期的な研修・指導を実施するほか、介護・福祉施設等職員に対する研修会な

どを行います。

○ 介護職員の人材確保

多様な人材が就労できるよう参入の促進、介護従事者に対する処遇改善、潜在的な有資格者の掘り起こしや未経験者の受入れ環境の整備など、国や道、事業者等とも連携を図りながら人材確保に向け取り組みます。

○ 介護サービスにおける事故防止の徹底

サービス提供中に事故が発生した場合、速やかに家族に報告するとともに、事業者自らが事故発生の原因を分析し、詳細な検証を行うなど、具体的な再発防止策を講じ、市に報告書を提出するよう指導します。

c 事業者への支援・指導体制の充実

○ 適正な事業者の指定

介護サービス事業者の指定にあたっては、適正な事業者の参入が円滑に行われるよう公正な指定を行います。

○ 事業者への指導・監査

介護サービス事業者のサービスの質の確保と向上を図るため、事業者への指導を実施するほか、事業者の法令遵守の徹底を図るとともに、指定基準違反や不正請求が疑われる事業者に対しては、迅速に監査を実施し、必要な措置を講じるなど、介護保険事業の適正な運営に努めます。

d 低所得者向け施策の実施

○ 介護保険料の軽減

今期計画では標準段階の見直しに加え、世帯非課税の方を対象に国から示される軽減幅を踏まえ、公費投入による保険料軽減を実施します。

○ 介護保険料の減免

生活困窮者に対する介護保険料の減免については、公費投入による軽減を実施することから、見直したうえで実施します。

○ 利用者負担の軽減

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置、社会福祉法人による利用者負担軽減制度の支援を引き続き実施します。

e 介護認定の公平性・公正性の確保

○ 訪問調査

介護認定に係る訪問調査の公平性・公正性の確保と調査員の質的向上を図るため、調査員に対する継続的な研修・指導等に努めます。

○ 介護認定審査会

介護認定審査会において公平で統一性が保たれた判定を行うため、審査会の委員を国や道が実施する研修会に派遣します。

f 介護給付等費用適正化事業の実施

認定調査状況のチェック，ケアプランの点検，住宅改修等の点検，サービス提供体制および介護報酬請求に関する医療情報等の突合・縦覧点検・介護給付費通知等を実施し，介護給付等の適正化を進めます。

(5) 計画の推進に向けて

ア 相談体制・情報提供

地域包括支援センターや市の高齢者・介護総合相談窓口，福祉サービス苦情処理制度などの窓口の周知と適切かつ迅速な対応に努めるほか，介護保険制度や高齢者保健福祉サービスなどについて，広く周知を図ります。

イ 関係機関・団体とのネットワークの構築

地域包括支援センターを中核として，保健・医療・福祉の関係機関・団体や地域で活動する民生・児童委員，町内会などとのネットワークを充実するとともに，社会福祉協議会等との連携を図ります。

ウ 計画の進行管理

函館市高齢者計画策定推進委員会などからの意見をいただき，協議経過等について市のホームページを通じて公表します。

<参考>人口等の推計（「第6期函館市介護保険事業計画」における推計値）

（単位：人）

区分	平成27年	平成28年	平成29年
総人口	269,160	266,063	262,864
65歳以上人口	85,532	86,876	87,786
高齢化率	31.8%	32.7%	33.4%
要支援者・要介護者 （対65歳以上人口）	19,443 (22.7%)	20,133 (23.2%)	20,843 (23.7%)
要支援1	4,534	4,880	5,238
要支援2	2,806	2,871	2,934
要介護1	3,864	4,124	4,397
要介護2	2,525	2,534	2,545
要介護3	2,079	2,132	2,181
要介護4	1,877	1,894	1,912
要介護5	1,758	1,698	1,636

3 介護保険

(1) 介護保険制度の概要

ア 制度の概要

制度の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料負担とサービス利用との関係が明確な社会保険方式であること ・ 利用するサービスが選択できる利用者本位の制度であること ・ 市町村による「措置」から利用者とサービス提供事業者との「契約関係」となったこと ・ サービスが適切に総合的に利用できるよう、専門職の連携・協力によるケアマネジメントの仕組みを導入したこと
運営主体	保険を運営する保険者は、函館市です。
被保険者	40歳以上の方は、原則として全員が被保険者として加入します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 65歳以上の方 ・ 第2号被保険者 40歳～64歳の方
サービスの利用	介護保険のサービスを受けられる状態かどうかの認定（要介護認定）を受け、介護サービス計画を作成し、これに基づいてサービスを利用します。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第1号被保険者 介護または日常生活に支援が必要な方 ・ 第2号被保険者 初老期における認知症、脳血管障害などの老化に伴う病気（16疾病）により、介護や生活支援が必要な方
サービスの利用者負担	原則として、かかった費用の1割（※）を負担しますが、低所得者に対する各種軽減利用者負担措置があります。 ※平成27年度8月以降は、一定以上の所得のある方については2割

イ 要介護認定の状況（平成27年5月末現在）

（単位：人）

区分	要支援	要支援	要介護	要介護	要介護	要介護	要介護	合計
第1号被保	4,290	2,668	9,624	2,425	2,519	5,818	8,018	20,687
65歳以	665	433	348	232	325	724	921	726
75歳未								
75歳以	上3,625	2,222	3,681	4,222	0,217	0,116	3,115	8,961
第2号被保	375	587	796	674	474	274	455	366
合計	4,322	2,777	2,737	0,325	9,220	0,519	0,718	51,191

(2) 介護保険サービス

ア 在宅サービス（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	内 容	事業者数
訪問介護	ホームヘルパーの訪問による介護や家事などの援助	89(87)
訪問入浴介護	家庭を訪問しての入浴介助	7(7)
訪問看護	看護師や保健師の訪問による看護の支援	20(20)
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士の訪問による機能訓練	15(13)
居宅療養管理指導	医師、薬剤師などの訪問による療養上の管理・指導	—
通所介護	デイサービスセンターでの入浴、食事、機能訓練等	94(94)
通所リハビリテーション	老人保健施設、医療機関などでの機能訓練等	17(17)
短期入所生活介護	特別養護老人ホームなどへの短期入所	32(30)
短期入所療養介護	老人保健施設、医療機関などへの短期入所	11(10)
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどにおける介護	13(13)
福祉用具貸与	車いす、ベッドなどの福祉用具の貸与	24(24)
福祉用具購入費支給	入浴、排泄用具などの福祉用具購入費支給 (限度 10 万円)	24(24)
住宅改修費支給	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修費の 支給(限度 20 万円)	指定不要
居宅介護支援 介護予防支援	介護サービス計画の作成やサービス提供事業者との 連絡調整等(利用者負担なし)	98 (6)

※ 事業者数欄の () 内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 26 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		延利用回数	1人当たり利用回数
在宅サービス利用者	120,807人	10,067人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
訪問介護	7,142人	813,755回	2.2回/週
訪問入浴	293人	8,319回	0.5回/週
訪問看護	1,304人	61,791回	0.9回/週
訪問リハビリテーション	520人	40,944回	1.5回/週
通所介護	7,596人	426,996回	1.1回/週
通所リハビリテーション	1,973人	116,443回	1.1回/週
短期入所	2,333人	130,925日	1.1日/週
区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
特定施設入居者生活介護	8,703人	725人	

イ 地域密着型サービス（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区 分	内 容	事業者数
定期巡回・随時対応型サービス	日中・夜間を通じて、定期巡回サービスと随時の訪問サービス	12(-)
夜間対応型訪問介護	夜間にホームヘルパーが訪問しておむつの交換や体位変換などの定期巡回サービス等	1(-)
認知症対応型通所介護	認知症高齢者のためのデイサービスセンターでの日常動作訓練、入浴、食事等	5(4)
小規模多機能型居宅介護	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等	17(17)
認知症対応型共同生活介護	認知症のある方が共同生活を営むグループホーム（要支援2以上）	45カ所(45) 92ユニット
複合型サービス	通いを中心として訪問、泊まりを組み合わせ、入浴や食事、機能訓練等に加え訪問看護も提供	3(-)
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な介護付き有料老人ホーム等の入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	12(-)
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な特別養護老人ホームの入所者へ、入浴や食事、機能訓練、療養上の世話等	2(-)

※ 事業者数欄の（ ）内の数は、介護予防サービス提供事業者数

サービスの利用状況（平成 26 年度実績）

区 分	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数	
		実利用者数	1人当たり利用回数
サービス利用者	4,291人	358人	
サービスの利用状況	実利用者数	延利用回数	1人当たり利用回数
定期巡回・随時対応型サービス	378人	8,930回	0.5回/週
夜間対応型訪問介護	2人	12回	0.1回/週
認知症対応型通所介護	82人	7,773回	1.8回/週
小規模多機能型居宅介護	451人	75,754回	3.2回/週
複合型サービス	61人	10,729回	3.4回/週

サービスの利用状況	延利用者数	1ヶ月あたり利用者数
認知症対応型共同生活介護	9,549人	796人
地域密着型特定施設入居者生活介護	4,011人	334人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	581人	48人

ウ 施設サービス（平成 27 年 3 月 31 日現在）

区分	内容	施設数	定員
介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所する施設	16	1,251 人
介護老人保健施設 （老人保健施設）	病状が安定し、リハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所する施設	9	1,088 人
介護療養型医療施設 （療養型病床群等）	長期の治療を必要とする方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関の病床	6	246 人

※ 施設サービスの利用は、要介護 1 以上の方です。

サービスの利用状況（平成 26 年度実績）

区 分	延利用者数	1 ヶ月あたり利用者数
介護老人福祉施設	13,161 人	1,097 人
介護老人保健施設	10,937 人	911 人
介護療養型医療施設	2,622 人	219 人

(3) 利用者負担

介護保険サービスの利用は、原則としてかかった費用の 1 割を負担していただきますが、低所得者に対しては、各種軽減措置があります。

ア 利用者負担軽減の状況（平成 26 年度実績）

区 分	延 人 数	月平均人数
障害者施策ホームヘルパー利用者支援事業対象者 （障害者自立支援法のホームヘルプサービス利用で定率負担額が 0 円だった方の利用者負担を全額免除）	0 人	0 人
社会福祉法人利用者負担軽減事業対象者 （利用者負担額（1 割分）を 50%または 25%軽減 生活保護受給者の食費・居住費を 100%軽減）	1,428 人	119 人
負担額限度額対象者 （施設入所者の食費の一部負担軽減）	32,110 人	3,990 人
特定負担額限度額対象者 （特養旧措置入所者の食費の一部負担軽減）	360 人	30 人
高額介護（介護予防）サービス費支給対象者 （月額利用者負担の一定額以上を給付）	33,091 人	2,758 人

(4) 保険料

保険料は、65歳以上の方（第1号保険料）と40歳から64歳までの方（第2号保険料）では異なります。

ア 第1号保険料

第1号保険料は、本人や世帯の所得状況に応じて9段階に分けられており、基準額（第5段階の額）は月額5,300円となっています。

(7) 段階別の保険料（平成27年度～平成29年度）

区分	要件		算定式	月額保険料	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯全員 が市民税 非課税	基準額 ×0.45	2,385円	
第2段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超 ～120万円以下		基準額 ×0.75	3,975円	
第3段階	・課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超		基準額 ×0.75	3,975円	
第4段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	世帯の中 に市民税 課税者が いる世帯	基準額 ×0.9	4,770円	
第5段階	・本人が市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超		基準額 ×1.0	5,300円	
第6段階	・本人の合計所得金額が120万円未満		本人が 市民税 課税	基準額 ×1.2	6,360円
第7段階	・本人の合計所得金額が120万円以上190万円未満		本人が 市民税 課税	基準額 ×1.3	6,890円
第8段階	・本人の合計所得金額が190万円以上290万円未満	本人が 市民税 課税	基準額 ×1.5	7,950円	
第9段階	・本人の合計所得金額が290万円以上		基準額 ×1.7	9,010円	

※第1段階の方を対象に、国から示された軽減幅を踏まえて保険料を軽減しています。

(平成27年5月末現在)

第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階 (基準額)	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	計
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
24,922 (29.6%)	6,840 (8.1%)	6,899 (8.2%)	11,277 (13.4%)	5,874 (7.0%)	8,553 (10.2%)	11,507 (13.7%)	4,958 (5.9%)	3,305 (3.9%)	84,135 (100%)

※4・5月に資格取得した者を除く

(イ) 平成 26 年度収納状況

(単位：千円)

区 分	特 別 徴 収	普 通 徴 収	滞 納 繰 越 分	合 計
調 定 額	4,036,832	587,330	112,609	4,736,771
収 入 済 額	4,036,832	521,201	26,276	4,584,309
収 納 率	100.0%	88.7%	23.3%	96.8%

(ウ) 低所得者などに対する保険料の軽減等

- ・ 災害、失業、その他の事情で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付を猶予するなどの制度があります。
- ・ 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、所得が低く生活に困窮している方は、申請により保険料が軽減される場合があります。

事業開始 平成 13 年度 (10 月)

内 容 第 2 段階・第 3 段階の保険料で、生活保護基準以下の収入のため保険料の支払いが困難な方について、条例に定める減額賦課を行う前の第 1 段階の保険料に軽減します。

イ 第 2 号保険料

第 2 号保険料は、医療保険の保険料として一括徴収されます。

保険料は、加入している医療保険の算定方法によりますが、国や事業主も半額を負担しています。

(5) 地域支援事業

ア 通所型介護予防事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 二次予防事業対象者について、その心身の状態に応じて「運動器の機能向上」、
「栄養改善」、「口腔機能の向上」のプログラムを通所により行い、状態の
改善を図ります。

実施施設 市内 33 事業所

平成 27 年度予算額 12,500 千円

イ 訪問型介護予防事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症、うつ、閉じこもり等のおそれのある二次予防事業対象者を訪問し、
必要な相談、助言を行うことにより、要介護・要支援状態となることを予防
します。

平成 27 年度予算額 8 千円

ウ 一般介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 一次予防事業対象者に対して、転倒予防をはじめとする介護予防の知識の習得や運動実践を行う教室を開催するほか、町会・老人クラブ等の団体に対して、介護予防に関する講話と実技の指導を行います。

平成 27 年度予算額 11,200 千円

エ 一般地域住民グループ支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 東部保健事務所管内において介護予防に取り組むグループを育成するほか、既存の住民グループに保健師を派遣するなどの支援を行います。

平成 27 年度予算額 40 千円

オ 介護支援ボランティアポイント事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者が介護施設等においてボランティア活動を行い、その実績に応じて付与されたポイントを換金する体制を構築することにより、高齢者の社会参加を通じた介護予防の推進を図ります。

平成 27 年度予算額 1,760 千円

カ 地域包括支援センター運営事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 地域住民の心身の健康の保持および生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上および福祉の増進を包括的に支援する中核機関として、日常生活圏域(6 圏域)に 1 か所ずつ「高齢者あんしん相談窓口 地域包括支援センター」を設置し、次の業務を中心に様々な支援を行います。

- ・介護予防事業や予防給付に関する介護予防ケアマネジメント事業
- ・地域のネットワーク構築、高齢者の実態把握や相談対応を行う総合相談支援事業
- ・高齢者虐待や消費者被害の防止などに関する対応を行う権利擁護事業
- ・高齢者の状態の変化に対応した長期継続的なケアマネジメントの支援を行う包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- ・高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるように支援をする地域ケア会議推進事業

平成 27 年度予算額 256,638 千円

キ 在宅医療・介護連携推進事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療と介護のサービスを一体的に提供する体制を構築するため、医療や介護の関係多職種で構成する協議会を設置し、在宅医療・介護サービスの情報共有による相談体制や、サービスの提供体制の構築について協議を進めます。

平成 27 年度予算額 900 千円

ク 生活支援体制整備事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 要支援者等の多様な生活ニーズに応えられるサービスの設計や、高齢者が社会参加することにより、生きがいや介護予防につながるような体制づくりを行うため、地域におけるサービス資源やニーズの把握などを行う生活支援コーディネーターを配置するほか、当該コーディネーターや介護事業者等で構成する協議会を設置し、生活支援・介護予防サービスの整備を進めます。

平成 27 年度予算額 7,000 千円

ケ 家族介護者交流事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 要介護高齢者等の介護にあたっている家族を、介護から一時的に開放し、日帰り旅行、施設見学などを活用した介護者相互の交流会に参加してもらうことにより心身の元気回復（リフレッシュ）を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 886 千円

コ 家族介護慰労事業

開始年度 平成 13 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定され、過去 1 年間介護保険のサービスを利用しなかった方を在宅で介護している市民税非課税世帯の家族に慰労金（10 万円）を支給します。

平成 27 年度予算額 500 千円

サ 家族介護支援員

開始年度 平成 26 年度

内 容 高齢者や認知症の人を在宅で介護している家族の悩み等を受け止め、介護負担を軽減するため訪問や電話相談を行います。

相談件数 529 件（平成 26 年度 延件数）

平成 27 年度予算額 232 千円

シ 介護マーク配付事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 認知症等の人の家族が、駅のトイレで付き添うときなどに偏見や誤解を受けることのないよう、介護者であることを周囲に知らせる介護マーク名札を配付し、介護者を温かく見守り支えあう地域づくりを推進します。

平成 27 年度予算額 100 千円

ス 在宅ねたきり高齢者等家族介護用品給付事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の要介護認定で「要介護 4 または 5」と認定された方を在宅（介護保険施設以外への入院含む）で介護している市民税非課税世帯の家族に、紙おむつ等の購入に要する経費の一部（月額 6,250 円まで）を給付します。

平成 27 年度予算額 14,218 千円

セ 「食」の自立支援事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

委 託 先 社会福祉法人および民間事業者 3 事業者

年 度	24	25	26
延利用食数	53,853	41,976	33,185

平成 27 年度予算額 17,232 千円

ソ シルバーハウジング生活援助員派遣事業

開始年度 平成 8 年度

内 容 シルバーハウジングの入居者が安心して暮らすことができるよう、生活援助員が生活相談、助言、安否の確認、各種情報の提供、緊急時の対応、一時的な疾病等の対応、関係機関等との連絡などのサービスを提供します。

実施施設 市営住宅花園団地 4 号棟（40 戸）

平成 27 年度予算額 2,709 千円

(6) 保健福祉事業

ア 生活管理指導員派遣事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定された方のうち、自立した生活が困難な方を対象に生活管理指導員を派遣し、日常生活における必要な支援・指導を行います。

実施施設 訪問介護事業所 75 事業所

平成 27 年度予算額 7,054 千円

イ 生活管理指導短期宿泊事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定された方のうち、自立した生活が困難な方を対象に、一定期間（原則 7 日以内）短期入所生活介護施設等に宿泊させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

実施施設 短期入所生活介護施設等 32 施設

平成 27 年度予算額 120 千円

(7) 認知症施策

ア 認知症介護予防普及啓発事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 町会・老人クラブ等の団体に対して、認知症の予防や早期発見、早期診断等の認知症に関する講話を行います。

平成 27 年度予算額 240 千円

イ 函館地区高齢者のための SOS ネットワークシステム「ぬくもりネットワーク」

開始年度 平成 9 年度

内 容 徘徊などにより行方不明となった認知症高齢者等を関係機関の連携により速やかに発見し、保護することを目的に連絡通報、保護体制のシステムを実施します。

保護状況

年 度	区 分	実 人 員	延 人 員
24		5	5
25		15	16
26		20	20

ウ 認知症サポーター養成講座

開始年度 平成 18 年度

内 容 認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターを養成することにより、認知症の人や家族が安心して暮らし続けることのできる地域の基盤をつくることを目的に開催しています。

実施状況

区 分 年 度	実施回数	延人員
24	21	653
25	22	612
26	31	1,007

平成 27 年度予算額 135 千円

エ 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度

内 容 介護保険サービス等を利用するために成年後見制度の利用が有効と認められる認知症高齢者で、一定の要件に該当する方に、市長申立てを行うほか、成年後見制度利用に係る費用を助成します。

実施状況

年度/区分	市長申立 件 数	申立費用 助成件数	報酬助成 件 数
24	4	2	1
25	1	0	2
26	0	1	3

平成 27 年度予算額 3,718 千円

オ 認知症地域支援推進員

開始年度 平成 27 年度

内 容 医療および介護サービス等の関係機関との連携を図るための支援や、認知症の人や家族を支援する相談業務等を行う認知症地域支援推進員を配置し、誰でも集える認知症カフェを開催するなどにより、認知症の人や家族が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

平成 27 年度予算額 250 千円

4 高齢者福祉サービスの推進

(1) 高齢者・介護総合相談窓口

開始年度 平成7年度

内 容 高齢者等の保健・福祉の様々な相談に応じ、総合的なサービス提供を行うことにより、市民サービスの向上に努めています。

設置場所 保健福祉部高齢福祉課， 亀田福祉課

戸井支所市民福祉課

恵山支所市民福祉課

椴法華支所市民福祉課

南茅部支所市民福祉課

活動状況（平成26年度）

区分	生活管理指導 員派遣		生活管理指導 短期宿泊		生きがい活動 支援通所		生活援助員派 遣		食の自立支援 事業	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	101	-	5	-	98	-	47	-	215	-
亀田	42	-	3	-	43	-	3	-	38	-
戸井	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
恵山	-	-	-	-	-	-	3	-	-	-
椴法華	-	-	22	-	6	-	-	-	2	-
南茅部	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
計	144	-	31	-	147	-	56	-	255	-

区分	ショートステ イ		緊急通報システム 設置		家族介護用品 給付等		リフォーム助 成		養護老人ホー ム入所	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	220	-	502	15	42	-	6	3	120	-
亀田	105	-	222	-	104	-	36	1	35	-
戸井	-	-	9	-	2	-	-	-	3	-
恵山	18	-	45	-	9	-	-	-	1	-
椴法華	5	-	7	-	4	-	-	-	5	-
南茅部	4	-	26	-	3	-	-	-	-	-
計	352	-	811	15	164	-	42	4	164	-

活動状況つづき（平成 26 年度）

区分	在宅介護相談		保健・医療相談		除排雪		虐待対応	
	相談	調査	相談	調査	相談	調査	相談	調査
高齢	1,124	64	51	-	331	-	530	172
亀田	1,004	-	33	-	251	-	43	29
戸井	267	-	-	-	11	-	-	-
恵山	2	-	-	-	19	-	-	-
椴法華	129	-	1	-	19	-	-	-
南茅部	158	-	-	-	35	-	-	-
計	2,684	64	85	-	666	-	573	201

平成 27 年度予算額 311 千円
 費用の負担 全額市費負担

区分	その他		合計	
	相談	調査	相談	調査
高齢	85	-	3,477	254
亀田	17	-	1,979	30
戸井	16	-	311	-
恵山	15	-	112	-
椴法華	-	-	200	-
南茅部	12	-	240	-
計	145	-	6,319	284

(2) 高齢者等在宅生活支援事業

ア 配食サービス事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 椴法華地区におけるひとり暮らしの高齢者等で老衰、心身の障がい等の理由により、食事の調理が困難な世帯を訪問し、定期的に食事を提供するとともに、当該利用者の安否の確認を行います。

委託先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 6,968 千円

費用の負担 全額市費負担

イ 寝具乾燥サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で老衰、心身の障がい等の理由により、寝具の衛生管理が困難な者に対し、衛生管理のための寝具の乾燥等を行います。

委託先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター

社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 304 千円

費用の負担 全額市費負担

ウ 外出支援サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 東部地区に居住するねたきり高齢者等で、一般の交通機関を利用することが困難な者に対し、移送用車両により医療機関等への送迎を行います。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 5,163 千円

費用の負担 全額市費負担

エ 除排雪サービス事業

開始年度 平成 7 年度

内 容 ひとり暮らしの高齢者等ならびに身体障がい者で、除排雪の労力の確保が困難な世帯に対し、生活通路等の確保のための除排雪や屋根の雪下ろしを行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター，函館建築板金事業協同組合
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 2,914 千円

費用の負担 全額市費負担

実施状況

区 分 / 年 度	24	25	26
配 食	延 16,075 食	延 15,939 食	延 16,314 食
寝 具 乾 燥	延 108 件	延 102 件	延 114 件
外 出 支 援	延 4,395 人	延 3,803 人	延 3,630 人
除 排 雪	延 1,265 件	延 1,217 件	延 905 件
電 話 安 否 確 認	155 世帯	155 世帯	0 世帯

※電話安否確認は平成 26 年 4 月より委託事業から補助事業へ移行。

(3) 高齢者生活援助員派遣事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯等に、生活援助員を派遣し、居宅で自立した生活を送るために一時的軽易な生活援助サービスを行います。

委 託 先 公益社団法人 函館市シルバー人材センター
社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 161 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 生きがい活動支援通所事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 要介護認定において「非該当」と認定されたが支援が必要な方を対象に、デイサービスセンターにおいてレクリエーションや日常動作訓練などを行います。

実施施設 デイサービスセンター55 か所

平成 27 年度予算額 12,224 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 生活管理指導短期宿泊事業（榎法華地区）

開始年度 平成 12 年度

内 容 榎法華地区における高齢者で、要介護認定において「非該当」と認定された方を、一定期間（原則 7 日以内）養護老人ホーム等に入所させ、生活習慣の指導や体調調整を図ります。

委 託 先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成 27 年度予算額 650 千円

費用の負担 全額市費負担

(6) ショートステイ事業

開始年度 平成 12 年度

内 容 介護保険の支給限度額を超える短期入所が必要な方を対象に、一定期間短期入所生活介護施設等へ入所させ、介護を行います。

実施施設 短期入所生活介護施設等 33 施設

平成 27 年度予算額 2,820 千円

費用の負担 全額市費負担

(7) 安心ボトル（救急医療情報キット）配付事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者等に対し、かかりつけ医療機関や持病等について記載した情報用紙等を保管するキット（安心ボトル）を配付し、万一の際の救急活動に役立て高齢者の日常生活の安心と安全を図ります。

対 象 者 65 歳以上のひとり暮らしの高齢者、またはそれに準じる世帯

平成 27 年度予算額 103 千円

費用の負担 全額市費負担

配付状況 16,959 本(平成 26 年度末現在)

(8) ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム設置事業

開始年度 平成4年度
 内 容 在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、火災・急病その他の緊急時に簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を設置することにより、日常生活における不安感を取り除き、安心して生活ができるようにします。

対 象 者 おおむね65歳以上の者で、次の条件のいずれかを満たす者。
 ア ひとり暮らしおよび高齢者のみの世帯で身体虚弱のため緊急事態に機敏に行動することが困難な方
 イ ひとり暮らしで突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
 ウ ア、イの要件を満たさない85歳以上のひとり暮らし高齢者で日常生活に不安を抱えている方
 エ ひとり暮らし以外でも、ア、イに準ずると認められる高齢者のいる世帯または高齢者のみの世帯

センター設備 緊急通報 …… 消防本部
 相談通報 …… 保健福祉部高齢福祉課

端末機の整備状況

年 度	24	25	26
新規設置台数	328	281	216
年度末設置台数	2,030	2,080	1,984

平成27年度予算額 44,042千円

費用の負担 全額市費負担

(9) いきいき住まいリフォーム助成事業

開始年度 平成6年度
 内 容 身体機能が低下した高齢者や重度の身体障がい者などが、車イスや補装具等を使用して日常生活を送ることができるよう、住宅を改造(バリアフリー化)する費用の一部を助成します。(前年の所得税が課税されていない世帯が対象)

対象工事 玄関、廊下、浴室、便所、洗面所等の段差解消、手すり取付、ドアの取替等の部分的な改造工事

助 成 額 改造工事に要する費用の3分の2、上限50万円
 (ただし、介護保険制度や障害者福祉制度の助成額を除く。)

実施状況

年 度	24	25	26
利用件数	7	4	4

平成27年度予算額 2,066千円

費用の負担 全額市費負担

(10) 在宅福祉ふれあい事業

開始年度	平成3年度
内 容	「函館市在宅福祉ふれあい基金」の運用から生ずる益金等をもって、地域における相互扶助の精神や社会福祉に対する意識の高揚を図るための住民参加による在宅福祉事業に助成し、高齢者が住み慣れた地域で健康で生きがいを持ち、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
基金の額	1,361,403,705円（平成27年3月末日現在）
実施主体	社会福祉法人 函館市社会福祉協議会
事業内容	ア 在宅福祉ふれあいサービスに関する事業 町会単位で設置する「在宅福祉委員会」が行う訪問安否確認サービス、会食・茶話会の開催や訪問理容美容サービス等 イ ボランティア団体が行う福祉活動の支援に関する事業 ボランティア活動を実践している団体に対する援助 ウ 高齢者、障がい者等を対象とする健康、生きがいづくりの推進に関する事業 世代間交流活動等 エ 在宅福祉ふれあい事業の促進に関する事業 ボランティア等の育成、地域における福祉活動の普及・啓発等
補助率	対象経費の10分の9、10分の10
平成27年度予算額	44,058千円

(11) 生活支援ハウス運営事業

開始年度	平成13年度
内 容	独立して生活することに不安のある高齢者に対し、介護支援機能、居住機能、交流機能を提供することにより、安心して健康で明るい生活を送ることができるように支援します。
施設数	3施設
平成27年度予算額	49,826千円
費用の負担	全額市費負担

(12) 軽費老人ホーム運営費補助事業

開始年度	平成17年度（※中核市移行により平成17年10月北海道から移管）
内 容	老人福祉の増進を図るため、函館市に所在する軽費老人ホームに対し、運営費の補助をします。
施設数	5施設
平成27年度予算額	136,631千円
費用の負担	全額市費負担

5 高齢者の生きがいつくりの推進

(1) 長寿祝状

開始年度 平成 24 年度（敬老祝金は平成 23 年度で廃止）

内 容 永年、社会の発展に貢献された高齢者の長寿を祝うため、満 88 歳および満 100 歳を迎える市民に祝状を贈呈します。

平成 27 年度予算額 336 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 高齢者交通料金助成事業

開始年度 平成 24 年度（交通機関乗車料金助成は平成 23 年度で廃止）

内 容 70 歳以上の高齢者が、函館市企業局および函館バス(株)が販売する乗車カードを購入する際に、購入額の一部を助成します。

対 象 者 函館市に住所を有する満 70 歳以上の高齢者
(障害者等外出支援事業による交通助成を受給する者を除く。)

助成方法 額面千円と 5 千円の乗車カードを半額で購入することができる「高齢者交通料金助成券」を 1 年度につき 1 冊 6,000 円分(500 円券 12 枚綴)を交付します。

平成 27 年度予算額 173,849 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 温泉等入浴優待事業

開始年度 昭和 55 年度

内 容 旧恵山町、旧榎法華村および旧南茅部町地区において、所定の温泉へ高齢者を入浴優待することにより、高齢者の生きがいと健康の保持増進を図ります。実施内容については、各地区毎で異なります。なお、旧恵山町地区においては、障がい者、母子家庭の方への優待も行っています。

平成 27 年度予算額 8,696 千円

費用の負担 北海道後期高齢者医療広域連合から一部助成があります。

(4) 老人クラブ運営費補助事業

開始年度 昭和 38 年度

内 容 高齢者の知識および経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動を通じ、老後の生活を豊かなものにするとともに、明るい長寿社会づくりを目的に、老人クラブに運営費を補助します。

会員数の
状 況

区分 / 年度	24	25	26
クラブ数	122	121	117
会員数(人)	7,943	7,540	6,892

補助額 1クラブ当たり均等割 20,000 円＋会員割 1,300 円（平成 24 年度改正）
（平成 23 年度 均等割 10,000 円＋会員割 1,300 円）

平成 27 年度予算額 11,385 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

(5) 老人クラブ連合会運営費補助事業

開始年度 昭和 52 年度

内 容 高齢者の社会活動を促進するため、老人クラブに対する指導事業および高齢者の幅広い社会活動促進を図っている老人クラブ連合会に運営費を補助します。

平成 27 年度予算額 8,035 千円

費用の負担 補助基準額の 3 分の 1 の国庫補助があります。

(6) 焼物教室開催事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 焼物教室を通して情操を高めるとともに、参加者相互の親睦を深めることを目的に開催します。

実施施設 特別養護老人ホーム函館共愛会愛泉寮

実施状況 開催期間：5 月～10 月（毎週 1 回）開催回数：20 回

年 度	24	25	26
受講者数（人）	72	61	55

平成 27 年度予算額 958 千円

費用の負担 全額市費負担

(7) 高齢者趣味の作品展

開始年度 昭和 41 年度

内 容 作品等の展示発表を通して、趣味の向上を図り、生きがいを高めます。

実施状況 期間：9 月を中心とする約 1 か月間

会場：市役所 1 階市民ホール

出品参加者 935 人 出品数 1,109 点（平成 26 年度）

平成 27 年度予算額 9 千円

費用の負担 全額市費負担

(8) 老人福祉大会

開始年度 昭和49年度

内 容 多年にわたり社会に貢献された高齢者を敬愛するとともに、その長寿を祝い、広く市民の老人福祉に対する関心と理解を深め、また、高齢者の生活向上の意欲を高めることを目的として開催します。

主 催 函館市老人クラブ連合会

主な行事 老人福祉功労者等の表彰および講演

参加者 約800名（平成26年度）

(9) 老人福祉センター

高齢者（60歳以上の方）が健康で明るく、生きがいのある生活を送ることができるように、保健師や医師が健康、保健などの各種相談に応じるほか、趣味・教養講座の開催や芸能発表会などを行う施設です。

区 分	湯川老人福祉センター	谷地頭老人福祉センター
所在地	湯川町1丁目7番26号	谷地頭町13番18号
種 別	A型	A型
敷地面積	2,500㎡	1,304.67㎡
建 物	ブロック造平屋建670.53㎡	鉄筋コンクリート造2階建958.86㎡
総工費	57,080千円	559,535千円
開設年月日	昭和45年4月1日	昭和49年1月19日 平成11年8月1日移転改築
入浴設備	温泉を使用	温泉を使用
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時30分～午後4時30分
料 金	無 料	無 料
休 館 日	月曜日	金曜日

区 分	美原老人福祉センター	総合福祉センター内老人福祉センター
所在地	美原1丁目29番19号	若松町33番6号
種 別	A型	B型
敷地面積	2,463.90㎡	総合福祉センター2階一部 (416.70㎡) (共用部分は除く)
建 物	鉄骨造平屋建824.58㎡	
総工費	223,770千円	—
開設年月日	昭和56年4月8日	平成6年4月1日
入浴設備	沸かし湯	無
利用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時～午後5時
料 金	無 料	無 料
休 館 日	火曜日	月曜日

利用状況（続き）

施設名	22		23	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	82,291 (75,452)	282 (258)	77,037 (68,713)	263 (235)
谷地頭	86,539 (84,209)	295 (287)	73,672 (71,073)	252 (243)
美原	69,677 (62,927)	238 (215)	67,424 (58,847)	229 (200)
総合福祉センター内	61,375	199	65,897	214
計	299,882 (222,588)	1,014 (760)	284,030 (198,633)	958 (678)

施設名	24		25	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,129 (60,896)	238 (209)	72,135 (65,454)	248 (225)
谷地頭	62,412 (60,203)	214 (206)	64,135 (62,614)	219 (214)
美原	66,669 (58,143)	228 (198)	62,530 (54,528)	213 (186)
総合福祉センター内	61,407	199	60,648	198
計	259,617 (179,242)	879 (613)	259,448 (182,596)	878 (625)

施設名	26	
	利用者 (うち入浴利用者)	1日平均 (うち入浴利用者)
湯川	69,888 (63,795)	240 (219)
谷地頭	77,323 (75,884)	264 (259)
美原	60,616 (52,099)	208 (178)
総合福祉センター内	58,419	190
計	266,246 (191,778)	902 (656)

平成27年度予算額 101,060千円（総合福祉センター内センターの経費は除く。）
 費用の負担 全額市費負担

6 要援護高齢者対策の推進

(1) 養護老人ホーム

施設の目的 65歳以上の方で、環境上の理由および経済的な理由により、居宅での生活が困難な方が市の措置により入所できる施設です。

(平成27年4月1日現在)

措置状況	区分	施設数	男	女	計
	市内施設	2か所	36人	226人	262人
	市外施設	9	10	56	66
	計	11	46	282	328

市内：永楽荘，まろにえ

市外：好日園（七飯町），ひのき荘（江差町），静山荘（札幌市），緑風苑（旭川市），恵明園（江別市），やすらぎ荘（新得町），旭光園（旭川市），慶和園（京極町），祥風苑（岩手県大船渡市）

平成27年度予算額 601,111千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 要援護高齢者等対策事業

開始年度 平成22年度

内 容 (1) 要援護高齢者対策ネットワーク協議会

高齢者虐待防止および高齢者見守りネットワーク事業の推進について、関係機関との連携を図るため、司法関係者、学識経験者等各分野の専門家や、行政、医療関係、介護関係、警察等関係機関・団体の代表者が集まり、情報交換、連携のあり方および役割分担について協議する。（年2回開催）

(2) 高齢者虐待の防止および孤立防止にかかる普及啓発

- ・講演会の開催
- ・リーフレットの配付
- ・パネル展の開催

平成27年度予算額 629千円

(3) 高齢者虐待への対応

内 容 高齢者虐待防止法に基づき、市の責務として関係機関と連携し、高齢者虐待の早期発見や適切な支援に努める。

実 績 ○養護者による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	24	25	26
通報件数	92	104	108
虐待と判断	48	60	67
虐待ではない	20	16	10
判断に至らず	23	27	31

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

○養介護施設従事者等による虐待（65歳未満を含む）

区分／年度	24	25	26
通報件数	12	11	14
虐待と判断	1	4	3
虐待ではない	6	7	8
判断に至らず	3	1	4

※調査が年度をまたぐ場合があるため、通報件数と判断件数は必ずしも一致しない。

(4) 高齢者見守りネットワーク事業

開始年度 平成20年度

内 容 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、高齢者の「孤立」を防ぐための見守り体制を構築するとともに、地域住民が主体的に高齢者を見守っていくことのできる地域づくりを推進する。

実施状況 ○平成20年度から、平成24年8月まで、単身高齢者を対象として実施

○平成25年3月から、高齢者のみ世帯を対象を拡大し、実態把握を実施
平成27年3月末時点で109町の実態把握が終了

○実態把握対象町の実績

- ・ 高齢者のみ世帯数 8, 104世帯（住民基本台帳により抽出）
- ・ 高齢者のみ世帯の世帯員数 16, 298人（住民基本台帳により抽出）
- ・ 実態把握対象者数 7, 405人（うち、孤立の心配がある高齢者）
- ・ 実態把握実施者数 2, 785人（うち、訪問により実態把握できた数）
- ・ 実態把握未実施者数 4, 620人（実態把握できなかった数）

※実態把握により、新たに何らかの見守り（サービス利用など）につながった
高齢者 109人

障がい児・者福祉

核家族化の進行などに伴う社会環境の変化，障がいの重度化・重複化，精神障がい者や難病患者に対する福祉施策の拡充の必要性など，新たな課題が発生するとともに，障がいのある人のニーズも多様化してきており，国においても社会福祉構造改革が進められ，平成18年4月には身体，知的，精神の障がい種別に関わらず，一元的なサービスの提供や就労支援などを柱とした障害者自立支援法が，平成23年8月には障害者基本法の一部を改正する法律が施行されたところであり，さらに平成24年6月には，地域社会における共生の実現に向けて障害福祉サービスの充実等，障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため，障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）と改め，新たな障害保健福祉施策を講ずることとしています。

市においても平成18年度に障害者基本法に基づき，障がいのある人の施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期の計画として「函館市障がい者基本計画」を策定するとともに，その実施計画として障害者総合支援法に基づく「函館市障がい福祉計画」を策定し，障害福祉サービスの必要量とその確保に関し定め，障がい者施策のさらなる推進を図ることとしています。

1 障がい児・者の状況

〔身体障がい〕

身体障がい児・者の障がい別・等級状況 (平成27年4月1日現在 単位:人)

障がい区分	等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚障がい	18歳未満	7	0	0	1	2	0	10	7.4%
	18歳以上	329	297	77	57	141	89	990	
	計	336	297	77	58	143	89	1,000	
聴覚・平衡機能障がい	18歳未満	0	8	3	4	0	8	23	7.6%
	18歳以上	64	228	140	235	3	331	1,001	
	計	64	236	143	239	3	339	1,024	
音声・言語・そしゃく機能障がい	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0.9%
	18歳以上	0	6	66	44	0	0	116	
	計	0	6	66	44	0	0	116	
肢体不自由	18歳未満	42	14	10	10	6	0	82	56.0%
	18歳以上	1,197	1,381	1,716	2,335	604	243	7,476	
	計	1,239	1,395	1,726	2,345	610	243	7,558	
内部障がい	18歳未満	20	0	4	4	0	0	28	28.1%
	18歳以上	2,619	32	484	627	0	0	3,762	
	計	2,639	32	488	631	0	0	3,790	
計	18歳未満	69	22	17	19	8	8	143	100.0%
	18歳以上	4,209	1,944	2,483	3,298	748	663	13,345	
	計	4,278	1,966	2,500	3,317	756	671	13,488	
構成比(%)		31.7%	14.6%	18.5%	24.6%	5.6%	5.0%	100.0%	

障がい別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	25			26			27		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい	13	984	997	10	990	1,000	10	990	1,000
聴覚・平衡 機能障害	33	1,053	1,086	31	1,034	1,065	23	1,001	1,024
音声・言語・ そしゃく機能 障がい	0	128	128	0	119	119	0	116	116
肢体不自由	94	7,526	7,620	91	7,648	7,739	82	7,476	7,558
内部障がい	30	3,688	3,718	34	3,707	3,741	28	3,762	3,790
計	170	13,379	13,549	166	13,498	13,664	143	13,345	13,488

等級別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	25			26			27		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	75	4,227	4,302	76	4,253	4,329	69	4,209	4,278
2 級	27	2,043	2,070	27	2,009	2,036	22	1,944	1,966
3 級	22	2,552	2,574	19	2,536	2,555	17	2,483	2,500
4 級	21	3,153	3,174	22	3,294	3,316	19	3,298	3,317
5 級	8	729	737	8	733	741	8	748	756
6 級	17	675	692	14	673	687	8	663	671
計	170	13,379	13,549	166	13,498	13,664	143	13,345	13,488

〔知的障がい〕

知的障がい児・者の程度別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	25			26			27		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
重 度	114	891	1,005	111	902	1,013	109	916	1,025
中度・軽度	335	1,127	1,462	360	1,173	1,533	369	1,221	1,590
計	449	2,018	2,467	471	2,075	2,546	478	2,137	2,615

〔精神障がい〕

等級別状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

年度 区分	25			26			27		
	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計	18歳未満	18歳以上	計
1 級	1	206	207	1	203	204	1	218	219
2 級	1	1,444	1,445	3	1,467	1,470	4	1,534	1,538
3 級	2	571	573	5	607	612	4	649	653
計	4	2,221	2,225	9	2,277	2,286	9	2,401	2,410

2 函館市障がい者基本計画，函館市障がい福祉計画

◎函館市障がい者基本計画

(1) 計画策定の趣旨等

この計画は、「障害者基本法」に基づく市町村障害者計画であるとともに、「函館市基本構想」の実現に向け、「函館市地域福祉計画」，「函館市高齢者等保健・医療・福祉計画」などの他の諸計画との整合性を図りながら，本市の障がい者施策の基本となる計画であり，障がい者計画としては第4次になるものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は，平成18年度から平成27年度までの10か年とし，社会情勢やニーズの変化，前期の事業の進捗状況などを踏まえ，中間年（平成22年度）に「函館市障がい者基本計画後期推進指針」を作成しました。

(3) 計画の基本的考え方

○ 計画の基本理念

この計画は，障がいのある人の基本的人権が尊重され，乳幼児期から高齢期に至るライフステージのすべての段階において，身体的，精神的，社会的な適応能力の回復にとどまらず，地域の中で自立した生活ができるよう，あらゆる分野のサービスが有機的，体系的に提供される社会を目指す「リハビリテーション」の理念と，障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念を前計画から継承し，この理念のもとに，障がいのある人が自立し，生きがいを持ち，安心して暮らすことのできるまちを目指します。

○ 計画の基本的な方向

① 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が自らの選択により，できるだけ身近なところで必要なサービスを受けながら，住み慣れた地域での生活の継続や，入所施設から地域生活への移行が促進されるよう，一人ひとりの障がいに応じたニーズを的確に把握し，障がいの特性に対応した適切な保健・医療・福祉サービスを提供する体制の整備・充実に努めます。

② 自立と社会参加の促進

障がいのある人が可能な限り自らの選択と決定により，自立して主体的に行動し，その行動に責任を負うとともに，社会のあらゆる活動に参加し，地域において生きがいを持って生活できるよう，乳幼児期からの早期療育や教育を通じた発達支援，就労支援など，ライフステージに応じた総合的かつ継続的な支援の充実に努めます。

③ バリアフリー社会の実現

障がいのある人の生活環境を整備するという観点から，地域社会に存在する偏見と差別といった心のバリア，住まいや移動等の環境のバリア，情報のバリアなど，地域生活を阻むソフト・ハード両面にわたる様々なバリアの解消に努めるとともに，障がいのある人の地域生活を支える市民の主体的な地域福祉活動を推進します。

(4) 分野別施策

第1 地域生活の支援体制の充実

① 生活支援

【基本的な考え方】

障がいのある人が自らの選択により、ライフステージに応じて必要なサービスを利用しながら、地域で生活するために、身近な相談支援体制や、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備を図るとともに、障がい福祉サービスの量的・質的な充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 相談支援機能の充実
 - ・相談支援体制の構築
- イ 日常生活支援体制の整備
 - ・障がい福祉サービスの提供基盤の整備
 - ・地域生活支援事業の創設
 - ・補装具・日常生活用具の有効活用
- ウ 重度化・高齢化への対応
 - ・家族等に対する支援体制の充実
 - ・ケアホームの整備の推進（共同生活介護）
 - ・重度の障がいのある人に対する支援体制の整備
- エ 地域生活への移行の促進
 - ・地域生活への移行の支援
 - ・入所施設の機能の拡充・転換
- オ 住居の確保
 - ・グループホーム等の整備
 - ・公営住宅等の整備
- カ 各種障がいへの対応
 - ・障がいのある人への支援の充実
- キ 生活安定施策の推進
 - ・経済的支援の充実
- ク サービスの質の向上
 - ・各種研修の充実等
- ケ 権利擁護の推進
 - ・権利擁護施策の推進

② 保健・医療

【基本的な考え方】

障がいのある人に対する適切な保健・医療・リハビリテーション体制の充実と、障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、治療の推進を図るとともに、障がいのある人やその家族の療育・療養生活を支援します。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がいの予防対策の充実
 - ・母子保健対策の推進
 - ・生涯を通じた疾病予防対策の充実
- イ 早期発見と早期治療の充実
 - ・周産期・乳幼児期に対する早期発見・早期治療対策の推進
 - ・青年期からの疾病の早期発見・早期治療対策の推進
- ウ 障がいのある人の保健・医療の充実
 - ・難病対策の充実
 - ・精神障がい者施策の充実
 - ・リハビリテーション医療体制の整備
 - ・医療給付等の充実

第2 自立と社会参加の促進

① 教育・育成

【基本的な考え方】

障がいのある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな支援を行うため、障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、乳幼児期から学校卒業時まで地域で一貫して計画的に教育や療育を行い、身体障がい、知的障がいおよび自閉症、LD、ADHD等の発達障がいなどにより、教育・療育に特別なニーズのある子どもに対して適切な支援を行うための体制の充実を図ります。

本人および保護者の意向を十分に尊重し、最も適切な教育を受けることができるよう、就学指導体制の充実や教育施設の整備を進めるほか、障がいのある子どもの特性に応じた多様な教育を展開し、関係機関との連携を図りながら、障がいのある子どもに関する研修体制の整備や情報提供の場の確保を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 障がい児療育の充実
 - ・保健，医療，福祉，教育の連携
 - ・療育体制の充実
 - ・障がい児保育の充実
- イ 学校教育の充実
 - ・教育相談・指導体制の整備
 - ・教育内容の充実
 - ・障がいの特性に配慮した教育の充実
 - ・職員研修の充実
 - ・学校外活動の推進
 - ・施設のバリアフリー化の促進

② 雇用・就労

【基本的な考え方】

事業主はもとより、広く市民に対し障がいのある人の雇用についての理解を深めることにより、働きやすい環境づくりに努めるとともに、障がいのある人の意欲と能力に応じた就業機会の拡大や北海道、公共職業安定所等の関係機関との連携のとれた就労支援を推進し、多様な働き方を可能にする施策の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 雇用の促進

- ・障がいのある人の雇用の啓発
- ・職場への定着のための支援
- ・相談、情報提供の充実
- ・各種助成制度の周知活用
- ・市職員への障がいのある人の雇用の推進

イ 就労機会の拡大

- ・職域の拡大

ウ 職業訓練の充実

- ・職業能力の向上

③ 社会参加

【基本的な考え方】

障がいのある人の生活を豊かにするため、社会生活を営むうえで必要な知識や技術を習得する機会を充実するとともに、スポーツ・文化活動などへの参加機会の拡大と指導員等の人材の確保に努め、社会参加活動に対する支援の拡充を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

ア 社会参加の促進

- ・社会参加の促進
- ・ボランティアとの連携

イ スポーツ・文化活動の推進

- ・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・文化活動の推進

ウ 行事等への参加の促進

- ・行事等への参加の促進
- ・情報提供の充実

第3 バリアフリー社会の実現

① 啓発・広報

【基本的な考え方】

障がいの有無に関わらず、互いの個性を尊重し、支え合うノーマライゼーションの理念の普及や、障がいについての正しい理解の促進、市民全体の地域福祉活動の推進を図るため、各種広報手段を活用し、啓発・広報活動の充実に努めます。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア ノーマライゼーション理念の啓発
 - ・啓発活動の推進
- イ 心のバリアフリーの促進
 - ・福祉教育の推進
- ウ ボランティア活動の促進
 - ・ボランティア活動の促進
- エ 交流の促進
 - ・地域交流の促進
 - ・広域交流の促進
 - ・国際交流の促進

② 生活環境

【基本的な考え方】

障がいの有無に関わらず、誰もが快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。

このため、障がいのある人をはじめとするすべての人が安全に安心して生活し、社会参加できるよう、住宅、公共的建築物、公共交通機関、歩行空間などの生活空間のバリアフリー環境の整備を促進します。

また、障がいのある人等に配慮した防災・防犯対策を推進します。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 福祉のまちづくりの推進
 - ・福祉のまちづくりの推進
- イ 住まいの整備
 - ・住宅の確保
 - ・住宅改善の促進
- ウ 移動・交通対策の推進
 - ・道路、交通安全施設の整備
 - ・移動・交通手段の確保
 - ・外出支援の充実
- エ 防災・防犯対策の推進
 - ・防災・防犯対策の推進

③ 情報・コミュニケーション

【基本的な考え方】

障がいのある人の自立と社会参加を支援するため、情報の取得やコミュニケーションが円滑に行われるよう、適切な方法による情報の提供に努めるとともに、IT等を活用した情報バリアフリー化の促進やコミュニケーション体制の充実を図ります。

【施策の推進方向と主要施策】

- ア 情報バリアフリーの推進
 - ・情報提供の充実
- イ コミュニケーションの推進
 - ・コミュニケーション支援体制の充実

(5) 計画の推進

すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することを基本とします。

関係部局等が密接に連携し、障がいのある人のニーズや事業の進捗状況等を把握しながら、一人ひとりの障がいの特性や、ライフステージに応じた支援を行うための適切なサービスが提供できるよう総合的に取り組みます。

必要に応じて国や北海道に要望などを行うとともに、これら関係機関との連携・協力を図りながら、各事業を推進します。

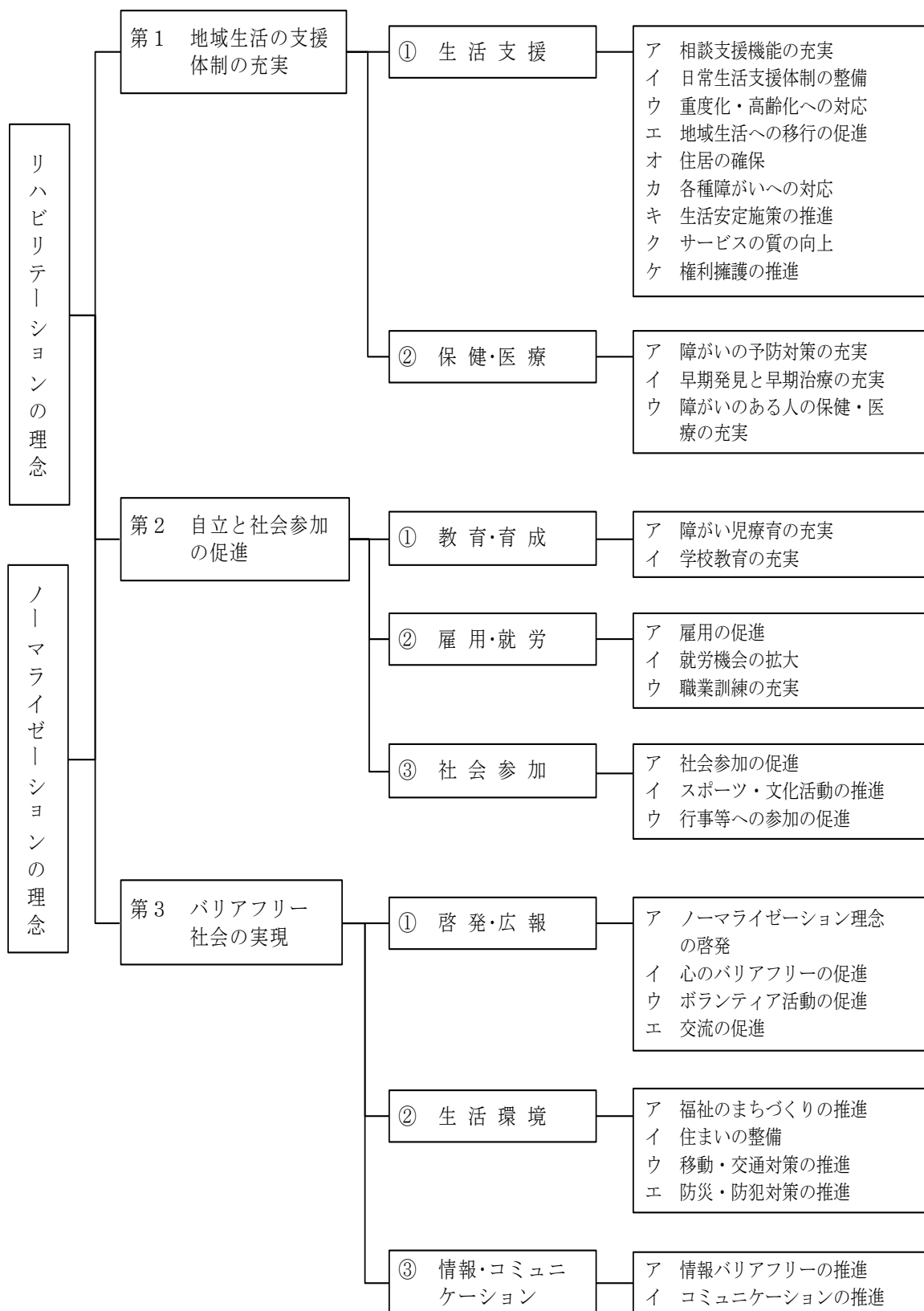
(6) 体系図

【基本理念】

【基本的な方向】

【施策区分】

【施策の推進方向】



(7) 函館市障がい者基本計画後期推進指針

○ 後期推進指針の趣旨等

計画期間の中間年にあたり、計画の基本理念を変えことなく「障害者自立支援法」、「児童福祉法」等の改正など障がい者制度改革を進める国の動向や北海道の障がい者施策等を含めた社会情勢の変化を見据えるほか、障がいの有無、年齢、性別などを超えて、地域で生活するすべての人が、互いに多様な個性を理解し合い、思いやる地域社会の構築を目指す市の地域福祉施策や計画の前期の事業の進捗状況などを踏まえて、障がいのある人のニーズに応じた各種施策を効率的に推進することを目的とします。

○ 後期推進指針の期間

後期推進指針の期間は、平成23年度から平成27年度までの5か年とします。

○ 後期推進指針の方向

後期推進指針については、計画における基本的な方向に加え、個別事業ごとに、これまでの主な取組み状況から課題をとらえたうえで、次の視点で各種施策を推進していきます。

① 相談体制の充実と利用の促進

計画で示した主要施策・個別事業については、おおむね順調に推移してきていますが、事業所等が少ないあるいは現行の支援内容では十分な満足が得られないサービスや、内容が十分に周知されていないと思われるサービスなどもあるため、乳幼児期・学齢期・青年期・高齢期のライフステージに応じて適切なサービス利用ができるよう相談体制のさらなる充実や情報の提供を行うとともに、民間事業者とも連携しながら、利用の促進を図っていきます。

② 地域社会の支え合い

計画では、すべての市民が福祉に対する理解を深め、行政はもとより、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが、それぞれの立場で力を合わせ、相互に連携しながら施策を展開することとしており、障がいのある人に対する移動支援や軽度の障がい児・者に対する見守りなど、行政だけでは十分に対応できないサービスについては、町会、関係団体などの地域社会で支え合い、補完し合いながらノーマライゼーション理念の意識の醸成や環境づくりを推進していきます。

③ 地域生活への移行の促進と環境の充実

国においては、施設入所者の地域生活への移行を促進していますが、障害福祉サービス等を利用している方（身体・知的・精神）を対象に市が平成22年度に実施した障がい者実態調査でも、多くの方が住み慣れた自宅や地域での生活を望んでいることが明らかとなり、そのため、障がいのある人の自立や家族等への支援が図られるよう、居宅サービスや日中活動サービスのほか、地域での居住の場となるグループホームやケアホームの整備についても、事業者に対して働きかけながら促進していきます。

また、施設のバリアフリー化のほか、教育や就労などのライフステージにおいても、障がいのある人のニーズを踏まえながら各種施策を推進していきます。

◎第4期函館市障がい福祉計画

(1) 計画策定の趣旨等

この計画は、障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画であるとともに、平成18年2月に策定した「函館市障がい者基本計画」の実施計画と位置付けており、第1期計画（平成18年度～20年度）、第2期計画（平成21年度～23年度）、第3期計画（平成24年度～26年度）の計画の進捗状況等を踏まえつつ、障がい者の地域生活を支援するためのサービス提供体制等に係る平成29年度末の目標を設定するとともに、障害者施策のさらなる推進を図るため策定したものです。

(2) 計画の期間

計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

(3) 計画推進のための基本的事項

○ 計画の基本理念

障がいのある人が自立し、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちをめざすという障がい者基本計画の理念のもとに、障がいのある人がその有する能力と適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスの提供その他の支援を行うこととします。

○ 計画推進のための基本的事項

① 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

障がいの種別や程度にかかわらず、障がいのある人が、必要な支援を受けながら、自らの意思で住みたい場所を選び、自立し社会参加することができるよう、相談支援体制をはじめ、障がい福祉サービスなどの充実を図ります。

② 障がい種別によらないサービス提供の推進

障がい種別によらない制度の一元化のもとで、障がい福祉サービスの実施主体として、北海道および南渡島圏域の市町と連携しながら障がい福祉サービスの充実に努めます。

③ 包括的な支援体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援に関するサービスの提供体制を整備するとともに、保健、医療、福祉、労働、教育等の関係機関が連携し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの確立をめざします。

(4) 第4期計画における重点的な取組み

- ① 相談支援体制の充実と強化
- ② 障がいのある人の地域生活への移行の促進
- ③ 地域社会の支え合い
- ④ 障がいのある人の就労の推進
- ⑤ 障がいのある子どもに対する支援の強化
- ⑥ 権利擁護の推進

(5) 平成29年度の成果目標

計画の策定にあたり、国から示された地域生活への移行や就労支援等の課題に対応するため、第3期計画までの進捗状況を踏まえ、平成29年度における成果目標を設定しました。

○ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国が示した値（地域生活への移行者12%以上、入所者数の減少4%以上）を基本としながら、平成25年度末の福祉施設の入所者数569人の約9.7%、55人が地域生活へ移行するとともに、約4.2%、24人の入所者を減少させることを目標とします。

項目	数値	備考
平成25年度末の施設入所者数	569人	
平成29年度末までの地域生活への移行者数見込み	55人 (9.7%)	施設入所から共同生活援助（グループホーム）等への移行者数
平成29年度末の入所者数見込み	545人	
平成29年度末までの減少数見込み	24人 (4.2%)	差引減少者数

○ 福祉施設から一般就労への移行等

国が示した値（平成24年度実績の2倍）を基本としながら、平成24年度中に福祉施設を退所して一般就労した18人の約2.4倍の43人が、一般就労へ移行することを目標とします。

また、平成25年度において、就労移行支援事業を利用している方は63人ですが、国が示した値（平成25年度の利用者数の6割以上増加）を基本とし、平成25年度の利用者数から約4割増の87人が利用することを目標とします。

就労移行支援事業所の就労移行率については、平成25年度では、移行率が3割以上の事業所は6か所のうち1か所でしたが、国が示した値（全体の5割以上）を基本とし、5割に当たる3か所とすることとします。

項 目	数 値	備 考
一般就労移行者数見込み	43人	平成24年実績（18人）の2.4倍
就労移行支援事業利用者数見込み	87人	平成25年度実績（63人）の約4割増
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所数	3か所	就労移行支援事業所（6か所）の5割

○ 地域生活支援拠点等の整備

障がいのある人の地域生活を支援するため、共同生活援助（グループホーム）または障害者支援施設において、地域生活への移行に関する相談や訪問系サービス、日中活動系サービス等の提供などの機能を集約して付加した拠点を整備することについては、平成29年度までに整備することをめざし、今後、関係機関との協議を行います。

(6) 計画の推進

① 関係機関との連携

障がい福祉サービスをはじめ相談支援や地域生活支援事業を、円滑に実施するためには、障がいのある人と事業者、関係団体等、行政の連携が重要であることから、自立支援協議会を核としたネットワークを充実・強化していきます。

② 国や北海道との連携

国や北海道と連携しながら、制度改正などの動向を的確に把握し、施策を推進していくとともに、本市の実情や課題を踏まえ、国や北海道に対し、制度の改善や財政措置の充実などについて要望していきます。

③ 計画の進行管理

計画の推進にあたっては、函館市障がい者計画策定推進委員会において、各年度における障がい福祉サービスの利用や地域生活への移行の状況など、計画の進捗状況について、点検・評価し、その結果をサービスの実施に反映させるとともに、市の関係部局との協力・連携を図りながら施策を推進していきます。

3 障害者総合支援法の施行

平成15年4月から実施された支援費制度は、サービスのあり方を、それまでの「措置制度」から「契約制度」へと大きく変え、自己決定、利用者本位の考え方を明確にし、障がいのある人の地域生活支援を前進させましたが、新たな課題も浮き彫りになり、これに対応する制度として、平成18年4月から障害者自立支援法が実施されることとなりました。

障害者自立支援法は、身体、知的、精神の障がい種別ごとにサービス提供の仕組みが分かれていた状況を改め、市町村が一元的に福祉サービスを提供する仕組みを創設するとともに、利用者本位のサービス体系に再編し、就労支援の抜本的強化を図るなどの内容となっています。

※障害者自立支援法は、平成25年4月に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に改正されました。

(1) 障害福祉サービス利用者の決定状況

(平成27年4月1日現在)

区 分		決定者数(人)
障害福祉サービス	障がい者	2,042
	障がい児	111
	精神障がい者	390
介護給付	障がい者	1,393
	障がい児	111
	精神障がい者	120
訓練等給付	障がい者	649
	精神障がい者	270

(2) 自立支援給付

ア 障害福祉サービス

(ア) 居宅介護等サービス

内 容 居宅において、ホームヘルパーなどが介護、家事等の全般にわたる援助を行います。

実施状況

年度		24	25	26
身体障がい者	実 人 員	207 人	220 人	222 人
	延利用時間	41,962.50 時間	43,644.75 時間	45,684.50 時間
	支 給 額	122,888 千円	131,335 千円	156,832 千円
知的障がい者	実 人 員	49 人	52 人	54 人
	延利用時間	7,974.25 時間	7,569.75 時間	7,380.25 時間
	支 給 額	24,860 千円	24,972 千円	27,543 千円
障 が い 児	実 人 員	11 人	12 人	10 人
	延利用時間	353.50 時間	738.50 時間	845.50 時間
	支 給 額	1,784 千円	3,569 千円	4,418 千円
精神障がい者	実 人 員	74 人	69 人	85 人
	延利用時間	4,822.00 時間	4,861.75 時間	5,363.50 時間
	支 給 額	10,373 千円	10,543 千円	13,279 千円

平成27年度予算額 158,568千円（身体障がい者）、29,078千円（知的障がい者）、
5,268千円（障がい児）、13,292千円（精神障がい者）

費用の負担 負担対象額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

(イ) 生活介護

内 容 施設における日中活動で、創作的活動、機能訓練、入浴等のサービスの提供を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		913 人	949 人	952 人
延 利 用 回 数		201,789 回	217,933 回	223,860 回
支 給 額		10,859,151 千円	2,079,671 千円	2,174,649 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		0 人	2 人	4 人
延 利 用 回 数		0 回	165 回	846 回
支 給 額		0 千円	1,321 千円	6,463 千円

平成 27 年度予算額 2,208,151 千円 (身体・知的障がい者), 6,636 千円 (精神障がい者)
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(ウ) 短期入所サービス

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい者に対して、短期間、入所した施設において適切な支援を行います。

実施状況

区分	年度	24	25	26
身体障がい者	実 人 員	27 人	25 人	24 人
	延利用回数	433 回	696 回	1,024 回
	支 給 額	3,856 千円	5,757 千円	7,967 千円
知的障がい者	実 人 員	54 人	49 人	52 人
	延利用回数	1,595 回	1,978 回	1,902 回
	支 給 額	11,952 千円	15,073 千円	14,892 千円
障 がい 児	実 人 員	18 人	19 人	12 人
	延利用回数	313 回	181 回	103 回
	支 給 額	2,654 千円	1,271 千円	759 千円
精 神 障 がい 者	実 人 員	3 人	2 人	6 人
	延利用回数	169 回	82 回	53 回
	支 給 額	1,098 千円	503 千円	336 千円

平成 27 年度予算額 8,008 千円 (身体障がい者), 14,692 千円 (知的障がい者),
 713 千円 (障がい児), 531 千円 (精神障がい者)
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(エ) 療養介護等

内 容 機能訓練，療養上の管理，看護，医学的管理の下における介護および日常生活上の援助を行います。

実施状況

区分	年度	24	25	26
実 人 員		55 人	55 人	54 人
支 給 額		183,864 千円	211,859 千円	205,737 千円

平成 27 年度予算額 207,344 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

(オ) 施設入所支援

内 容 施設に入所する人に，夜間や休日，入浴，排泄，食事の介護等を行います。

実施状況

区分	年度	24	25	26
実 人 員		581 人	582 人	586 人
延 利 用 回 数		191,514 回	199,245 回	202,144 回
支 給 額		750,328 千円	819,630 千円	836,653 千円

平成 27 年度予算額 847,414 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

(カ) 就労継続支援

内 容 一般就労等での就労が困難な人に，働く場を提供するとともに，知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		436 人	471 人	468 人
延 利 用 回 数		84,733 回	88,775 回	89,768 回
支 給 額		485,170 千円	518,969 千円	531,413 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		137 人	151 人	162 人
延 利 用 回 数		19,615 回	25,720 回	26,360 回
支 給 額		107,585 千円	139,417 千円	155,248 千円

平成 27 年度予算額 714,276 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

(キ) 就労移行支援

内 容 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		36 人	47 人	49 人
延 利 用 回 数		5,414 回	5,486 回	6,954 回
支 給 額		42,355 千円	42,960 千円	60,857 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		0 人	16 人	35 人
延 利 用 回 数		0 回	1,176 回	5,148 回
支 給 額		0 千円	10,270 千円	44,420 千円

平成 27 年度予算額 108,140 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(ク) 自立訓練

内 容 自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

実施状況 [身体・知的障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		31 人	38 人	34 人
延 利 用 回 数		4,725 回	3,874 回	4,219 回
支 給 額		31,571 千円	25,581 千円	29,911 千円

[精神障がい者分]

区分	年度	24	25	26
実 人 員		23 人	28 人	30 人
延 利 用 回 数		5,579 回	7,029 回	6,772 回
支 給 額		29,644 千円	37,469 千円	34,310 千円

平成 27 年度予算額 65,072 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(ケ) 共同生活援助

内 容 夜間や休日に、共同生活を行う住居において、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに相談や日常生活上の援助を行います。

実施状況

区分		年度		
		24	25	26
身体・知的障がい者	実 人 員	186 人	208 人	218 人
	延 利 用 回 数	60,584 回	66,130 回	72,180 回
	支 給 額	258,262 千円	295,601 千円	355,241 千円
精神障がい者	実 人 員	47 人	46 人	63 人
	延 利 用 回 数	14,585 回	14,373 回	16,318 回
	支 給 額	46,185 千円	47,539 千円	72,465 千円

平成 27 年度予算額 361,662 千円 (身体・知的障がい者), 70,544 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

※平成 26 年 4 月から共同生活介護と共同生活援助が一元化されました。

イ 地域相談支援

内 容 障害者施設等に入所 (入院) している障がい者の地域での生活に移行するための支援や、地域に移行した障がい者に対して常時の連絡体制をとり、緊急訪問等の対応をすることにより、安定した地域生活を送るための支援を行います。

実施状況

区分		年度		
		24	25	26
身体・知的障がい者	実 人 員	0 人	1 人	1 人
	延 利 用 回 数	0 回	1 回	2 回
	支 給 額	0 千円	23 千円	7 千円
精神障がい者	実 人 員	2 人	2 人	0 人
	延 利 用 回 数	12 回	10 回	0 回
	支 給 額	36 千円	30 千円	0 千円

平成 27 年度予算額 38 千円 (身体・知的障がい者), 207 千円 (精神障がい者)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

ウ 計画相談支援

内 容 支給決定の前にサービス等利用計画案を作成し、支給決定後に障害福祉サービス事業者との連絡調整およびサービス等利用計画の作成を行うことにより、障がい者 (児) の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて支援を行います。

実施状況

区分		年度		
		24	25	26
身体・知的障がい者	実 人 員	5 人	284 人	908 人
	延 利 用 回 数	9 回	426 回	1,084 回
	支 給 額	132 千円	6,572 千円	19,024 千円
精神障がい者	実 人 員	0 人	7 人	54 人
	延 利 用 回 数	0 回	9 回	71 回
	支 給 額	0 千円	138 千円	1,140 千円

平成 27 年度予算額 22,065 千円（身体・知的障がい者），1,119 千円（精神障がい者）
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

エ 自立支援医療（更生医療）

開始年度 昭和 33 年度
 内 容 身体の障がいの除去または軽減をして，職業能力を増進し，または日常生活を容易にすることなどを目的とした医療を行います。
 対 象 者 18 歳以上の身体障害者手帳所持者
 自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが，月額負担の上限があります。

（単位：人）

給付状況

年度	24	25	26
区分			
視 覚 障 害	0	0	0
肢 体 不 自 由	25	22	43
心 臓 機 能 障 害	0	0	1
じん臓機能障害	833	885	878
肝 臓 機 能 障 害	3	2	2
免 疫 機 能 障 害	8	7	14
計	869	916	938
給付額(千円)	700,495	772,826	808,044

平成 27 年度予算額 835,322 千円
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

オ 自立支援医療（精神通院）〔道事業〕

開始年度 平成 18 年度
 内 容 心身の障がいの状態の軽減を図り，自立した日常生活または社会生活を営むことや精神障がいの適正な医療の普及を図ることを目的とした医療を行います。
 対 象 者 統合失調症などの精神疾患を有する者で，通院による精神医療を継続的に要するもの
 自己負担 医療費の原則 1 割負担とするが，月額負担の上限があります。

給付状況

（単位：人）

年度	24	25	26
区分			
受給者数	4,691	4,823	5,018

平成 27 年度予算額 予算計上なし
 費用の負担 全額道費負担

カ 補装具

開始年度 昭和 24 年度（身体障がい者）、昭和 23 年度（身体障がい児）
 内 容 身体障がい者・児の失われた機能を補い、日常生活を円滑にするため、障がいに適した用具の購入または修理費を支給します。
 自己負担 費用の原則 1 割負担ですが、月額負担の上限があります。
 交付状況 **〔身体障がい者分〕**

(単位:件)

区分	年度	24	25	26	区分	年度	24	25	26
義 手		3 (1)	9 (4)	6 (1)	補 聴 器		173 (50)	175 (41)	139 (33)
義 足		17 (9)	20 (6)	25 (16)	車 い す		198 (92)	157 (76)	181 (102)
装 具		134 (24)	118 (16)	110 (18)	歩 行 器		5	3	5
座位保持装置		15 (11)	20 (13)	11 (9)	歩行補助つえ		11	14	6 (1)
盲人安全杖		34	31	31	電 動 車 い す		38 (27)	35 (28)	32 (21)
義 眼		0	2	2	そ の 他		2 (1)	3 (2)	3 (1)
眼 鏡		126 (5)	146 (6)	92 (4)	計		756 (220)	733 (192)	643 (206)
						交付額(千円)	63,321	57,936	51,232

交付状況 **〔身体障がい児分〕**

(単位:件)

区分	年度	24	25	26	区分	年度	24	25	26
義 足		1	1	1	座位保持いす		0	0	0
装 具		28 (3)	35 (1)	34 (1)	起立保持具		2 (1)	0	0
座位保持装置		25 (6)	25 (6)	13 (2)	歩 行 器		1 (1)	0	0
義 眼		0	1	1	歩行補助つえ		0	0	0
眼 鏡		2	4	0	そ の 他		0	2	1
補 聴 器		22 (19)	23 (19)	15 (13)					
車 い す		14 (3)	15 (5)	10 (2)	計		97 (34)	109 (33)	77 (18)
電動車いす		2 (1)	3 (2)	2	交付額(千円)		12,069	11,905	11,095

※ () 内数値は、修理件数 (内数)

平成 27 年度予算額 50,870 千円 (身体障がい者)、12,096 千円 (身体障がい児)
 費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担、4 分の 1 の道費負担があります。

(3) 地域生活支援事業

ア 成年後見制度利用支援事業

開始年度 平成 16 年度
 内 容 知的障がいや精神障がいのため、障がい者福祉サービスを利用するための手続きが困難で、一定の要件に該当する方に、成年後見制度の利用に係る費用を助成します。

平成 27 年度予算額 1,303 千円
 費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

イ 障害者虐待防止対策支援事業

開始年度 平成 24 年度

内 容 障害者虐待の防止, 障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき, 市の責務として関係機関と連携し, 障害者虐待の早期発見や適切な支援に努めます。

平成 27 年度予算額 266 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

ウ 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

開始年度 平成 14 年度 (手話通訳者:平成元年度, 要約筆記奉仕員:平成 9 年度)

内 容 聴覚および言語機能障がい者が, 手話通訳を必要とする場合には通訳者を, 主として話しことばをコミュニケーション手段としている聴覚障がい者(中途失聴者, 難聴者)が要約筆記を必要とする場合には, 筆記者を派遣します。

派遣状況

	年度		
区分	24	25	26
手話通訳者(延人数)	1,556人	1,539人	1,584人
要約筆記者(延人数)	284人	211人	181人

平成 27 年度予算額 13,740 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

エ 盲ろう者通訳・介助員派遣事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 視覚と聴覚の重複障がいのある重度の盲ろう者の方のコミュニケーションを支援するために, 盲ろう者通訳・介助員を派遣します。

派遣状況

	年度
区分	26
盲ろう者通訳・介助員(延人数)	39人

平成 27 年度予算額 465 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

オ 日常生活用具給付等事業

開始年度 昭和 44 年度 (障がい者), 昭和 47 年度 (障がい児)

内 容 在宅の重度障がい児・者の日常生活の便宜を図るため, 障がいの種類と程度に応じて, 各種の生活用具を給付(一部貸与)します。

給付・貸与状況（障がい者）

(単位:件)

区分	年度			区分	年度		
	24	25	26		24	25	26
特殊寝台	5	6	4	情報・通信支援用具	10	12	14
特殊マット	4	6	2	点字器	2	5	1
移動用リフト	1	0	0	点字タイプライター	0	1	1
入浴補助用具	18	22	24	視覚障がい者用ホータブルリーダー	25	21	26
頭部保護帽	7	7	3	視覚障がい者用活字文書読上装置	4	3	6
歩行補助つえ	10	15	16	視覚障害者用拡大読書器	38	60	61
移動・移乗支援用具	11	14	11	盲人用時計	22	19	25
移動・移乗支援用具(暖かいブーツ)	0	1	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	—	—	59
特殊便器	0	3	1	聴覚障害者用通信装置	8	13	4
電磁調理器	5	5	10	聴覚障害者用情報受信装置	36	36	48
聴覚障害者用屋内信号装置	3	8	9	人工喉頭	11	5	17
透析液加温器	6	6	4	点字図書	4	5	1
ネブライザー	1	0	0	居室生活動作補助用具	10	4	10
電気式たん吸引器	1	7	4	ストマ	5,728	5,782	5,981
盲人用音声式体温計	8	7	12	紙おむつ	453	471	514
盲人用体重計	10	7	11	その他	0	0	6
携帯用会話補助装置	0	3	1	計	6,441	6,554	6,886
				給付額(千円)	71,095	75,217	81,411

給付・貸与状況（障がい児）

(単位:件)

区分	年度			区分	年度		
	24	25	26		24	25	26
特殊寝台	0	0	0	情報・通信支援用具	1	0	0
特殊マット	1	0	0	点字器	0	0	0
移動用リフト	0	1	0	点字タイプライター	0	0	0
入浴補助用具	2	2	3	視覚障がい者用ホータブルリーダー	0	0	0
頭部保護帽	0	3	1	視覚障がい者用活字文書読上装置	0	0	0
歩行補助つえ	0	0	0	視覚障害者用拡大読書器	1	0	0
移動・移乗支援用具	0	2	1	盲人用時計	0	0	0
移動・移乗支援用具(暖かいブーツ)	2	0	0	視覚障害者用地デジ対応ラジオ	—	—	0
特殊便器	0	0	0	聴覚障害者用通信装置	0	0	0
電磁調理器	0	0	0	聴覚障害者用情報受信装置	30	34	36
聴覚障害者用屋内信号装置	0	0	0	人工喉頭	0	0	0
透析液加温器	0	0	0	点字図書	0	0	0
ネブライザー	0	0	0	居室生活動作補助用具	0	1	1
電気式たん吸引器	0	0	0	ストマ	24	22	33
盲人用音声式体温計	0	0	0	紙おむつ	373	344	346
盲人用体重計	0	0	0	その他	2	0	1
携帯用会話補助装置	0	1	0	計	436	410	422
				給付額(千円)	4,411	4,342	4,560

平成 27 年度予算額 84,810 千円（身体・知的障がい者等）、4,362 千円（身体・知的障がい児等）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助、4 分の 1 の道費補助があります。

カ 移動支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 屋外での移動が困難な障がい者に対し、社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

実施状況

		年度		
区分		24	25	26
身体障がい者	実 人 員	2 人	2 人	1 人
	延 利 用 回 数	20 回	11 回	16 回
	支 給 額	144 千円	85 千円	131 千円
知的障がい者	実 人 員	53 人	53 人	52 人
	延 利 用 回 数	1,449 回	1,471 回	1,422 回
	支 給 額	9,124 千円	9,337 千円	9,141 千円
障 がい 児	実 人 員	12 人	13 人	15 人
	延 利 用 回 数	75 回	93 回	119 回
	支 給 額	371 千円	398 千円	495 千円
精 神 障 がい 者	実 人 員	0 人	2 人	2 人
	延 利 用 回 数	0 回	9 回	3 回
	支 給 額	0 千円	38 千円	13 千円

平成 27 年度予算額 168 千円（身体障がい者），9,504 千円（知的障がい者），
511 千円（障がい児），47 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

キ 障害者地域活動支援センター事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 通所により創作的活動または生産活動の機会および社会との交流促進等の日中活動の場を提供し、障がい者の地域生活支援の促進を図ります。

実施施設 【身体・知的障がい者】 あいよる 21，おはよう

【精 神 障 がい 者】 千蚕社，函館地域生活支援センター，函館夢ファクトリー，陽だまり，もみの木・函館，夕陽が丘

平成 27 年度予算額 9,000 千円（身体・知的障がい者），54,000 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

ク 障害者訪問入浴サービス事業

開始年度 平成 12 年度（平成 11 年度までは高齢者等在宅生活支援事業で実施）

内 容 歩行が困難で移送に耐えられない等の事情がある在宅の身体障がい者を訪問し、宅内もしくは車内で入浴サービスを提供します。

実施施設 【車内入浴】 函館リハビリセンター

【宅内入浴】 函館はくあい園，旭ヶ岡の家，(株)ジャパンケアサービス

平成 27 年度予算額 3,063 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

ケ 日中一時支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 介護を行う方の病気その他の理由により、自宅で介護を受けられない障がい児・者に対して、昼間、一時的に施設において日常生活の支援を行います。

実施施設 障がい者対象 22ヶ所 ， 障がい児対象 12ヶ所

平成 27 年度予算額 1,039 千円（身体・知的障がい者），968 千円（障がい児），
0 千円（精神障がい者）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

コ 点訳奉仕員等養成事業

開始年度 平成 9 年度

内 容 点訳または、朗読、手話、要約筆記に必要な技術等の指導を行い、これらに従事する奉仕員を養成します。

実施状況 点訳奉仕員養成講座 8 回、朗読奉仕員養成講座 8 回、要約筆記奉仕員養成講座（手書き）3 回、同（パソコン）6 回、手話奉仕員養成講座（入門）28 回、同（基礎）16 回、同（レベルアップ）14 回

実施施設 函館市総合福祉センター

平成 27 年度予算額 1,177 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

サ 手話通訳者・要約筆記者養成事業

開始年度 平成 26 年度

内 容 手話通訳者養成講座および要約筆記者補講講座を開催し、手話通訳者および要約筆記者を養成します。

平成 27 年度予算額 953 千円（の内、補助基準額 465 千円）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

シ 盲ろう者通訳・介助員養成事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 函館市内で実施される盲ろう者通訳・介助員派遣事業に従事する通訳・介助員を養成します。

平成 27 年度予算額 219 千円（の内、補助基準額 49 千円）

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

ス ノーマライゼーション推進事業

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ノーマライゼーションの理念を啓蒙・普及することを目的に、一般市民の方が参加できるような各種事業を行います。

実施状況 （平成 26 年度）ノーマリー教室，障害者週間記念行事，事業所訪問等

委託先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成27年度予算額 3,121千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助，4分の1の道費補助があります。

セ 障害者のふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内容 障がい者の見識を広め，社会参加を促進するため，列車を利用し，近郊の緑豊かな自然の中で，レクリエーションなどを通して，障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深め，有意義な一日を過ごしてもらいます。

参加者 (平成26年度) 障がい者等160人，ボランティア等201人

会場 (平成26年度) 函館市総合福祉センター

委託先 社会福祉法人 函館市社会福祉協議会

平成27年度予算額 3,177千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助，4分の1の道費補助があります。

ソ 身体障害者自動車運転免許取得助成事業

開始年度 昭和50年度

内容 身体障がい者4級以上の方に対して，第1種普通自動車運転免許の取得に要した経費の一部を助成します。(限度額100千円)

助成の状況

年度	24	25	26
区分			
助成人員	2人	6人	1人
助成金額	200千円	600千円	100千円

平成27年度予算額 500千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助，4分の1の道費補助があります。

タ 重度身体障害者用自動車改造助成事業

開始年度 昭和52年度

内容 身体障がい者1・2級の重度の肢体不自由者が就労等に伴い，自らが所有し，運転する自動車の操作装置および駆動装置などの改造に要した経費の一部を助成します。(限度額100千円)

助成の状況

年度	24	25	26
区分			
助成人員	7人	4人	4人
助成金額	655千円	395千円	400千円

平成27年度予算額 500千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助，4分の1の道費補助があります。

チ 身体障害者スポーツ教室

開始年度 平成 8 年度

内 容 障がい者の体力維持，機能回復，自立更生を図ることを目的に，サウンドテニス教室（初心者コース，競技者コース），フロアバレーボール教室，車椅子バスケットボール教室，ボーリング教室，ブラインドサッカー教室等を開催します。

委 託 先 函館地区障害者スポーツ指導者協議会

平成 27 年度予算額 292 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

ツ 障がい者のしおり発行

開始年度 昭和 54 年度

内 容 障がい福祉制度の周知を図るため，障がい者を対象とした各種制度（日常生活援助，費用負担軽減，年金・手当，医療等）の概要等を紹介した冊子を発行しています。

平成 27 年度発行予定部数 3,177 冊

平成 27 年度予算額 1,647 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

テ 視覚障害者用福祉ガイドブック作成

開始年度 昭和 60 年度

内 容 視覚障がい者の知識の向上を図るため「障がい者のしおり」等を録音し，障がい者へ配布します。

作 成 数 カセットテープ 15 巻，CD 246 枚

平成 27 年度予算額 153 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

ト 中途障害者生活訓練事業

開始年度 昭和 10 年度

内 容 中途障がい者に対し，自宅内およびその周辺地域等において，講師を派遣し，歩行訓練や日常生活に必要な訓練および指導等を行います。

委 託 先 （社福） 侑愛会

実施状況 受講人数 0 人（平成 26 年度）

平成 27 年度予算額 66 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助，4 分の 1 の道費補助があります。

ナ 知的障害者青年教室

開始年度 平成6年度

内 容 知的障がい者に余暇を利用した集団活動を通じて、自立する力を身につけ、社会参加の機会を拡大することや、障がい者と健常者がレクリエーションを通じて、ふれあいを図ることを目的とした各種教室を開催します。

実施状況 リズム教室（年13回2教室）、スポーツ教室（年24回5教室）
レクリエーション（年5回1教室）、創作（年6回2教室）

参加者 知的障がい者、ボランティア等 延696人

平成27年度予算額 942千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助、4分の1の道費補助があります。

ニ 精神障害者地域生活支援事業（精神障害者福祉ホーム）

開始年度 平成18年度

内 容 住居を必要としている精神障がい者に、低額な料金で居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行い地域における自立生活および社会参加を促進します。

実施施設 啓明ホーム

平成27年度予算額 2,880千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

ヌ 精神保健ふれあい交流事業

開始年度 平成元年度

内 容 精神障がい者の地域への参加や市民の障がい者に対する誤解や偏見を取り除くため、スポーツ大会やレクリエーションを通して、障がい者同士の交流やボランティアの人々とのふれあいを深めます。

参加人数（平成26年度）

スポーツ大会 185人

ボウリング大会 140人

会 場 スポーツ大会 函館市民体育館

ボウリング大会 ラウンドワン

委託先 特定非営利活動法人 函館レクリエーション協会

平成27年度予算額 329千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫負担、4分の1の道費負担があります。

ネ 基幹相談支援センター事業

開始年度 平成27年度

内 容 障がい者等の福祉に関する各般の問題につき、障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の利用支援等、必要な支援を行うほか、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談等の業務を総合的に

行います。

実施施設 障害者生活支援センターぱすてる

平成 27 年度予算額 19,750 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助, 4 分の 1 の道費補助があります。

(4) 障害児支援給付

児童福祉法の改正により, 平成 24 年 4 月から, 都道府県に替わり市町村が給付することになりました。

ア 障害児通所給付

(ア) 児童発達支援

内 容 医療型児童発達支援センター, 児童発達支援センター等で, 日常生活における基本的な動作の指導, 知識・技能の付与, 集団適応訓練を行います。

実施状況

区分		年度		
		24	25	26
身体・知的 障がい児	実 人 員	152 人	202 人	209 人
	延 利 用 回 数	16,508 回	18,068 回	19,134 回
	支 給 額	150,753 千円	167,667 千円	185,223 千円
精 神 障 がい 児	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円

平成 27 年度予算額 192,419 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(イ) 放課後等デイサービス

内 容 学校通学中の障がい児に対して, 放課後や夏休み等の長期休暇中において, 生活能力の向上のための訓練を行います。

実施状況

区分		年度		
		24	25	26
身体・知的 障がい児	実 人 員	70 人	129 人	158 人
	延 利 用 回 数	5,256 回	10,873 回	16,965 回
	支 給 額	44,870 千円	100,815 千円	162,788 千円
精 神 障 がい 児	実 人 員	3 人	11 人	20 人
	延 利 用 回 数	74 回	438 回	1,303 回
	支 給 額	536 千円	3,656 千円	12,185 千円

平成 27 年度予算額 161,064 千円 (身体・知的障がい児) 13,788 千円 (精神障がい児)

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

(ウ) 保育所等訪問支援

内 容 児童発達支援センター等の職員が、保育所等を利用中の児童に対し、集団生活の適応に必要となる支援を行います。

区分		年度		
		24	25	26
身体・知的障がい児	実 人 員	0 人	1 人	6 人
	延 利 用 回 数	0 回	3 回	36 回
	支 給 額	0 千円	28 千円	339 千円
精神障がい児	実 人 員	0 人	0 人	0 人
	延 利 用 回 数	0 回	0 回	0 回
	支 給 額	0 千円	0 千円	0 千円

平成 27 年度予算額 288 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

イ 障害児相談支援給付

内 容 通所給付決定および通所給付決定の変更前に、障害児相談支援利用計画を作成します。

区分		年度		
		24	25	26
身体・知的障がい児	実 人 員	0 人	36 人	161 人
	延 利 用 回 数	0 回	51 回	288 回
	支 給 額	0 千円	768 千円	4,903 千円
精神障がい児	実 人 員	0 人	1 人	11 人
	延 利 用 回 数	0 回	1 回	18 回
	支 給 額	0 千円	16 千円	305 千円

平成 27 年度予算額 5,397 千円（身体・知的障がい児） 353 千円（精神障がい児）

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担， 4 分の 1 の道費負担があります。

(5) 障がい児・者援護事業

ア 重度心身障害者医療費助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 函館市では、重度心身障がい者の方が病院等で診療を受けたときの、保険診療に係る医療費の一部を助成しています。

医療費の助成を受けるためには、事前に「重度心身障害者医療費受給者証」の交付申請手続きが必要です。

対 象 者 ・身体に障がいのある方で、1～3 級の身体障害者手帳をお持ちの方。
 ・知的障がいのある方で、IQ50 以下の方。
 ・精神障がいのある方で、1 級の精神保健福祉手帳をお持ちの方。

※ ただし、対象者の要件に所得制限があります。

主たる生計維持者等の所得額が下表を下回るものが対象要件です。

扶養人数	所得限度額(控除後の額)
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円
4人	7,175,000円
5人	7,388,000円

- 助成される医療費
- ・ 保険内の入院（精神障がいには入院を除く）・通院・調剤・補装具等の費用。
 - ※ ただし、以下のものは「自己負担」となります。
 - ・ 3歳以上の市民税課税世帯の受給者
「かかった医療費の1割」。
(1ヶ月の上限額 通院：12,000円, 入院：44,400円)
後期高齢者医療保険1割負担の場合は「助成無」。
後期高齢者医療保険の被保険者証をご使用ください。
 - ・ 3歳未満の受給者, 3歳以上の市民税非課税世帯の受給者
「初診時一部負担金」。
(医科：580円, 歯科：510円, 柔整：270円)
 - ※ なお、保険外診療, 食事療養標準負担額, 生活療養標準負担額, 訪問看護基本利用料（1割）は自己負担です。

平成27年度予算額 814,341千円

費用の負担 補助基準額の2分の1以内の道費補助があります。

医療助成費の推移

年度	受給者 年間平均 (人)	年間受診件数		年間助成費(円)		
			1人当り (件)		1人当り (円)	1件当り (円)
24	8,458	192,735	22.8	757,376,273	89,546	3,930
25	8,329	190,682	22.9	727,076,566	87,295	3,813
26	8,185	188,240	23.0	719,909,326	87,955	3,824

イ 障害者地域活動緊急介護人派遣事業

開始年度 平成13年度

内容 障がい児(者)を日常的に介護している方に、緊急な出来事などが生じ、介護できない場合に生活支援員を派遣します。

利用登録者 224人

生活支援員 17人

派遣状況

(単位：件)

年度	24	25	26
区分			
派遣件数	52	74	52

平成27年度予算額 105千円

費用の負担 全額市費負担

ウ ひとり暮らし身体障害者等緊急通報システム

開始年度 平成 12 年度

内 容 在宅のひとり暮らしの重度身体障がい者に対し、火災・急病その他の緊急時に、簡単な操作で消防本部等に通報できる装置を貸与します。

実施状況

(単位:台)

区分	年度	24	25	26
台数		8	10	10

平成 27 年度予算額 180 千円

費用の負担 全額市費負担

エ じん臓機能障害者通院助成事業

開始年度 平成 4 年度

内 容 腎臓の機能に障害があり、かつ、旧南茅部町から交付決定を受けた方が、人工透析療法による医療の給付を受けるため、医療機関への通院に要した交通費を助成します。

平成 27 年度予算額 71 千円

費用の負担 全額市費負担

オ 子ども発達支援事業

開始年度 平成 18 年度

内 容 発達の遅れまたは障がいのある児童とその家族が、日常的に適切な療育や相談指導を受けることができるよう、発達支援センターの機能を整備するとともに、専門的支援を確保することによって、発達支援体制の充実を図ります。

実施施設 おしま地域療育センター

平成 27 年度予算額 2,045 千円

費用の負担 全額市費負担

カ 特別障害者手当等

開始年度 昭和 61 年度

内 容 ア 特別障害者手当

20 歳以上で精神または身体に重度の障がいを有し、常時特別の介護を必要とする方に支給します。

イ 障害児福祉手当

20 歳未満で、常時介護を必要とする重度障がい児に支給します。

ウ 福祉手当(経過措置)

昭和 61 年 3 月 31 日福祉手当支給要件該当者であって、「特別障害者手当」および「障害基礎年金」をともに受給できない方に引き続き支給します。

実施状況

(各年度4月1日現在 単位:人, 円)

区分	25		26		27	
	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額	受給者数	手当月額
特別障害者手当	134	26,260	139	26,000	134	26,620
障害児福祉手当	136	14,280	117	14,140	104	14,480
福祉手当	29	14,280	28	14,140	22	14,480

平成 27 年度予算額 70,725 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

キ 障害者見舞金

開始年度 昭和 46 年度

内 容 10 月 1 日現在, 本市に居住する身体障がい児・者 1～3 級または知的障がい児・者重度もしくは中度の方のうち, 給与所得や年金収入等がない方, 生活保護を受給していない方に見舞金を支給します。

支給額 身体 1・2 級または知的重度 8,000 円

身体 3 級または知的中度 5,000 円

実施状況

(単位:件, 千円)

区分	年度	24		25		26	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
身体障がい	1・2 級	88	704	93	744	86	688
	3 級	64	320	60	300	62	310
	計	152	1,024	153	1,044	148	998
知的障がい	重 度	1	8	1	8	2	16
	中 度	2	10	3	15	4	20
	計	3	18	4	23	6	36

平成 27 年度予算額 1,133 千円

費用の負担 全額市費負担

ク 重度身体障害者等タクシー料金助成事業

開始年度 昭和 56 年度 (平成 8 年度改正)

内 容 重度身体障がい者等が通院等にタクシーを利用する場合に, 料金の一部 (基本料金×年間 36 回) を助成します。

対 象 者 重度身体障がい者のうち, 1～3 級の下肢または体幹機能障がい者, 1・2 級の視覚障がい者, 1 級の内部障がい者および重度知的障がい者

実施状況

区分		年度	24	25	26
交付 人員	下肢・体幹		2,410 人	2,347 人	2,289 人
	視覚		538 人	528 人	514 人
	内部		2,188 人	2,145 人	2,171 人
	重度知的		434 人	390 人	403 人
	合計		5,570 人	5,410 人	5,377 人
交付枚数			194,490 枚	188,415 枚	188,559 枚
利用枚数			86,435 枚	85,269 枚	82,294 枚
金額			40,600 千円	40,097 千円	40,297 千円

平成 27 年度予算額 41,200 千円

費用の負担 全額市費負担

ケ 障害者等外出支援事業（身体・知的障がい者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 身体・知的障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより、施設等への通所など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 身体障がい児・者（1～4級）、知的障がい児・者（重度・中度）、特別児童扶養手当受給者

助成内容 ① 施設等通所者

無料利用証を交付

② 施設等通所者以外

年間 36 枚（36,000 円分）を上限として乗車カードを交付

③ 施設等通所者以外で介護人対象者（身体 1 種、身体 2 種で 2 級、視覚 4 級、および音声・言語・そしゃく 3 級、知的重度・中度、特別児童扶養手当受給者）

年間 36 枚（36,000 円分）を上限として介護人専用乗車カードを交付

区分		年度	24	25	26
身体・知的障がい	対 象 者		14,611 人	14,947 人	14,148 人
	交 付 者		6,277 人	4,239 人	3,880 人
	助 成 費		91,657 千円	88,814 千円	80,181 千円

平成 27 年度予算額 88,133 千円（身体・知的障がい者）

費用の負担 全額市費負担

コ 障害者等外出支援事業（精神障がい者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 精神障がい者の公共交通機関の乗車料金の負担を軽減することにより，施設等への通所など外出を支援し，社会活動の促進を図ります。

助成内容 ① 施設通所者

1・2級：無料利用証を交付

3級：半額利用証を交付

② 施設等通所者以外

1・2級：年間 72 枚（72,000 円分）の乗車カードと交換できる引換券を交付

3級：年間 72 枚（72,000 円分）の乗車カードを半額で購入できる助成券を交付

		年度		
区分		24	25	26
精神障がい	対象者	2,468 人	2,540 人	2,570 人
	交付者	1,578 人	1,453 人	1,604 人
	助成費	52,052 千円	51,055 千円	51,810 千円

平成 27 年度予算額 56,599 千円（精神障がい者）

費用の負担 全額市費負担

サ 心身障害者扶養共済掛金助成事業

開始年度 昭和 48 年度

内 容 心身障がい児・者をもつ保護者に万一のことがあったとき，保護者に代わって，残された心身障がい児・者に年金（1口加入 2 万円，2口加入 4 万円）を支給する共済制度（道事業）の 1 口目の納付した掛金に対し，規則で定める額を助成します。

助成状況

（単位：人，千円）

区分	24		25	26
	1口目	2口目	1口目	1口目
実人員	101	84	88	80
金額	3,124	3,042	2,766	2,395

平成 27 年度予算額 2,282 千円（平成 25 年度から 1 口目のみ助成に改正）

費用の負担 全額市費負担

シ 福祉機器リサイクル事業

開始年度 平成6年度

内 容 不用になった福祉機器を市民から提供してもらい、消毒やメンテナンスをして再利用し、福祉機器を必要とする障がい者等に給付します。

委 託 先 社会福祉法人 かいせい

実施状況

区分	年度	24	25	26
	提 供		20	10
給 付		7	7	4

平成27年度予算額 279千円

費用の負担 全額市費負担

ス 福祉副読本の発行

開始年度 平成6年度

内 容 ノーマライゼーションの理念の普及・啓発を図るために、市内の小学5年生全員を対象に、障がい者や高齢者の家族などの体験談（交流）等を記載した副読本を発行・配布します。

作成予定部数 2,200部

平成27年度予算額 1,132千円

費用の負担 全額市費負担

(6) 障がい児・者相談援護施策

ア 障がい者総合相談窓口

開始年度 平成14年度

内 容 障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、適切な助言や情報提供を行うとともに、福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課， 亀田福祉課

平成27年度予算額 393千円

費用の負担 全額市費負担

イ 精神保健福祉相談事業

開始年度 平成14年度

内 容 保健師や精神保健福祉相談員が、障がい者やその家族等からの保健・福祉などの相談に対して、助言や情報提供を行うとともに福祉サービスの利用決定を行います。

設置場所 福祉事務所障がい保健福祉課

ウ 障害者相談員

開始年度 昭和 44 年度

内 容 障がい者に適切な指導助言を行い、障がい者の福祉の増進を図るため、専門の相談員を配置しています。

相談員 身体障害者相談員 24 名、知的障害者相談員 5 名

平成 27 年度予算額 850 千円

費用の負担 全額市費負担

エ ろうあ相談員の配置

開始年度 昭和 47 年度

内 容 ろうあ者の職場復帰、社会復帰に必要な相談相手として、助言、指導を行う専門の相談員を配置しています。

相談員 1 名

相談状況

(単位：件)

内容 年度	生活	職業	医療	年金等の 公的手続	その他	計
24	341	5	29	11	322	708
25	326	8	27	0	285	646
26	241	3	22	0	356	622

オ 専任手話通訳者の配置

開始年度 昭和 51 年度

内 容 聴覚障がい者とのコミュニケーションを促進するために、手話通訳者を配置しています。

相談員 2 名（障がい保健福祉課 1 名、亀田福祉課 1 名）

カ 知的障害者巡回相談事業 [道事業]

開始年度 昭和 35 年度

内 容 18 歳以上の知的障がい者を対象に医学的および心理学的判定を行い、必要な指導を行います。

実施状況

(単位：回、人)

年度	24	25	26
区分			
回数	6	5	4
判定人数	89	76	63

(7) 精神保健事業

ア 心の健康相談事業

内 容 心の健康について不安のある方やその家族に対し、月2回精神科医がこれからの対応や関わりなどについて個別に助言しています。

費用の負担 全額市費負担

イ 精神保健家族セミナー

開始年度 平成3年度

内 容 精神障がい者を抱える家族に対して、病気と障がいに対する正しい知識・情報を提供し、家族機能の回復と強化を図ります。また、グループワークを通じて、お互いの悩みを知るとともに、家族同士が支えあい、交流しあえる場となっています。

委 託 先 函館市地域生活支援センター（平成23年度より一部委託）

平成27年度予算額 106千円

費用の負担 全額市費負担

ウ 家族会支援

内 容 精神障がい者家族会の支援を通じて、精神障がい者が地域の中で自主的に生活出来るように支援をしています。

(8) 自殺予防対策事業

ア 関係機関との連携・情報交換

開始年度 平成20年度

内 容 自殺予防対策連絡会議を年1回、実務者会議を年2回程度開催し、自殺予防対策に関する意見交換や、自殺の現状把握等に関する情報交換を行います。

イ 普及啓発事業

開始年度 平成21年度

内 容 自殺予防に関する講演会やパネル展を開催したり、パンフレットやステッカー、カード、クリアファイル等、様々なものを作成、配布し、広く市民に周知を図ります。

実施状況

	24	25	26
自殺予防講演会	参加130人	参加151人	参加57人, 132人
自殺予防パネル展	9/8~9/17	9/10~9/17	9/9~9/16
FMいるかラジオ放送	1/7~3/29 月・水・金 各1回	3/1~3/31 1日2回	3/1~3/31 1日3回
その他配布物	カード, クリアファイル	カード, ステッカー, クリアファイル	カード, カレンダー, クリアファイル

平成27年度予算額 485千円

費用の負担 自殺予防講演会費用は2分の1道費負担があり、その他の事業は全額道費負担です。

ウ 相談支援事業

開始年度 平成 23 年度（函館いのちのホットライン）

内 容 保健師や精神保健相談員による随時の面接，電話相談のほかに，夜間の電話相談窓口として「函館いのちのホットライン」を開設，平成 25 年度からは弁護士会と共催し相談会を実施するなど，相談窓口の拡充を図ります。

実施状況

	24	25	26
函館いのちのホットライン	103日開設 90件	103日開設 130件	103日開設 162件
随時相談(自殺関連)	面接相談 4件 電話相談 13件	面接相談 4件 電話相談 14件	面接相談 5件 電話相談 20件
暮らしとこころの相談会		面接相談 3件 電話相談 1件	面接相談 5件 電話相談 1件

平成 27 年度予算額 276 千円

費用の負担 4分の3の道費負担があります。

エ 人材養成事業

開始年度 平成 22 年度（ゲートキーパー研修）

内 容 悩んでいる人に気づき，声をかけ，話を聞いて，必要な支援につなげ，見守る人であるゲートキーパーを養成する研修会や，函館いのちのホットライン，自死遺族の集いに従事する団体等に対し，相談のスキルアップを図るために研修会等を行います。

実施状況

	24	25	26
ゲートキーパー研修	修了者 117名	修了者 47名	修了者 35名
自死遺族の集い従事者研修	1回実施	1回実施	1回実施
ホットライン従事者研修	4回実施	2回実施	2回実施

平成 27 年度予算額 42 千円

費用の負担 4分の3の道費負担があります。

オ その他の事業（自殺未遂者対策）

開始年度 平成 25 年度

内 容 自殺のハイリスク者として未遂者があると言われており，未遂者への対応をすることが自殺者を減少させることにもつながります。そのため，北海道渡島保健所と協同し，まず初めに今後の自殺未遂者対策を考えるうえで，自殺未遂者調査を行い，その結果をもとに今後の自殺未遂者対策を推進します。

実施状況 平成 26 年度

医療従事者，地域支援者向け自殺予防対策研修会（参加者 69 名）

自殺未遂者向けリーフレットの作成・配布

(9) 依存症対策事業

開始年度 平成 25 年度

内 容 依存症当事者や家族が身近な地域で支援を受けながら回復できるよう，地域の支援体制を構築することを目的に，北海道渡島保健所と協同し，フォーラムやつどいを開催します。

実施状況	25	26
依存症フォーラム	2回実施	1回実施
依存症を考えるつどい	7月より毎月1回 (第3土曜日)実施	毎月1回 (第3土曜日)実施

(10) その他

ア 税の減免

内 容 所得税，市道民税，自動車税，軽自動車税，自動車取得税，相続税，事業税

イ 旅客運賃等の割引（精神障がい者を除く）

内 容 ○日本旅客鉄道(株)（5割） ○市電・函バス（5～10割） ○タクシー（1割）
○航空運賃（各航空会社にて設定） ○有料道路（5割）

ウ 放送受信料の減免

内 容 ア 全額免除（障がい者の属する世帯で市民税非課税世帯）
イ 半額免除（世帯主が視覚もしくは聴覚障がい者，身体障がい1・2級，
重度の知的障がいまたは精神障がい1級の方）

エ 公営住宅の優先入居

対 象 身体障害者手帳1～4級，療育手帳中・重度または精神障害者保健福祉手帳の
交付を受けている方

オ 公共施設の使用料減免

内 容 ア 全額免除（身体障害者手帳，療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交
付を受けている方）
イ 半額免除（65歳以上の高齢者）

カ 点字郵便物

内 容 点字のみの内容の郵便物を無料で郵送

キ 駐車禁止の対象除外

内 容 視覚障がい3級以上と4級の一部，聴覚障がい2～3級，平衡機能障がい3～
5級，下肢障がい5級以上，上肢障がい1級と2級の一部，運動機能障がいの
うち上肢機能2級以上（ただし，一上肢のみに障がいがある場合を除く）もしく
は移動機能障がい5級以上，体幹障がい5級以上，内部障がい3級以上，療育
手帳A判定，精神障害者保健福祉手帳1級の方または戦傷病者手帳もしくは小
児慢性特定疾患児手帳の交付を受けた方の一部

ク スパイクタイヤ

内 容 肢体および内部障がい者本人が運転する場合に、規制免除あり

ケ 電話番号案内料免除

内 容 身体障害者手帳（視覚障がい1～6級，上肢，体幹機能障がい1・2級，乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい1・2級の方），療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方，戦傷病者手帳の交付を受けている方の一部

コ 各種証明書の発行

内 容 障がい者に対して実施している各種割引，減免等の制度を受けるために必要な証明書を発行します。

発行状況

各種証明書の発行状況

(単位:件)

区分 年度	障害者手帳	NHK受信料	自動車税等	有料道路	その他	計
24	11	393	5	721	0	1,130
25	11	363	7	708	0	1,089
26	8	331	5	697	0	1,041

4 はこだて療育・自立支援センター

施設の目的 市立障がい児・者施設であった青柳学園，あおば学園，ともえ学園の3園を統合整備し，平成24年4月から供用を開始しました。

これまで各園で実施してきた事業を継続するとともに，発達障がいの専門医の常勤配置により，療育体制を強化するなど，統合によるメリットを生かし，障がい児・者の福祉を推進する中核的な機能を有する施設として運営していくものです。

敷地面積 4,736.72 m²

延床面積 4,588.20 m²

構造等 鉄筋コンクリート造2階建て

所在地 函館市湯川町2丁目39番26号

共通設備 玄関，ふれあいホール，情報コーナー，相談室，多目的ホール，会議室

平成27年度予算額 108,834千円（人件費除く）

費用の負担 利用料一部負担および給食費・特定費用分

実施事業

① 医療型児童発達支援センター事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター はぐみ

利用定員 1日20名（契約者数 26名（H27.6.1現在））

内 容 運動発達に遅れや障がいのある児に対し，日常生活における基本的な動作や，知識技能の習得を目的とし，それぞれの身体・精神の状況や，その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療を行います。

設 備 保育室2室，理学療法室3室，作業療法室，言語聴覚療法室，準備室，トイレ，食堂等

② 児童発達支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター つぼみ

利用定員 1日20名（契約者数 30名（H27.6.1現在））

内 容 成長や発達に不安や遅れのある児に対し，日常生活における基本的な動作や，知識技能の習得を目的とし，それぞれの身体・精神の状況や，その置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導・訓練・治療を行います。

設 備 保育室2室，個別支援室1室，訓練用トイレ，準備室・授乳スペース，食堂

③ 保育所等訪問支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 保育所等訪問支援事業所

内 容 障がい児が集団生活を営む保育園や幼稚園等を訪問・巡回し，障がい児以外の児童との集団生活へ適応できるよう，障がい児本人に対する支援や訪問先施設のスタッフに対する支援方法等の指導等を行います。

④ 障害児相談支援事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター 相談支援事業所

内 容 障がい児の居宅を訪問し、障がい児およびその家族に面接をして、その心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の状況等の評価を通じて、障がい児の希望する生活や障がい児が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行い、障がい児のサービス等利用計画を作成するとともに、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

⑤ 生活介護事業

ア

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター あおやぎ

利用定員 1日20名（契約者数 55名（H27.6.1現在））

内 容 主として身体に障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会等を提供します。

設 備 社会適応訓練室2室、日常生活訓練室1室、多目的室、静養室、食堂、浴室・脱衣室、男女トイレ等

イ

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ともえ

利用定員 1日20名（契約者数 22名（H27.6.1現在））

内 容 主として知的障がいのある者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、入浴、排せつおよび食事の介護、創作活動または生産活動の機会等を提供します。

設 備 訓練室4室、多目的室、食堂、浴室・脱衣室、男女トイレ、男女更衣室等

⑥ 自立訓練（生活訓練）事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ライフあおば

利用定員 1日6名（契約者数 4名（H27.6.1現在））

内 容 障がいの状況から自立生活が困難な者に対して、有期限のプログラムに基づき、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練等を行います。

設 備 自立訓練室、（準備室、トイレ、多目的室、静養室、シャワー室、更衣室、洗濯室・乾燥室はワークあおばと共用）

⑦ 就労継続支援B型事業

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター ワークあおば

利用定員 1日30名（契約者数 32名（H27.6.1現在））

内 容 継続した就労機会を提供し、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行います。

設 備 作業訓練室3室，食堂（準備室，トイレ，多目的室，静養室，シャワー室，更衣室，洗濯室・乾燥室はライフあおばと共用）

⑧ 診療所

事業所名称 はこだて療育・自立支援センター診療所

診療科目 小児科，精神科，整形外科，リハビリテーション科

内 容 予約制で中学生までを対象として、運動・精神発達や心の問題についての診療・検査・訓練などを行います。

⑨ 日中一時支援事業

利用定員 1日10名（契約者数 28名（H27.6.1現在））

内 容 障がい児の自立の支援と日常生活の充実に資するため、見守り，社会に適応するための訓練等を行います。

設 備 「はぐみ」および「つぼみ」の保育室等を利用

⑩ 幼児ことばの教室

教室名称 函館市幼児ことばの教室「ゆう」

利用定員 1日10名（契約者数 3名（H27.6.1現在））

内 容 ことばやコミュニケーションの発達に不安のある子どもを対象に、小グループによる遊びや活動の場を提供し、保護者の相談を受け、子どもの発達を促し、保護者の不安を解消することを目的としています。

生活保護

1 生活保護制度のあらまし

憲法第25条は「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定しています。生活保護法は、憲法が保障する生存権を実現するための制度の1つとして制定されたものです。

生活保護制度の基本原則として

- ① すべての国民に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護と最低限度の生活を保障し、その自立を助長することを目的とする「国家責任による最低生活保障」の原理
- ② 法の定める要件を満たす限り、すべての国民が保護を受けることができる「保護請求権無差別平等」の原理
- ③ 「健康で文化的な生活水準を維持することができる最低生活保障」の原理
- ④ 真に不足する部分を保護する「保護の補足性」の原理

の4つがあります。この保護の補足性については、保護開始の要件として次の3要件があります。

- ア 本人のもつ資産、能力その他あらゆるものを活用すること。
- イ 民法に定める扶養義務者の扶養義務の履行を保護に優先させること。
- ウ 他の法律に定める給付を優先すること。

これらの手段を講じてもなお生活に困るときに、はじめて生活保護が開始されます。

(1) 保護を受けるには

保護を受けるには、まず「保護申請」が必要です。これは本人またはその扶養義務者その他の同居の親族による申請のことです。(ただし、急迫した状況の場合は職権による保護ができます。)

この申請に基づき、世帯を単位として、国の基準により困窮の程度に応じて必要な扶助額を決定します。

(2) 保護の種類

現行では次の8種類で、必要に応じ1つまたは2つ以上の組み合わせにより保護が行われます。

- ① 生活扶助……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
- ② 住宅扶助……家賃、家屋の補修、その他住宅の維持のために必要な費用
- ③ 教育扶助……教材、学用品、給食その他義務教育に必要な費用
- ④ 医療扶助……病気の治療に必要な費用
- ⑤ 介護扶助……要介護者、要支援者の介護のために必要な費用
- ⑥ 出産扶助……出産のために必要な費用（原則として助産施設入所）
- ⑦ 生業扶助……生業に必要な資金、器具、資材および技能習得に必要な費用
- ⑧ 葬祭扶助……葬祭を行うのに必要な費用

これらは、医療扶助および介護扶助を除き原則として金銭給付です。生活扶助は居宅を原

則としますが、状況によって各種の施設や病院などに入所(院)して行うことができます。

(3) 保護の決め方

生活保護は「保護基準」により算出されたその世帯の最低生活費とその世帯の得た収入から必要な控除を行い、その結果で保護の要否が判断され、保護費が決められます。したがって、世帯を構成する人員、年齢などにより一様ではなく、種類もそれぞれ異なります。

(4) 被保護者の権利および義務

- ① 不利益変更の禁止（生活保護法第56条）…正当な理由なくして保護は変更されない。
- ② 公課の禁止（生活保護法第57条）…保護金品に対する租税その他公課は課せられない。
- ③ 差し押さえの禁止（生活保護法第58条）…保護金品またはこれを受ける権利の差し押さえ禁止。
- ④ 譲渡の禁止（生活保護法第59条）…保護を受ける権利の譲渡禁止。
- ⑤ 生活上の義務（生活保護法第60条）…常に能力に応じ勤労に励み、支出の節約を図り生活の維持、向上に努めること。
- ⑥ 届出の義務（生活保護法第61条）…生計の状況または居住地、世帯構成に変動のあったときは届け出ること。
- ⑦ 指示等に従う義務（生活保護法第62条）…保護を受けたときは、必要な指導・指示および収容施設の規定に従うこと。
- ⑧ 費用返還義務（生活保護法第63条）…急迫の場合等に保護を受けたとき、事後に返還命令があった場合は速やかに返還すること。

(5) 自立支援の取組み（自立支援プログラム）

- ① 就労支援プログラム…就労指導員がマンツーマンで就職を支援
- ② 高齢者生活支援プログラム…日常生活の改善や社会生活での自立を支援
- ③ 母子世帯自立支援プログラム…養育問題の解消や日常生活の改善を図り、就労による自立を支援
- ④ 債務整理支援プログラム…債権を抱える世帯に、債務整理の促進を支援
- ⑤ 子ども健全育成プログラム…子どもを抱える世帯に対し、養育・就学を支援
- ⑥ 年金調査支援プログラム…各種年金加入歴等を調査し、年金等の受給および受給額の増額を支援
- ⑦ 就労等意欲喚起プログラム事業…未就労期間が長期に及んでいる者を対象に、社会・参加活動を通じ、就労意欲を高める
※NPO法人へ委託

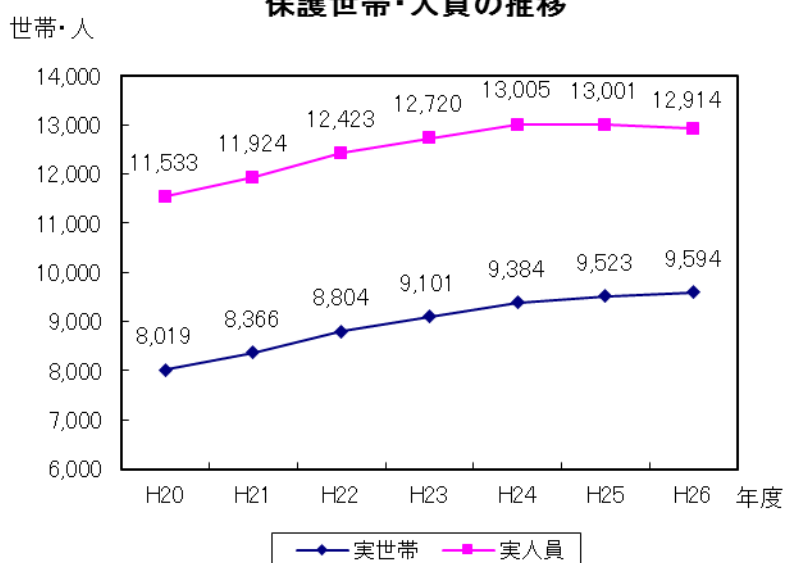
2 生活保護の状況

(1) 保護人員および年間保護費の推移

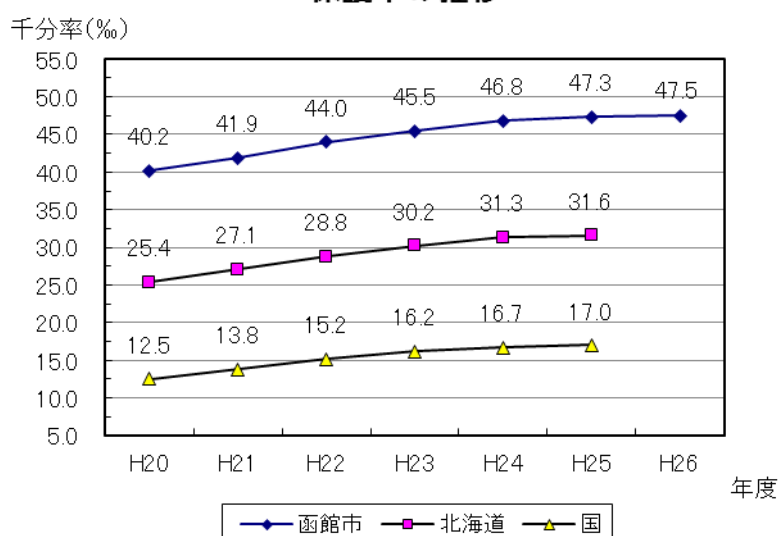
区分 年度	全人口 (9月末)		被保護(月平均)				年間保護費		保護率 (%)
			実世帯		実人数				
	人口	指数	世帯	指数	人員	指数	金額(千円)	指数	
24	277,725	100.0	9,384	100.0	13,005	100.0	21,551,546	100.0	46.8
25	275,139	99.1	9,523	101.5	13,001	100.0	21,661,988	100.5	47.3
26	272,146	98.0	9,594	102.2	12,914	99.3	21,598,289	100.2	47.5

※ 保護率(‰) = 実人員 ÷ 全市人口 × 1,000

保護世帯・人員の推移



保護率の推移



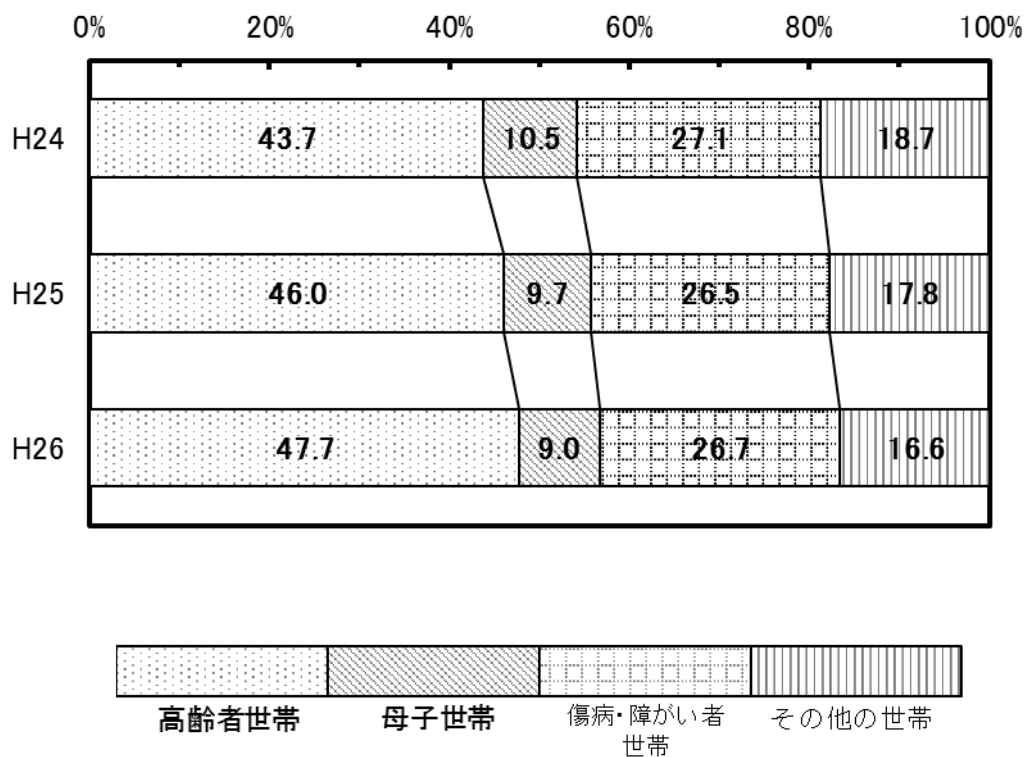
(2) 扶助別保護人員の推移（月平均）

年度	区分	保護 世帯数	保護 人員	扶助別人員					
				生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	他の扶助
24	人員	9,384	13,005	12,043	11,497	1,145	1,640	11,429	497
	指数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
25	人員	9,523	13,001	11,979	11,429	1,062	1,827	11,449	473
	指数	101.5	100.0	99.5	99.4	92.8	111.4	100.2	95.2
26	人員	9,594	12,914	11,901	11,377	1,003	2,015	11,460	450
	指数	102.2	99.3	98.8	99.0	87.6	122.9	100.3	90.5

(3) 被保護世帯類型の推移（月平均）

年度	高齢者世帯		母子世帯		傷病障がい者世帯		その他世帯		計		停止 世帯
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	
24	4,095	43.7	987	10.5	2,543	27.1	1,749	18.7	9,374	100.0	10
25	4,374	46.0	921	9.7	2,523	26.5	1,693	17.8	9,511	100.0	12
26	4,569	47.7	868	9.0	2,555	26.7	1,593	16.6	9,585	100.0	9

保護世帯の構成



(4) 被保護世帯労働力類型（月平均）

区分 年度	世帯主が働いている世帯①						世帯員が働いている世帯②		①+②		非稼働世帯		計	
	常用	日 雇	内 職	そ の 他	計		世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	世帯数	構成比								
24	1,011	21	15	12	1,059	11.3	220	2.3	1,279	13.6	8,095	86.4	9,374	100.0
25	1,052	19	13	15	1,099	11.6	215	2.3	1,314	13.8	8,197	86.2	9,511	100.0
26	1,133	15	12	14	1,174	12.2	220	2.3	1,394	14.5	8,191	85.5	9,585	100.0

(5) 人員構成別世帯数の推移

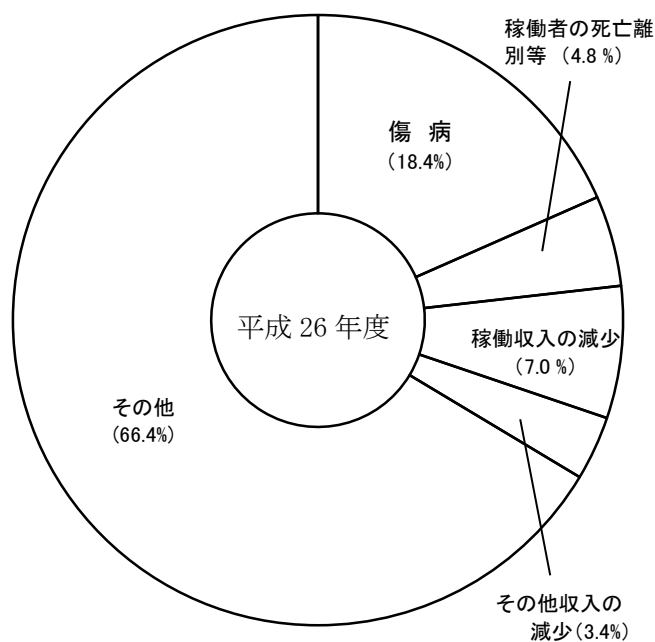
(各年7月年次調査)

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人以上 世帯	計
24	世帯数	6,842	1,658	498	192	47	20	6	9,263
	構成比%	73.9	17.9	5.4	2.0	0.5	0.2	0.1	100.0
25	世帯数	7,083	1,642	460	182	41	18	9	9,435
	構成比%	75.1	17.4	4.9	1.9	0.4	0.2	0.1	100.0
26	世帯数	7,249	1,609	433	164	45	21	9	9,530
	構成比%	76.1	16.9	4.5	1.7	0.5	0.2	0.1	100.0

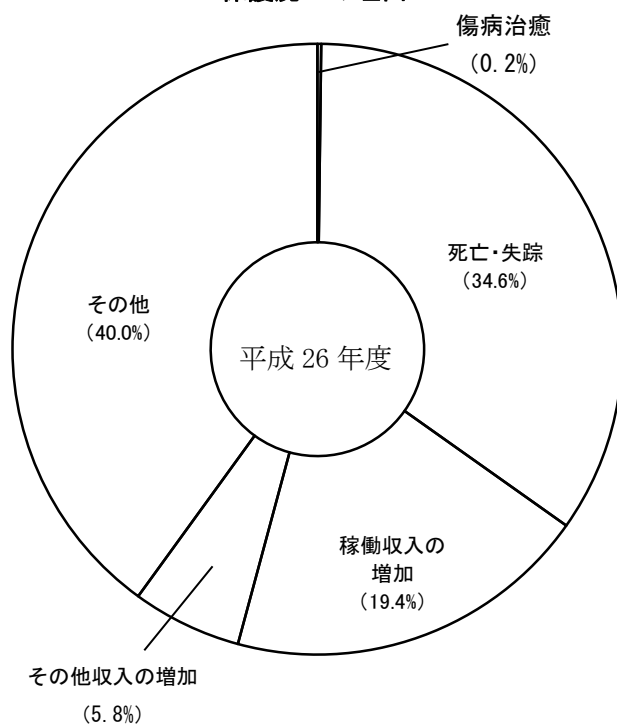
(6) 保護の開始・廃止の理由別状況

区分		24			25			26		
		延 件 数	月 平 均	比 率	延 件 数	月 平 均	比 率	延 件 数	月 平 均	比 率
保 護 の 開 始	世帯主の傷病	134	11	13.3	127	10	13.4	169	14	17.7
	世帯員の傷病	9	1	0.9	4	-	0.4	7	1	0.7
	働いていた者の死亡・離別・不在	50	4	5.0	40	3	4.2	46	4	4.8
	働きによる収入の減少・喪失	71	6	7.1	55	5	5.8	67	5	7.0
	年金・仕送り等の減少・喪失	27	2	2.7	43	4	4.5	32	3	3.4
	その他	714	60	71.0	681	57	71.7	633	53	66.4
計		1,005	84	100.0	950	79	100.0	954	80	100.0
保 護 の 廃 止	世帯主の傷病治癒	1	-	0.1	-	-	-	2	-	0.2
	世帯員の傷病治癒	-	-	-	1	-	0.1	-	-	-
	死亡・失踪	335	28	44.4	339	28	38.0	305	26	34.6
	働きによる収入の増加	81	7	10.7	169	14	19.0	171	14	19.4
	年金・仕送り等の増加	31	3	4.1	49	4	5.5	51	4	5.8
	その他	307	25	40.7	334	28	37.4	352	29	40.0
計		755	63	100.0	892	74	100.0	881	73	100.0

保護開始の理由



保護廃止の理由



(7) 教育扶助の受給人員

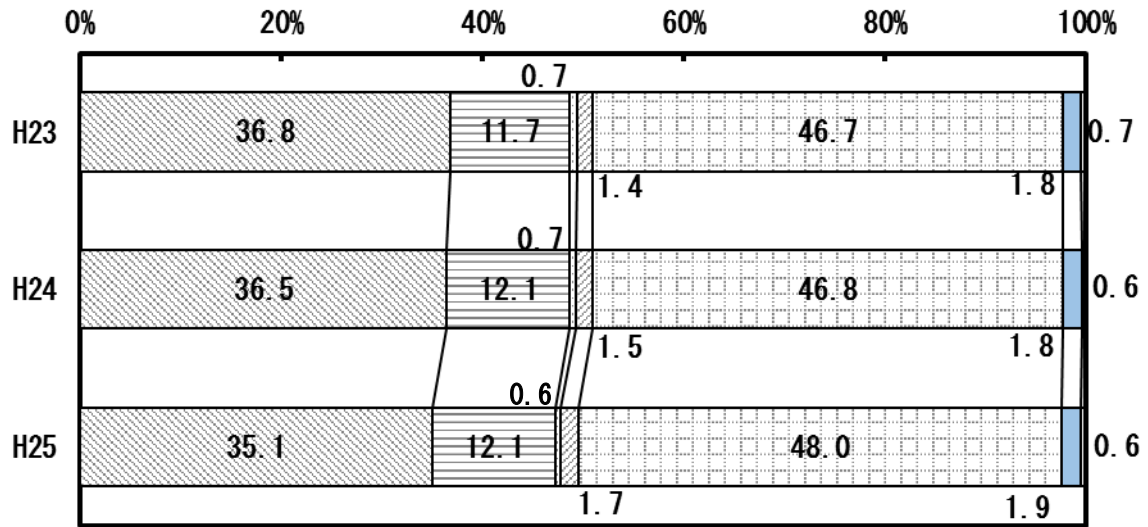
(各年7月年次調査)

区分	年度	24	25	26
小学校		670	640	615
中学校		441	396	375
計		1,111	1,036	990

(8) 生活保護費の年度別比較

種別	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	出産拠費	生業扶助費	葬祭扶助費	施設事務費	就労自立支援金	計
24	7,874,185	2,602,895	151,007	341,313	10,083,238	431	83,150	34,389	380,938	—	21,551,546
25	7,599,698	2,630,632	139,446	370,698	10,396,265	814	79,770	39,321	405,344	—	21,661,988
26	7,501,482	2,662,420	136,998	458,788	10,305,232	271	76,600	39,869	414,980	1,649	21,598,289

生活保護の扶助割合



(9) 医療扶助費の内訳 (上段：件数, 下段：金額)

(単位：件, 千円)

区分 年度	診療報酬費用					福祉事務所 払い医療費	合計
	入院	入院外	歯科	調剤	計		
24	10,421	150,300	17,728	124,775	303,224	29,176	332,400
	5,268,895	2,279,721	352,976	2,117,951	10,019,543	63,695	10,083,238
25	10,734	152,161	17,637	127,743	308,275	30,433	338,708
	5,554,483	2,299,092	335,893	2,139,832	10,329,300	66,965	10,396,265
26	10,512	151,484	18,538	128,402	308,936	25,640	334,576
	5,479,910	2,280,132	347,488	2,133,927	10,241,457	63,775	10,305,232

(10) 生活保護法指定医療機関の状況

(各年4月1日現在)

区分	25			26			27		
	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局	医科	歯科	薬局
医療機関数	214	140	175	207	136	178	210	136	174

(11) 生活保護法指定介護機関状況

区分	25		26		27	
	在宅	施設	在宅	施設	在宅	施設
介護機関数	1,272	28	1,337	28	1,419	31

健康増進

生活習慣病は、健康寿命を延ばすうえで、最大の阻害要因となるだけでなく、医療費にも大きな影響を与えるものですが、その多くは個人が日常生活の中での適度な運動、バランスの取れた食生活、禁煙を実践することによって予防することができるものです。

国では、平成12年に「21世紀における国民の健康づくり運動（健康日本21）」を策定し、国民が主体的に取り組める国民健康づくり運動として推進してきたほか、平成15年には「健康増進法」の施行、平成17年に「食育基本法」の施行、平成19年に「がん対策基本法」を施行し、生活習慣病の予防および改善につながる各種施策の推進に取り組んでいます。

函館市は、全国平均を上回る少子高齢化の進展や生活習慣病が死因の約6割を占める状況にあることから、市民一人ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本として、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防するための各種健康増進事業を家庭、学校、地域、職場等の協力のもとに推進しています。

1 市民の健康状況

(1) 平均寿命と健康寿命

本市の平均寿命をみると、男女とも年々延びていますが、全国および北海道より低くなっています。

また、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を健康寿命といい、その指標である「日常生活が自立している期間の平均」も全国および北海道と比較すると低い状況にあります。

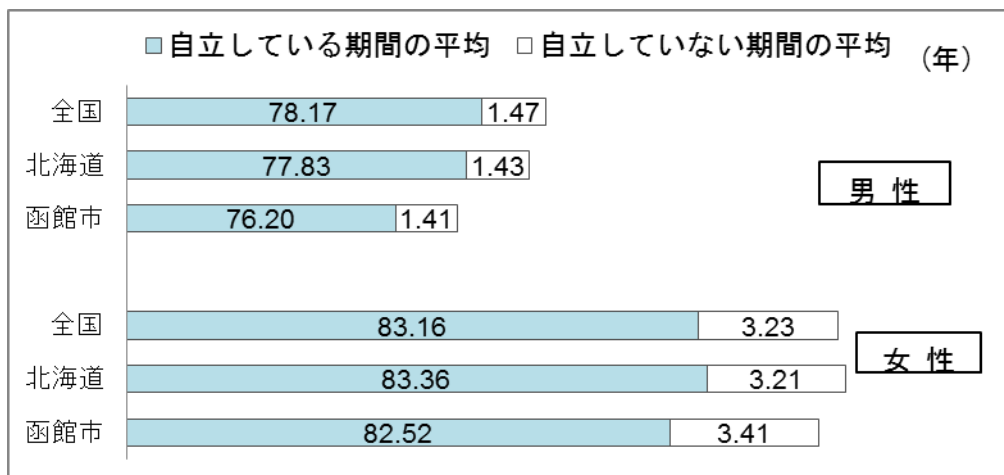
函館市の平均寿命の推移と全国、北海道との比較

区 分		平成12年	平成17年	平成22年
全 国	男	77.7歳	78.8歳	79.6歳
	女	84.6歳	85.8歳	86.4歳
北海道	男	77.6歳	78.3歳	79.2歳
	女	84.8歳	85.8歳	86.3歳
函館市	男	75.9歳	77.0歳	77.5歳
	女	83.3歳	84.7歳	85.3歳

(厚生労働省 市区町村別生命表の概況)

函館市の「日常生活動作が自立している期間の平均」の全国、北海道との比較

(平成22年)



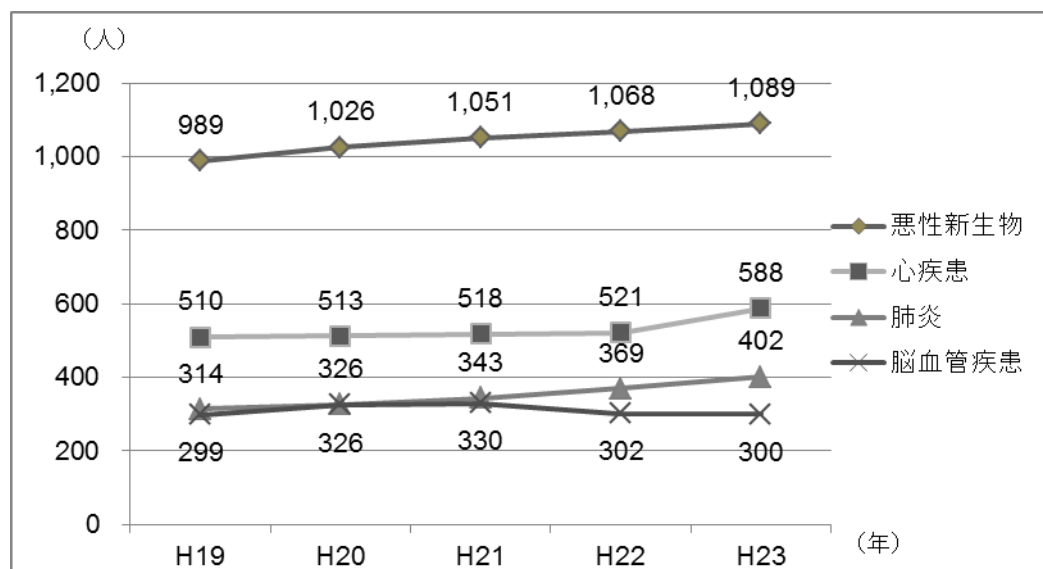
(厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」および 北海道健康増進計画「すこやか北海道21」資料編)

(2) 主要死因

本市の主な死因は、1位が悪性新生物（がん）、2位は心疾患、3位は平成21年から肺炎、4位が脳血管疾患という状況が続いています。死亡総数の約3割が悪性新生物（がん）で、心疾患、脳血管疾患等を合わせると、生活習慣病が死因全体の約6割を占めています。

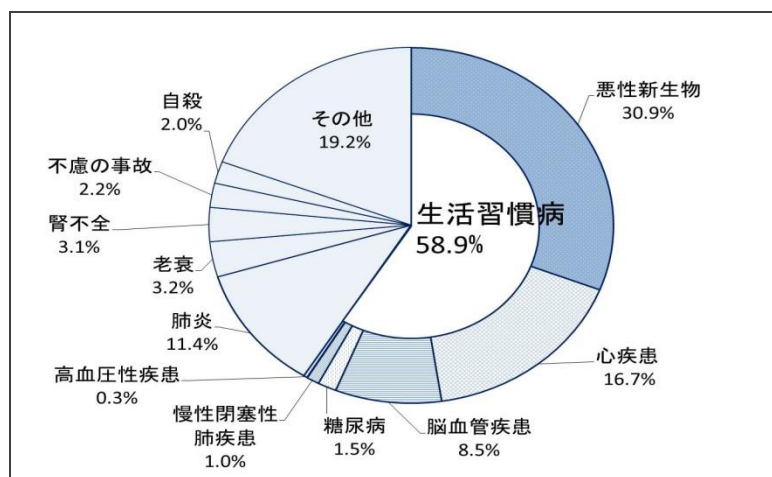
また、過去5年間の年代別死因では、19歳までは不慮の事故、39歳までは自殺、40歳以上では悪性新生物（がん）が第1位となっています。

函館市の年次別主要死因の推移



(人口動態統計)

函館市の死因別死亡割合



(平成23年人口動態統計)

函館市の年代別主要死因

区分	死亡数	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位
0～19歳	54	不慮の事故	周産期に発生した病態	先天奇形	自殺	悪性新生物
20～39歳	228	自殺	悪性新生物	不慮の事故	心疾患	肝疾患
40～59歳	1,378	悪性新生物	自殺	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
60～79歳	6,412	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	他循環器
80歳以上	8,536	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
全体	16,608	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	他循環器

(平成19年～平成23年人口動態統計)

2 「健康はこだて21」(第2次)

「健康はこだて21」は、市民が心身ともに健やかに生活し、健康寿命の延伸を目指す、本市の健康づくり計画です。1次計画が平成24年度で終了し、平成25年度に2次計画を策定しました。

健康づくりを進めていくためには、生活習慣病(がん、循環器疾患、糖尿病など)の予防を中心に、子どもから高齢者まで、市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、家庭や地域、行政、学校、職場、企業など、市民を取り巻く周囲が健康を支え、守るための環境づくりを進めていくことが必要です。

(1) 「健康はこだて21」のこれまでの経過

ア 「健康はこだて21」の策定(平成14年度)

市民ひとりの健康づくりを地域全体で支援することを基本に、生活習慣を改善することにより健康を増進し、生活習慣病を予防する一次予防を重視した計画を策定しました。

イ 「健康はこだて21」の中間評価(平成18年度)

計画の中間年度に、市民の健康状態を把握し、今後の健康づくり施策の一層の充実と

より効果的な推進に役立てるため、中間評価を実施しました。

ウ 「健康はこだて21」の改訂（平成20年度）

中間評価の結果等から市民の健康課題が明らかになり、また、平成20年度から医療保険者によるメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査および特定保健指導が実施されたことなどを踏まえ、国の医療計画等との整合性を図りながら、市民の健康づくり施策の一層の推進を図るため、本計画の改訂を行いました。

エ 「健康はこだて21」の最終評価（平成24年度）

1次計画の最終年度に、市民の健康意識・生活習慣アンケート調査（平成23年）等の結果および各種統計から市民の健康等の実態を把握し、計画策定時の数値等と直近の数値を比較分析して、年代ごとの目標の達成度や課題を明らかにし、2次計画に反映させるために最終評価を実施しました。

オ 「健康はこだて21（第2次）」の策定（平成25年度）

1次計画の最終評価の結果やその後の社会情勢の変化などを踏まえ、必要な見直しを行い、2次計画を策定しました。

(2) 計画の概要

ア 目的

生活習慣の改善および社会環境の整備により、健康寿命の延伸を図ります。

イ 基本的な方向

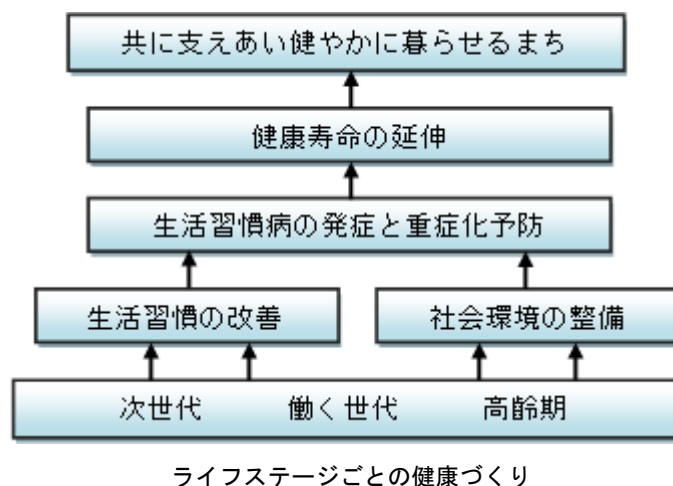
- (ア) 生活習慣病の発症および重症化の予防
- (イ) 健康を支え、守るための社会環境の整備
- (ウ) ライフステージごとの健康づくり

ウ 計画の期間

平成25年度から平成34年度までの10か年

エ 健康づくりが目指す姿

各ライフステージにおける生活習慣の改善および社会環境の整備に取り組み、生活習慣病の発症と重症化の予防を推進して、健康寿命の延伸を図り、「共に支えあい健やかに暮らせるまち」の実現に寄与します。



オ 各ライフステージの目指す姿と健康目標一覧

区 分	次世代 (18歳未満)	働く世代 (18歳から64歳)	高齢期 (65歳以上)	
目指す姿	生活リズムを整えて、基本的な生活習慣をしっかり身につける	健康づくりの情報を取り入れて、健康管理を実践する	社会活動に積極的に参加できる身体とこころを保つ	
健 康 目 標	栄養・食生活	○「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身につける ○適正体重を保つ	○朝食を必ず食べる ○肥満を予防、解消する ○適正体重を保つ	
	身体運動・運動	○運動習慣や身体活動を活発にする習慣を持つ	○運動習慣や身体活動を活発にする習慣を持つ ○運動機能を保つ	
	休養・こころの健康	○「早寝、早起き、朝ごはん」の習慣を身につける (再掲)	○睡眠を十分とる ○ストレスと上手につきあい、こころの健康を保つ	○自分に合った社会参加をする
	喫煙・飲酒	○未成年者および妊(産)婦は喫煙、飲酒しない ○受動喫煙の機会をなくす	○禁煙し、飲酒は適量にとどめる ○受動喫煙の機会をなくす	○禁煙し、飲酒は適量にとどめる ○受動喫煙の機会をなくす
	歯・口腔の健康	○むし歯を予防する	○歯科健診を受ける	○口腔機能を保つ
	生活習慣病の発症予防と重症化予防	○適正体重を保つ(再掲)	○がん検診を受ける ○メタボリックシンドロームを予防する ○特定健康診査, 特定保健指導を受ける	○がん検診を受ける ○メタボリックシンドロームを予防する ○特定健康診査, 特定保健指導を受ける

(3) 計画の推進

本計画を推進していくためには、健康づくりに関係する機関および団体等がそれぞれの取り組みを強化するとともに、多様な主体が連携して、市民が健康づくりに取り組みやすい環境を整備することが必要です。このため、健康づくりを身近で支援する人材育成を進めるほか、関係団体等からなる「健康はこだて21推進協議会」において連携を図り、健康づくりを効果的に推進していきます。

3 「はこだてげんきな子 食育プラン（函館市食育推進計画）」

(1) 計画策定の背景

社会を取り巻く環境の変化から、ライフスタイルや価値観、嗜好が多様化する中で、家庭内での「食」が変化しています。朝食の欠食、栄養バランスの偏った食事や不規則な食事の増加、生活習慣病の増加、過度の痩身志向、「食」の安全性に対する不安の高まりなど、健全な食生活が失われつつあります。

国は、このような状況の中、「様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている」として食育基本法を制定しました。

函館市では、こうした状況を踏まえ「食育推進庁内関係課長会議」を設置し、食育に関する取組を一元的に推進するための体制づくりを進めてきましたが、総合的かつ計画的な食育を関係団体との連携を図りながら更に推進するため、計画を策定しました。

計画では、特に、函館の未来を担う子どものための食育を組織的、総合的に推進することによって、市民一人ひとりが食育に理解を深め、食を通して心豊かで健やかな暮らしを実現することを目的にしています。

(2) 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5年間

(3) 計画の推進体制等

これまで、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域、生産者、事業者、行政などで食育に関する取組を個別に推進してきましたが、これらの取組を連携させ、総合的に食育を推進するため、関係する各部署が連絡を一層密にし、関係団体との連携を図りながら計画を推進します。

また、施策の実施状況や計画の進捗状況等の進行管理を行うとともに、計画期間満了となる今年度、評価を行い、第二次の計画を策定するものとします。

(4) 施策体系

ア 食育推進の理念

食育は、函館市民一人ひとりが食を通じて心豊かで健やかな暮らしを実現することができるように推進します。

イ 食育推進の基本目標

- ・食で健康なからだをつくる
- ・食で豊かな心を育む
- ・函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る

ウ 食育推進の具体的目標

食育推進の理念および基本目標にそって食育を推進するための具体的な目標として、「はこだてげんきなこ」を設定し、取り組みます。

具体的目標は、家庭が子どもたちの食育を実践する最も大切な場所であることから、

家庭で取り組みやすい内容としました。

は：「早寝・早起き・朝ごはん」規則正しく毎日を過ごそう。

こ：心とからだを育てるみんなで囲む食卓を大切にしよう。

だ：大事だよ，しっかりかむこと，磨くこと。

て：手間かけて，愛情こめて作りましょう。

げん：元気なからだをつくる，食事をきちんととろう。

き：郷土の食材を取り入れた料理を覚えよう。

な：何でもおいしく食べよう。

こ：声に出し，「いただきます」のごあいさつ

エ 各分野の役割と取組

食育は，その実践の場が幼少期に始まり生涯にわたる広範囲なものであることから，家庭や保育所，幼稚園，学校，地域など様々な場面でそれぞれの取組を進めてきましたが，より効果的な食育の推進のため，各分野における役割や取り組むべき事項を明確にし，更に連携を深めて実践的な食育に取り組んでいくものとします。

オ 目標値

客観的な指標の目標値を掲げ，食育の推進に努力します。

食育の推進のための目標値

基本目標	指 標	現 状 値	目 標 値
食で健康なからだをつくる	朝食を必ずとる子どもの割合が増える。	小学4年生 82.0% 中学1年生 76.0% (平成21年度)	どの学年でも 100%
	子どもの肥満の割合が減る。	1歳6か月児 1.3% 3歳児 2.4% (平成20年度)	現状値以下
食で豊かな心を育む	子どものむし歯のある割合が減る。	1歳6か月児 5.4% 3歳児 30.1% (平成20年度)	1歳6か月児 3.0% 3歳児 25.0%
	学校給食における地場産食材の割合が増える。	米・パン用小麦 100% 生鮮野菜 70% 海草類 39% 生鮮果物 3% 魚介類 28% 肉 91% 牛乳 100% 卵 100% (平成21年度)	現状値以上
函館の豊かな食資源や食文化を通して食の大切さを知る	食生活改善推進員を増やす。	93人 (平成21年度)	現状値以上

4 生活習慣病予防事業

本市の疾患別死亡率をみると、がん・心臓病・脳血管疾患といういわゆる生活習慣病によるものが全死因の約3分の2を占めています。

これらは、壮年期から増加しはじめるため、健康増進法に基づき生活習慣病に着目した健康診査のほか、がん検診、骨粗しょう症検診、健康教育、健康相談等を実施し、疾患の早期発見、食事や運動等の生活習慣の改善に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及を図るなど、生活習慣病の予防に努めています。

(1) 健康手帳の交付

開始年度 昭和 58 年度

内 容 健康手帳は、特定健診・保健指導その他の健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的として、40歳以上の希望する市民に対し交付しています。（平成 25 年度から交付方法を見直し、交付しています）

平成 27 年度予算額 46 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

健康手帳の交付状況

区 分	40～74歳	75歳以上
平成24年度	1,649	406
平成25年度	274	119
平成26年度	218	81

(2) 健康診査

開始年度 平成 20 年度

内 容 医療保険者による特定健康診査が実施されたことから、市では健康増進法（健康増進法施行規則第4条の2第4号）に基づき、40歳以上の特定健康診査非対象者等の健康診査を実施し、その結果、必要な方に対して食事や運動等の生活習慣の改善を促す保健指導を行っています。

平成 27 年度予算額 1,769 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

受診者 性別	総数	受診者の年齢内訳					
		40～49	50～59	60～64	65～69	70～74	75歳～
男	51	9	8	9	7	6	12
女	100	7	8	9	15	17	44
計	151	16	16	18	22	23	56

(3) がん検診

がんを早期に発見し、治療に結びつけることは、がん予防対策上最も重要な課題であることから、市の指定医療機関等で検診を実施しています。なお、がんに関する知識の普及啓発と受診率向上のため、無料クーポン券等を送付する「女性特有のがん検診推進事業」(H21～H25)、「働く世代への大腸がん検診推進事業」(H23～)、過去に女性特有のがん検診クーポン券を利用しなかった人などに、クーポン券を送付する「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」(H26～)を実施しています。

平成27年度予算額	ア がん検診	122,053 千円
	イ 働く世代の女性支援のためのがん検診	38,760 千円
	ウ 働く世代への大腸がん検診	8,594 千円

費用の負担 アは全額市費負担、イ・ウは補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

ア 胃がん検診

開始年度 昭和58年度

内容 国の指針では40歳以上とされていますが、市では35歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

イ 肺がん検診

開始年度 平成6年度

内容 40歳以上の市民を対象に、集団検診を実施しています。

ウ 乳がん検診（マンモグラフィ併用）

開始年度 平成元年度

内容 40歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（平成27年度は奇数年生まれが対象）

エ 子宮がん検診

開始年度 平成元年度

内 容 20歳以上の女性を対象に、市の指定医療機関で検診を実施しています。
受診は2年に1回とし、年度毎に、生年（西暦）が奇数か偶数かで対象者を区分しています。（平成27年度は奇数年生まれが対象）

オ 大腸がん検診

開始年度 平成9年度

内 容 40歳以上の市民を対象に、市の指定医療機関および集団検診で実施しています。

各種がん検診受診者の推移

区 分	胃 が ん 検 診	肺 が ん 検 診	乳 が ん 検 診	子宮がん検診		大腸がん 検 診
				子宮頸部	子宮体部	
平成24年度	4,094	9,145	5,230	7,365	2,114	8,021
平成25年度	3,789	8,682	4,631	6,889	2,121	8,015
平成26年度	3,417	9,237	7,140	8,915	2,367	7,861

(4) 骨粗しょう症検診

開始年度 平成7年度

内 容 転倒による骨折が高齢者の寝たきりの大きな原因の一つとなっています。その骨折の原因となる骨粗しょう症を予防するため、40歳以上70歳以下の5歳刻みの年齢の女性に骨粗しょう症検診を実施しています。

平成27年度予算額 119千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

骨粗しょう症検診受診者数

区 分	総 数	40歳	45歳	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳
平成24年度	174 (135)	3 (3)	10 (7)	15 (14)	22 (21)	30 (23)	50 (37)	44 (30)
平成25年度	215 (169)	4 (3)	4 (3)	14 (13)	25 (22)	40 (30)	72 (59)	56 (39)
平成26年度	234 (180)	6 (5)	7 (6)	15 (14)	17 (17)	50 (43)	74 (51)	65 (44)

()は異常なしであった者の内数

(5) 健康教育

開始年度 昭和 58 年度

内 容 成人および高齢者を対象に、生活習慣病予防や健康づくり等に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。

平成 27 年度予算額 11 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

健康教育実施状況

(平成 26 年度)

対象	回数 (回)	人数 (人)	内容	回数 (回)	人数 (人)
地域住民	202	7,502	生活習慣病予防	106	4,318
			栄養関係	49	929
			健康増進	32	2,094
			その他	15	161
官公庁	5	185	生活習慣病予防	4	134
			栄養関係	1	51
事業所	11	464	生活習慣病予防	9	338
			栄養関係	2	126
合計	218	8,151		218	8,151

健康増進法に基づく健康教育実施状況 (40~64歳) 再掲

(平成 26 年度)

区 分	集団健康教育					総 数
	一般	歯周疾患	ロコモティブ	病態別	COPD	
開催回数	105	4	7	53	9	178
延参加人員	2,729	154	202	2,833	124	6,042

(6) 健康相談

開始年度 昭和 58 年度

内 容 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理を支援しています。

平成 27 年度予算額 19 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の道費補助があります。

区 分	健 康 相 談							総 数
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	骨粗しょう症	女性の健康	病態別	総合健康相談	
開 催 回 数	34	49	41	1	5	43	2	175
被指導延人員	49	105	77	1	5	207	2	446

区 分	重 点 健 康 相 談							総 数
	高血圧	脂質異常症	糖尿病	骨粗しょう症	女性の健康	病態別	総合健康相談	
開 催 回 数	17	33	24	0	2	32	0	104
被指導延人員	19	50	24	0	2	74	0	169

(7) 保健指導

保健指導の実施状況

区分	来所(人)	電話(人)	合計
平成24年度	91	238	329
平成25年度	123	357	480
平成26年度	1,015	220	1,235

※平成26年度の来所1,015人中969人は、東部保健事務所管内の老人クラブや町会などに
出向き、血圧に関することを主とした健康相談となっています。

(8) 生活習慣病予防対策事業

開始年度 平成23年度

内 容 糖尿病予防教室（教室名：「からだ管理術＋血管年齢測定会」）
糖尿病や高血圧などの生活習慣病についての知識を普及し、生活習慣病を
予防するための、食生活や生活習慣の改善の必要性に気づき取り組むこと
ができるよう、教室を開催しています。

糖尿病予防教室の実施状況

区 分	参加者(人)
平成24年度	55
平成25年度	131
平成26年度	229

平成27年度予算額 24千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

(9) 女性のための健康づくり事業

開始年度 平成 23 年度

内 容 女性は、健康寿命と平均寿命の差である「日常生活に制限のある期間」が長く、健康寿命延伸対策は若い世代から取り組むことが必要です。妊娠中の喫煙や子宮頸がんなどの女性特有の健康課題をふまえ、若い世代から疾病予防のための生活改善に取り組むことができることを目的に、主に若い女性を対象とした女性のための健康づくり教室を開催しています。

女性のための健康づくり教室の実施状況

区 分	参加者 (人)
平成 2 4 年度	24
平成 2 5 年度	112
平成 2 6 年度	120

平成 27 年度予算額 21 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(10) 訪問指導（健康増進法に基づく訪問指導）

開始年度 昭和 58 年度

内 容 家庭において療養上保健指導が必要な方に対し、心身機能の低下の防止と健康の保持増進を図るため、保健師・理学療法士が訪問して本人およびその家族に対し必要な保健指導を実施しています。

平成 27 年度予算額 1,833 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 3 分の 2 の国庫補助があります。

訪問指導

(平成 2 6 年度)

区 分	被訪問指導者数	
	実 人 員	延 人 員
要 指 導 者	4	4
閉じこもり予防	3	6
介護家族者	2	3
寝たきり者	1	2
認知症の者	0	0
合 計	10	15

(11) たばこ対策

開始年度 平成13年度

内 容 ア 普及啓発と禁煙相談

喫煙は、がんや慢性疾患を引き起こす重大な危険因子であることから、ホームページ等を媒体としてたばこによる健康被害等に関する正しい知識の普及啓発を図る他、5月31日の「世界禁煙デー」等に合わせ、「禁煙週間キャンペーン」を開催します。

また、禁煙したい人に対し適切な禁煙支援を行うため、呼気中一酸化炭素濃度測定、呼吸機能検査等や、禁煙治療を行う医療機関の情報提供による禁煙相談を実施します。

禁煙相談件数 (件)

区分	イベント等	来所	電話	合計
平成24年度	113	0	4	117
平成25年度	143	5	5	153
平成26年度	171	27	5	203

イ 未成年者喫煙防止対策

未成年者の喫煙は、成年に比べて健康への影響が大きく、吸い始める前の対策を徹底する必要があることから、未成年者の喫煙をなくすことを目的に、小・中高生の児童・生徒を対象に、喫煙防止講座を開催します。

また、親が喫煙者の場合、子供の喫煙率が高いという実態や、家庭での受動喫煙を防止する観点から、学校やPTA等と連携し、児童・生徒の保護者に対する喫煙防止対策を推進します。

未成年者喫煙防止講座開催実績 (件)

区分		小学校	中学校	高校	合計
平成24年度	学校数	13	-	2	15
	回数	19	-	2	21
	参加者数	522	-	484	1,006
平成25年度	学校数	12	-	2	14
	回数	12	-	2	14
	参加者数	514	-	479	993
平成26年度	学校数	13	-	2	15
	回数	17	-	2	19
	参加者数	655	-	485	1,140

ウ 受動喫煙防止対策

健康増進法の対象となる施設の管理者に対し、受動喫煙防止対策の取り組みを促すため、「おいしい空気の施設推進事業」による登録制度を実施します。また、登録施設に対しステッカーを交付し、ホームページ等で紹介すること等により、禁煙・分煙の社会的な認識の定着を図ります。

「おいしい空気の施設」登録状況

平成27年3月末現在（件）

区分	禁煙		分煙		合計	
		H26年度 登録数		H26年度 登録数		H26年度 登録数
01 飲食店	47	2	5	0	52	2
02 学校等	157	10	0	0	157	10
03 医療機関・社会福祉施設・薬局等	171	7	11	0	182	7
04 体育施設・娯楽施設	18	3	0	0	18	3
05 社会・文化施設	64	0	0	0	64	0
06 小売業・サービス業等店舗	1	0	2	0	3	0
07 公共交通機関等	2	2	4	3	6	5
08 ホテル・旅館等の宿泊施設	0	0	0	0	0	0
09 金融機関	4	0	1	0	5	0
10 事務所・会社等	2	1	0	0	2	1
11 官公庁	15	0	7	1	22	1
12 公衆浴場・日帰り温泉	6	3	0	0	6	3
合計	487	28	30	4	517	32

完全禁煙ステッカー



完全分煙ステッカー



平成27年度予算額 68千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の2分の1の国庫補助があります。

(12) 未成年者飲酒防止対策

開始年度 平成 17 年度

内 容 未成年者の飲酒は、成人に比べてアルコール分解能力が低い発達期の心身に大きな悪影響を与えるだけでなく、アルコール関連問題等、将来にわたって健康への影響が大きいことから、未成年者の飲酒をなくすことを目的に、小学生を対象とした飲酒防止講座を開催します。

未成年者飲酒防止講座開催実績 (件)

区分	学校数	回数	参加者数
平成 24 年度	5	7	271
平成 25 年度	7	11	403
平成 26 年度	10	13	489

※ 平成 24 年度までは、アルコール障がい予防教室「アルコールキッズ教室」として実施

平成 27 年度予算額 8 千円

費用の負担 全額市費負担

(13) 健康診査を中心とした生活習慣病対策

開始年度 平成 20 年度

内 容 ア 特定保健指導（からだサポートコース）

特定健康診査の結果から、内臓脂肪の蓄積の程度とリスク要因の数に着目して対象者を選定し、対象者に応じた個別および集団の保健指導を行うことにより、生活習慣病予防を図ります。

【からだサポートコース実施数】 (人)

区 分	積極的支援	動機付け支援
平成 24 年度	68	243
平成 25 年度	44	224
平成 26 年度	36	224

※ 実施数は、当該年度内に支援が終了した者、初回面接のみの者、実績評価のみの者の人数の合計

【運動体験・ヘルシーランチ（集団による支援）参加者延べ数】

区 分	運動体験 (年 18 回)	ヘルシーランチ (年 12 回)
平成 24 年度	277 人	112 人
平成 25 年度	350 人	126 人
平成 26 年度	266 人	160 人

イ 健診要医療判定者受診勧奨事業（重症化予防事業）

（開始年度 平成25年度）

特定健康診査の結果から、生活習慣病未治療で早期に医療機関の受診が必要とされた方のうち、脳心血管疾患や腎不全を発症する危険性が高い方に保健指導を実施し、生活習慣病の重症化予防を図ります。

保健指導実施結果

（人）

区分	対象者数	実施結果	
		電話指導	文書指導（電話不在等）
平成25年度	284	195	89

保健指導後の医療機関受診状況

（人）

区分	対象者数	受診した者	未受診者
平成25年度	284	167	117

※平成26年度の実績については検証中

ウ 健診結果説明会

健康診査受診者が健診結果から自らの身体状況を認識し、生活習慣の改善に取り組むことにより、生活習慣病の発症および重症化の予防を図ります。

	健診結果説明会	
	実施回数	参加者数
平成24年度	6回	26人
平成25年度	7回	116人
平成26年度	6回	106人

平成27年度予算額 4,786千円

費用の負担 負担基準額に対して、国3分の1、道3分の1の負担があります。

（特定保健指導に係る費用のみ）

5 栄養改善事業

近年の食生活の状況は、食環境の変化に伴い、栄養のアンバランス、過食や欠食など健康管理に大きな影響を与えています。栄養の過剰摂取、運動不足など健康管理をどのように進めていくかが大きな課題となっています。

健康増進法に基づき、栄養指導（個別または集団）を通して適正な食生活の理解と実践を促すことにより健康の保持増進を図っています。

(1) 栄養指導業務（子ども未来部主管事業）

ア 両親学級

開始年度 平成9年度

内 容 妊婦とその夫・家族に対して、妊娠中の栄養管理や出産後の母乳等に関する正しい知識の普及を図るため栄養指導を実施しています。

両親学級実施状況

区分	開催回数	受講者数	受講者実績内訳（再掲）		
			初妊婦	夫	家族
平成24年度	2	30	21	6	3
平成25年度	2	19	15	3	1
平成26年度	6	248	139	100	9

※H25年度までは、プレパパプレママのためのセミナーとして実施されH26年度から両親学級（教室）と一元化され、栄養指導は両親学級の中での実施に変更しました。

イ のびっこ健診

開始年度 平成15年度

内 容 小児科医より指示のあった現在肥満である児とその保護者に対し、望ましい生活習慣を獲得することができるよう、個々の乳幼児の特性に応じた適切な指導を行うことを図るため栄養指導を実施しています。

のびっこ健診実施状況

区分	開催回数	参加人数
平成24年度	8	12
平成25年度	9	19
平成26年度	3	15

平成27年度予算額 子ども未来部主管

ウ 個別栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持および増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、相談に応じ、個別的に、必要な指導及び助言を行っています。

個別指導実施状況

区分	24年度		25年度		26年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
4か月児健診	55	1,638	54	1,665	51	1,529
10か月児健診	56	1,523	54	1,514	51	1,466
1歳6か月児健診	50	1,489	46	1,639	48	1,767
3歳児健診	56	1,574	54	1,635	50	1,545
電話相談	69	69	56	56	53	53
来所相談	5	5	17	17	9	9
総数	291	6,298	281	6,526	262	6,369

平成27年度予算額 子ども未来部主管

エ 集団栄養相談（母子保健法に基づく栄養相談）

内 容 母性又は乳児若しくは幼児の健康の保持および増進のため、妊娠、出産又は育児に関し、集団的に、必要な栄養指導及び助言を行っています。

集団栄養指導実施状況（出前講座）

区分	開催回数	参加人数
平成24年度	2	30
平成25年度	2	19
平成26年度	6	248

平成27年度予算額 子ども未来部主管

(2) 栄養指導業務（健康増進課主管事業）

ア 個別栄養相談

内 容 特定保健指導や電話や来所等で肥満予防を中心に、個別栄養指導を実施しています。

個別指導実施状況

区分	24年度		25年度		26年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
電話相談	57	57	50	50	36	36
来所相談	16	16	26	26	17	17
健康づくり相談	10	10	48	161	70	220
女性のための健康講座	1	24	10	112	10	120
健診結果説明会	6	26	7	110	6	106
特定保健指導	108	183	75	129	92	155
総数	80	306	216	588	231	654

※健康づくり相談は、H25年度から開始し、H24までは健康相談として実施していました。

イ 集団栄養相談

内 容 成人を対象に食生活や栄養に関する正しい知識の普及を図るため健康教育を実施しています。健康教育等で肥満予防を中心に、栄養指導を実施しています。

集団栄養指導実施状況

区分	24年度		25年度		26年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
生活習慣病予防教室	1	55	3	153	6	229
女性のための健康講座	1	24	10	112	10	120
メタボリック症候群予防健康教育	4	42	2	32	2	24
出前講座	32	931	21	494	19	210
ヘルシーランチ提供	12		12		12	159
合計	46	1,010	46	759	49	742

(3) 食育啓発事業

ア 食育月間キャンペーンの開催

(ア) パネル展

開始年度 平成22年度

内 容 「食育月間」の6月に「はこだてげんきな子食育プラン」(※64～66ページに概要を記載)を周知することにより、函館市民等への食育の啓発するため、「はこだてげんきな子 食育プラン」の概要版等のパネル展示、望

ましい子どもの食事例やおやつについてのフードモデル展示，食事バランスガイド等のパンフレット配布を行います。

共 催 農林水産省北海道農政事務所函館地域センター，函館市食生活改善協議会
実施期間 平成26年6月11日（木）～6月30日（火）
場 所 函館市総合保健センター1階 健康ギャラリー
平成27年度予算額 予算計上なし

(イ) 特別企画の実施

内 容 函館市食生活改善協議会による「春採り昆布」を使った料理の試食を提供，
「はこだてげんきな子食育プラン」概要版の配布
共 催 農林水産省北海道農政事務所函館地域センター
函館市食生活改善協議会
実施期間 平成26年6月19日（木）
場 所 総合保健センター2階 乳幼児検診室前通路
平成27年度予算額 予算計上なし

イ 離乳食教室

開始年度 平成17年度
内 容 管理栄養士等による講話や初期の離乳食づくりのデモンストレーションと
試食を行っています。

離乳食教室実施状況

区分	開催回数	参加人数
平成24年度	4	82
平成25年度	4	79
平成26年度	6	141

平成27年度予算額 40千円
費用の負担 全額市費負担

ウ パクパク教室

開始年度 平成22年度
内 容 子育てアドバイザーのエプロンシアター等，管理栄養士等による講話，ヘル
スメイトが作った野菜入り蒸しパンを園児が試食する教室を実施していま
す。

パクパク教室実施状況

区分	開催回数	参加人数
平成24年度	5	295
平成25年度	5	178
平成26年度	6	288

平成27年度予算額 予算計上なし (5カ年計画で実施の為、H26で終了)
 費用の負担 全額市費負担

エ 3歳児健康診査時食育啓発事業

開始年度 平成23年度

内 容 3歳児健診時の待ち時間に、食育啓発エプロンシアターを開催しています。

3歳児健康診査時食育実施状況

区分	開催回数	参加人数
平成24年度	50	1,574
平成25年度	51	1,635
平成26年度	50	1,545

平成27年度予算額 148千円
 費用の負担 全額市費負担

(4) 特定給食施設等

開始年度 昭和 34 年度 (特定給食施設としては平成 14 年度から)

内 容 特定給食施設その他給食施設への訪問指導を実施しています。

給食施設数および指導数

(平成 26 年度)

区分	指定給食 (A)		特定給食 (B)		特定給食 (C)		その他 の給食施設 (D)		以外の 給食施設 (E)		総数	
	施設 数	指導 件数	施設 数	指導 件数	施設 数	指導 件数	施設 数	指導 件数	施設 数	指導 件数	施設 数計	指導 件数計
施設の種類												
学校	-	-	28	0	10	0	1	1	1	0	40	1
病院	9	9	-	-	8	8	12	12	0	0	29	29
介護老人保健施設	0	0	-	-	8	6	1	0	0	0	9	6
老人福祉施設	0	0	0	0	8	4	14	6	0	0	22	10
児童福祉施設	0	0	0	0	9	2	36	11	0	0	45	13
社会福祉施設	0	0	0	0	5	1	4	0	0	0	9	1
事業所	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	3	0
寄宿舎	1	0	0	0	1	0	3	0	0	0	5	0
矯正施設	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
自衛隊	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0
一般給食センター	0	0	0	0	1	0	3	2	0	0	4	2
その他	0	0	1	0	3	0	10	0	0	0	14	0
計	11	10	29	0	55	21	86	32	1	0	182	63

(注)

指定給食施設 A 医学的な管理を必要とする者に食事を供給する特定給食施設であって継続的に 1 回 300 食以上または 1 日 750 食以上の食事を供給するもの
それ以外で、継続的に 1 回 500 食以上または 1 日 1500 食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 B 指定給食施設以外で継続的に 1 回 300 食以上又は 1 日 750 食以上の食事を供給するもの

特定給食施設 C 継続的に 1 回 100 食以上又は 1 日 250 食以上の食事を供給するもの

その他の給食施設 D 継続的に 1 回 50 食以上または 1 日 100 食以上の食事を供給するもの
上記以外の給食施設 E

平成 27 年度予算額 12 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 人材育成

ア 学生実習

内 容 管理栄養士養成校の学生に対し、研修および実習指導を行っています。

学生実習受け入れ実績

(平成26年度)

学校名	実習人数
酪農学園大学酪農学部食品科学科	2人
藤女子大学人間生活学部食物栄養学科	2人
青森県立保健大学健康科学部栄養学科	2人

平成27年度予算額 予算計上なし

イ ヘルスメイト育成

内 容 「私達の健康は私達の手で」をスローガンに、食を通じた健康づくりのボランティアとして活動を進めてきたヘルスマイトを養成し、活動を支援しています。

ヘルスマイト養成講座及び研修会実施状況

	養成講座			研修会		会員数
	回数	延べ人数	修了者数	回数	延べ人数	
平成24年度	8	277	23	20	600	105
平成25年度	9	230	26	21	654	107
平成26年度	9	77	9	20	512	99

平成27年度予算額 90千円

費用の負担 養成講座テキスト代、調理実習材料費は自己負担
(H26年度は、1,988円/人)

(6) 国民健康・栄養調査

開始年度 昭和21年度

内 容 健康増進法に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量および生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために調査を実施しています。

国民健康・栄養調査実施状況

年度	対象地区
平成24年度	末広町
平成25年度	桔梗3丁目・人見町
平成26年度	該当なし

平成27年度予算額 553千円

費用の負担 補助基準額の10分の10の国庫補助があります。

(7) 栄養成分表示の店

開始年度 平成16年度

内 容 外食機会の増大に伴い、外食料理に含まれる栄養成分の情報の重要性が高まっており、市民自らが栄養面からの健康管理を行うためには、適切な栄養情報を得る必要があることから、「健康はこだて21（第2次）」に基づき、栄養成分表示の店の登録を推進することにより、市民の外食および食品摂取において、健康管理上の適切な選択を支援しています。

「栄養成分表示の店」登録状況 平成27年3月末現在（件）

区分	登録件数	
		H26 新規登録数
コンビニ	88	13
病院内食堂	6	0
事業所食堂	5	0
学校内食堂	8	0
レストラン	3	1
そばや	4	0
その他	3	0
合計	117	14

※健康に配慮したメニューの登録0件

栄養成分表示の店ステッカー



平成27年度予算額 12千円

費用の負担 全額市費負担

(8) 栄養表示基準に関する相談

内 容 特別用途食品，栄養成分表示，誇大表示の禁止に関する相談業務を行っています。

栄養成分表示等相談件数実績

区分	24年度	25年度	26年度
電話相談	15	22	3
来所相談	0	4	3
総数	15	26	6

平成27年度予算額 予算計上なし

6 歯科保健事業

歯・口腔の健康は，食べる，話す等の口腔機能を保つ上で重要であり，身体的健康のみではなく，精神的，社会的な健康にも大きく寄与します。

生涯を通して口腔の健康を維持することができるように，歯科保健についての正しい知識の普及と啓発に努めています。

(1) 歯科健康診査

開始年度 平成18年度（現在の形態での開始年度）

内 容 妊産婦および40歳以上の成人に対し，歯周疾患の予防等を目的に歯科健康診査を実施しています。従来から実施している口腔保健センターに加え，平成27年度からは，40歳，50歳を対象に歯科医院でも受診できるよう，希望者に無料受診券を配付して，働く世代の受診奨励を図ります。

平成27年度予算額 10,981千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の3分の2の道費補助があります。

(成人・節目のみ)

妊産婦歯科健康診査実施結果

区分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯石・歯周疾患		
			現在歯	処置歯	未処置歯	歯石あり	歯肉炎	歯周炎
平成24年度	74	106	28.2	8.6	0.2	17	23	2
平成25年度	66	92	28.2	8.4	0.4	20	21	1
平成26年度	84	135	26.3	8.2	0.3	26	26	1

成人歯科健康診査実施結果

区 分	実施回数	受診数	一人平均各歯数			歯周疾患 (CPITN)					
			現在歯	処置歯	未処置歯	0	1	2	3	4	不詳
平成24年度	112	346	24.4	13.3	0.4	120	1	16	117	88	4
平成25年度	109	344	24.7	13.5	0.2	144	-	29	97	68	6
平成26年度	108	340	25.5	14.1	0.1	131	-	29	116	64	-

(注) CPITN：歯周疾患状況を0(健全な状態)から4(重症)まで5段階のコードに分類したもの

(2) 歯科保健啓発事業

内 容 歯科保健に関する正しい知識を普及するために各種の健康教育等を実施しています。

平成27年度予算額 843千円

費用の負担 全額市費負担

歯科啓発事業実施状況

(平成26年度)

名 称	内 容	開催回数	参加者数
歯の学校	小学生を対象に、学級単位で歯科保健に関する体学習を実施	10	431
けんこう教室	40歳以上の成人を対象に、歯周病予防や口腔機能の維持・増進のための実習や講話を実施	3	35
歯と口の健康週間	6月の歯と口の健康週間中に函館歯科医師会と共催で、健康講座、歯のコンクール、パネル展等を実施	1	167
8020推進週間 ^ハ 祢展	11月の「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進週間」期間中に歯科保健に関するパネル展を実施	1	-

7 健康づくり事業

健康づくりは、市民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという自覚と認識のもとに実践することが基本であり、市は健康づくりのための三本柱「栄養・運動・休養」のほか、禁煙、適正飲酒等の普及啓発を図り、市民の健康づくりの協力支援を行っています。

(1) 市民健康づくり推進員の育成

開始年度 平成7年度

内 容 地域に根ざした市民自らの自主的健康づくりを積極的に推進するため、町会・自治会単位にボランティアとしての市民健康づくり推進員を設置しています。推進員としての意識の高揚と健康づくりに必要な知識や技術を習得し、資質の向上を図るために、平成26度は研修会を3回開催し（内、1回はヘルスマイトとの合同研修会）、活動に必要な研修および推進員同士の情報交換を行っています。平成27年3月末現在115町会で153人が委嘱され、活動しています。

平成27年度予算額 59千円

費用の負担 全額市費負担

(2) ヘルスマイトの育成

開始年度 昭和61年度

内 容 食生活の改善を中心とした健康づくりのための普及啓発活動をするため、ボランティアとしてのヘルスマイトを育成し、地域において健康増進に必要な食生活に関する知識の普及に努めています。平成25年4月現在107人が活動しています。平成25年のヘルスマイト養成講座では、26人が修了しています。

平成27年度予算額 76千円

費用の負担 全額市費負担

(3) ウォーキングマップの作成

開始年度 平成17年度

内 容 「健康はこだて21」の健康課題でもある肥満の予防と解消を図るため、平成17年度から21年度までの5年間で、市民健康づくり推進員の協力を得て作成した47か所のウォーキングコースのマップを配布しています。平成25年度は市民健康づくり推進員等の協力を得て、全コースの安全面を確認し、危険な箇所については一部または全部を変更しました。更新後のウォーキングマップは、市のホームページや市民健康づくり推進等を通して市民に周知をします。

平成27年度予算額 予算計上なし

(4) 地域健康づくり教室

開始年度 平成 11 年度

内 容 市民健康づくり推進員が町会単位で、運動指導士、歯科衛生士、薬剤師等を講師として健康づくり教室を企画開催することで、地域の自主的な健康づくりの推進を図ります。

地域健康づくり教室実施状況

区分	回数	参加者数
平成 24 年度	7	182
平成 25 年度	5	139
平成 26 年度	4	100

平成 27 年度予算額 25 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 健康体操 「函館いか踊り体操」の普及

開始年度 平成 20 年度

内 容 子どもから高齢者までを対象に、健康体操「函館いか踊り体操」の普及を図っています。

・DVD等の貸出し

平成 27 年度予算額 予算計上なし

(6) 市民健康教室

開始年度 昭和 52 年度

内 容 市民一人ひとりが健康の維持増進のために必要な知識を習得し、自らの健康づくりを推進することができることを目的として、函館市医師会および函館歯科医師会との共催により開催しています。各町会からの要望に応じて講演テーマを決定し、市民健康づくり推進員をはじめ、町会役員等の協力を得て実施しています。

平成 27 年度予算額 226 千円

費用の負担 補助基準額または対象経費の 2 分の 1 の国庫補助があります。

日程	テーマ・講師	実施場所	参加数
4月12日	『メタボリックシンドロームに くわしくなろう!!』 北美原クリニック 院長 遠藤 明太 先生 「メタボリックシンドロームと進行する脂肪肝」 かたやま内科消化器科 院長 片山 英昭 先生 「メタボリックシンドロームと高血圧」 関口内科医院 副院長 関口 洋平 先生 「メタボリックシンドロームと心・血管病」 函館五稜郭病院 循環器内科医長 佐藤 健司 先生	市民会館 小ホール	159
5月21日	「腰や膝の痛みについて」 平山医院 院長 平山 拓也 先生	大森町会館	48
6月11日	「聞いて為になる目の話」 本間眼科医院 院長 本間 哲 先生	東富岡町会館	31
6月20日	「血管を元気に保つには」 市立函館保健所 所長 山田 隆良 先生	大手町会館	51
7月9日	「歯の治療を受ける時の注意」 京田歯科 院長 京田 直人 先生	深駒町会館	27
7月30日	「うつ病について ～ストレスと心の健康～」 はこだてメンタルクリニック 院長 大湯 広志 先生	函館市総合 保健センター	36
8月21日	「高血圧について」 函館中央病院 循環器内科診療部長 浅島 弘志 先生	柏木町会館	26
9月24日	「①大腸がんについて ②アニサキス症について」 杉山クリニック 院長 杉山 茂 先生	望洋団地 自治会館	19
10月17日	「認知症について」 市立函館病院 医療部長 安藤 嘉朗 先生	神山町会館	51
	合 計	9回	448

(7) 広報・啓発活動

開始年度 平成 22 年度 (カレンダー)

内 容 市民に健診・検診をPRするため「がん検診・特定健診カレンダー」を作成し、全戸配布をしているほか、ラジオ、新聞等を通じ、健康づくりに関する啓発を随時行っています。

平成 27 年度予算額 665 千円 (カレンダー関係・健康増進課負担分)

費用の負担 全額市費負担

8 口腔保健センター

函館歯科医師会の運営により、函館市が委託する歯科保健事業のほか、障がい者（児）等の歯科診療および休日における救急歯科診療を実施しています。

(1) 障がい者（児）歯科診療

開始年度 平成 15 年度

内 容 心身に障がいがあり、一般の歯科診療所での受診が困難な方を対象に実施しています。(予約制)

診療日時：土曜日 9時～12時 (口腔ケア)

14時～17時 (歯科診療・口腔ケア)

平成 27 年度予算額 7,623 千円 (市が支出している補助金の額)

費用の負担 全額市費負担

障がい者（児）歯科診療内訳（重度・軽度別、受診理由別）

区 分		重 度			軽 度			合計	主 な 受 診 理 由				
		男	女	計	男	女	計		①	②	③	④	⑤
平成 24 年度	新規	19	5	24	6	3	9	33	27	3	1	2	-
	再来	269	221	490	90	81	171	661	342	7	11	293	8
	計	288	226	514	96	84	180	694	369	10	12	295	8
平成 25 年度	新規	20	1	21	1	3	4	25	22	-	-	3	-
	再来	335	233	568	66	75	141	709	395	-	1	302	11
	計	355	234	589	67	78	145	734	417	-	1	305	11
平成 26 年度	新規	20	9	29	5	3	8	37	34	-	-	3	-
	再来	342	273	615	81	95	176	791	393	4	2	350	42
	計	362	282	644	86	98	184	828	427	4	2	353	42

(注) 主な受診理由：①歯が痛い、しみる、などむし歯の治療 ②歯肉の炎症
 ③義歯関係 (入れ歯があわない・入れ歯をいれたいなど)
 ④歯科検診 (口腔ケア・リコール) ⑤その他 (トレーニング)

障がい者（児）歯科診療内訳（年代別、主たる障害別）

区 分		年 代 別 受 診 者								合計	主 たる 障 害						
		10歳 未満	10 代	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代	70歳 以上		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
平成24年度	新規	15	4	4	3	4	1	2	-	33	5	-	5	12	3	-	8
	再来	184	171	160	65	47	9	15	10	661	45	8	168	296	50	16	78
	計	199	175	164	68	51	10	17	10	694	50	8	173	308	53	16	86
平成25年度	新規	16	2	1	1	2	1	-	2	25	1	-	3	12	1	1	7
	再来	188	192	142	96	56	13	9	13	709	54	16	167	335	53	14	70
	計	204	194	143	97	58	14	9	15	734	55	16	170	347	54	15	77
平成26年度	新規	24	3	6	3	1	-	-	-	37	1	1	14	10	1	1	9
	再来	194	235	209	54	75	9	14	1	791	40	15	198	346	89	15	88
	計	218	238	215	57	76	9	14	1	828	41	16	212	356	90	16	97

注) 主たる障害：①脳性麻痺②筋疾患③精神遅滞④自閉症⑤染色体異常⑥心疾患⑦その他

(2) 休日救急歯科診療

開始年度 昭和58年度

内 容 日曜、祝日、年末年始の救急歯科診療を実施しています。

診療日時：日曜、祝日、年末年始の9時～15時

平成27年度予算額 1,584千円（市が支出している補助金の額）

費用の負担 全額市費負担

休日救急歯科診療利用状況

区 分	診 療 日 数	受 診 者 数
平成24年度	71	950
平成25年度	72	982
平成26年度	71	934

9 健康増進センター

開始年度 平成15年度（現在の利用形態は平成23年度から）

内 容 少子高齢化社会を迎えた現在，生活習慣病を未然に防ぎ，認知症や寝たきりにならないで生活できる健康寿命を延ばすため，市民が手軽に安心して健康づくりのための運動実践ができる施設です。

利用対象：18歳以上の市民

平成27年度予算額 13,451千円

費用の負担 全額市費負担（施設使用料，一部負担金の充当あり）

利用内訳

(人)

区分	健康づくり プログラム	個人利用				運動教室	専用使用	合計
		一般	65歳以上	障がい者	計			
平成24年度	58	13,280	10,657	1,901	25,838	10,353	7,903	44,152
平成25年度	54	14,277	12,595	2,122	28,994	10,034	8,817	47,899
平成26年度	-	13,790	14,352	2,218	30,360	10,044	9,260	49,664

※健康づくりプログラムは平成25年度をもって廃止。

10 石綿健康被害救済制度に関すること

石綿による健康被害を受けた方およびその遺族で，労災補償等の対象にならない方に対する救済を図ることを目的として創設された独立行政法人環境再生保全機構の委託業務です。

開始年度 平成18年度

内 容 石綿による健康被害に救済給付に関わる相談や，特別遺族弔慰金に係る制度の周知など救済事業の申請受付および相談等を行います。

対象：中皮腫，石綿による肺がん，著しい呼吸器障害を伴う石綿肺，
著しい呼吸器障害を伴うびまん性胸膜肥厚

相談および進達の受付状況

区 分	相談（件）	申請（件）
平成24年度	13	2
平成25年度	2	1
平成26年度	2	0

指導監査

1 社会福祉法人等の運営指導

(1) 社会福祉法人設立認可等の事務

主たる事務所の所在地が函館市内で、その事業を函館市内のみで行う社会福祉法人の設立認可、定款変更、合併認可、解散認可等に係る事務を行います。

また、介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所の指定等に係る事務も行います。

(2) 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査事務

ア 指導監査の概要

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設等に対して、次により指導監査を行います。

(ア) 社会福祉法人および社会福祉施設

- ・ 監査の種類 法人監査 適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図るための法令、通知に基づく指導事項に関する検査
- 施設監査 適正な施設の運営を確保するための利用者の処遇、施設整備等の事業運営全般にわたる検査
- ・ 監査の方法 一般監査 法人・施設に対し、原則として年1回実施
- 随時監査 運営等に問題が発生した場合、または通報、現況報告の確認の結果等でそのおそれがある場合、法人・施設に対し随時に監査を実施
- 特別監査 社会的に許容されない不祥事の発生など特に問題を有する法人・施設に対し、重点的、継続的に実施

(イ) 介護保険サービス事業者および障害福祉サービス事業者

- ・ 集団指導 必要な指導の内容に応じ、講習等の方法により実施
- ・ 実地指導 サービス事業者等の事業所において実地により実施
- ・ 監査 人員、設備および運営基準等の指定基準違反であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合に実施

(ウ) 有料老人ホーム

書面審査および実地検査を実施

イ 社会福祉法人および社会福祉施設等の指導監査等の実施状況等

函館市が所轄庁となる社会福祉法人および社会福祉施設に対する指導監査ならびに指定障害福祉サービス事業者等および介護保険サービス事業者等に対する実地指導の実績は、次のとおりとなっています。

(7) 『函館市社会福祉法人および社会福祉施設指導監査実施要綱』に基づく監査の実施状況等

監 査 の 種 類	平成26年度実績			
	実施件数			
	法人	施設		
1. 一般監査（根拠規定：社会福祉法第56条）	16	79		
（1）「A」格付の法人・施設を対象とする監査（随時および毎年度1回）	0	0		
（2）「B」格付の法人・施設を対象とする監査（毎年度1回）	1	7		
（3）「C」格付の法人・施設を対象とする監査（2年に1回）	15	72		
（4）「D」格付の法人・施設を対象とする監査（4年に1回）	0	0		
「A」格付： 前年度に文書指導し継続して確認および指導が必要と認められた法人・施設 財政悪化および再建中の法人				
「B」格付： 前年度に新設された法人・施設 当該年度に補助事業による施設整備を行う法人 財政悪化および再建中の法人で改善方向にある法人 運営上特に問題はないが、継続して確認・指導が必要と認められる法人・施設				
「C」格付： AおよびB以外の法人・施設				
「D」格付： Cの法人のうち、苦情解決への取り組みが適切に行われ、かつ福祉サービス第三者評価事業を受審しその結果の公表を行うなどサービスの質の向上に努めていると判断される法人				
2. 特別監査（根拠規定：社会福祉法第56条）			0	0
3. 随時指導監査（根拠規定：社会福祉法第56条）			0	2
合計			16	81

平成26年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定： 実施要綱第12条)	改善命令 (根拠規定： 社会福祉法第56条)	事業の一部・全部停止 (根拠規定： 社会福祉法第56条)	役員の解職命令 (根拠規定： 社会福祉法第56条)	法人の解散命令 (根拠規定： 社会福祉法第56条)
179	0	0	0	0

(イ)『函館市指定障害福祉サービス事業者等指導監査要綱』に基づく監査の実施況等

監査の種類	平成26年度実績
	実施件数
1. 集団指導 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	187
2. 実地指導 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	82
(1) 前年度に実地指導を行っていない「指定障害者支援施設設置者」を対象とする実地指導	4
(2) 前年度および前々年度に実地指導を行っていない「指定障害福祉サービス事業者」および「指定相談支援事業者」を対象とする実地指導	78
(3) 前年度に監査対象となった「指定障害福祉サービス事業者」等	0
(4) 前年度に実地指導の結果，文書指導が行われた「指定障害福祉サービス事業者」等のうち，実地指導が必要と認められる「指定障害福祉サービス事業者」等を対象とする実地指導	0
3. 監査 (根拠規定：障害者総合支援法第48条，第51条の27)	0
(1) 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	0
(2) 相談支援事業等へ寄せられる苦情に基づき実施する監査	0
(3) 自立支援給付等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者を対象とする監査	0
(4) 実地指導において確認した情報に基づき実施する監査	0
ア. 著しい運営基準違反が確認され，利用者および入所者等の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると判断に基づき実施する監査	0
イ. 自立支援給付等に係る費用の請求に誤りが確認され，その内容が著しく不正な請求と認められる事業者を対象とする監査	0
合計	269

平成26年度 指導・処分実績件数				
文書・口頭指導 (根拠規定： 実施要綱第12条)	勧告 (根拠規定： 障害者総合支援法 第49条，第51条の 28)	命令 (根拠規定： 障害者総合支援法 第49条，第51条の 28)	指定の一部・全部停止 (根拠規定： 障害者総合支援法 第50条，第51条の 29)	指定の取消 (根拠規定： 障害者総合支援法 第50条，第51条の 29)
253	0	0	0	0

(ウ) 『函館市介護保険サービス事業者等指導要綱および監査要綱』に基づく指導および
監査の実施状況等

監 査 の 種 類	平成26年度実績
	実施件数
1. 集団指導 (根拠規定：介護保険法第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第115条の7、 第115条の17、第115の27)	482
2. 実地指導 (根拠規定：介護保険法第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、 第115条の7、第115条の17、第115の27)	226
(1) 合同指導	2
(2) 一般指導	224
ア. 毎年度、国の示す指導重点事項に基づき、介護保険サービス事業者等を 対象とする一般指導	210
イ. 内部告発ならびに利用者およびその家族などからの情報提供を受けて、 一般指導が必要と認められる介護保険サービス事業者等を対象とする一般 指導	5
ウ. その他、特に一般指導を要すると認める介護保険サービス事業者等を対象 とする一般指導	9
3. 監査 (根拠規定：介護保険法第76条、第78条の7、第83条、第90条、第100条、第115条の7、 第115条の17、第115の27)	7
(1) 実地指導において確認した情報に基づき実施する監査	2
ア. 介護給付等対象サービスの内容に不正または著しい不当があったことを 疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	
イ. 介護報酬の請求に不正または著しく不当な行為があったことを疑うに 足りる理由がある事業所等を対象とする監査	
ウ. 介護保険法に規定されている事業所の設備および運営に関する基準に重大 な違反があると疑うに足りる理由がある事業所等を対象とする監査	2
(2) 実地指導を除く確認情報に基づき実施する監査	5
ア. 通報・苦情・相談等に基づき実施する監査	5
イ. 国民健康保険団体連合会、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情に 基づき実施する監査	
ウ. 北海道、他の市町村および連合会からの通報情報に基づき実施する監査	
エ. 介護保険法に規定されている介護サービス情報の報告の拒否等に関する 情報に基づき実施する監査	
合計	715

平成26年度 指導・処分実績件数

文書・口頭指導 (根拠規定： 要綱第3条)	勧告 (根拠規定： 介護保険法第76条の 2, 第78条の9, 第83条 の2, 第91条の2, 第 103条, 第115条の8, 第115条の18, 第115の 28	命令 (根拠規定： 介護保険法第76条の 2, 第78条の9, 第83条 の2, 第91条の2, 第 103条, 第115条の8, 第115条の18, 第115の 28	指定の一部・全部停止 (根拠規定： 介護保険法第77条, 第78条の10, 第84条, 第92条, 第104条, 第 115条の9, 第115条の 19, 第115の29	指定の取消 (根拠規定： 介護保険法第77条, 第78条の10, 第84条, 第92条, 第104条, 第 115条の9, 第115条の 19, 第115の29
192	3	0	4	0

その他の社会福祉

1 福祉サービス苦情処理制度

事業開始 平成 13 年度

内 容 福祉サービスに係る苦情については、利用者やサービス提供事業者との利害関係等により当事者間での解決が難しい問題もあるため、行政のみの判断だけでなく公正な第三者機関（福祉サービス苦情処理委員 2 名）を設置して解決を図ることにより、市民の権利利益の擁護と福祉サービスの質の向上を図ります。

相談件数

年度	福祉サービスに関するもの			その他(福祉サービス以外)			合計
	苦情件数	相談件数	計	苦情件数	相談件数	計	
24	71	12	83	5	12	17	100
25	48	4	52	7	8	15	67
26	56	5	61	5	7	12	73

平成 27 年度予算額 1,175 千円

2 函館市社会福祉審議会

社会福祉法に基づき、社会福祉に関する事項について調査審議するため設置される審議機関です。本審議会には、専門分野に関して調査審議するため、専門分科会および審査部会が置かれています。

会議の種類	審議事項	26年度開催
函館市社会福祉審議会(全体会議)	社会福祉に関する事項について調査審議	1回
民生委員審査専門分科会	民生委員の適否に関する事項を調査審議	2回
身体障害者福祉専門分科会	障がい者の福祉に関する事項を調査審議	1回
身体障害者福祉専門分科会審査部会	身体障がい者の障がい程度に関する事項を調査審議	4回
児童福祉専門分科会	児童福祉に関する事項を調査審議	2回

3 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、社会奉仕の精神をもって保護指導にあたり、福祉の増進に努めています。委員の改選は、3年ごとに行われ、平成25年12月1日現在、市内に706人が委嘱されており、このうち、58人が主任児童委員に委嘱されました。

- ・方面民生児童委員協議会 市内29地区に設置し、各方面民生委員・児童委員との連絡調整を図ります。(毎月1回開催)
- ・方面民生児童委員協議会 方面民生児童委員協議会の正副会長で組織し、協議会間と正副会長連絡会との連絡調整等を図ります。(毎月1回開催)
- ・函館市民生児童委員連合会 民生委員・児童委員の研修等の事業を行うほか、協議会の運営支援、関係機関等の連絡調整を図ります。

(1) 民生委員・児童委員年齢・性別状況 (定数 710人)

(平成27年6月17日現在 単位:人)

区分	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70歳以上	計	平均年齢
男	-	0	6	29	100	100	235	66.5歳
女	-	1	12	79	248	123	463	64.6歳
計	-	1	18	108	348	223	698	65.2歳

(2) 在職期間別民生委員・児童委員数

区分	新在任 在職期間なし	再任						計	在再任者 期間の平均
		3年未満	3年以上 6年未満	6年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上 30年未満	30年以上		
男	40	11	53	48	722	8	3	235	8年7月
女	78	10	74	102	171	27	1	463	10年2月
計	118	21	127	150	243	35	4	698	9年6月

(3) 民生委員・児童委員の活動状況（平成 26 年度）

（単位：件）

項目		件数
問題別相談・支援件数	在宅福祉	4,595
	介護保険	350
	健康・保健医療	1,331
	子育て・母子保健	254
	子どもの地域生活	2,543
	子どもの教育・学校生活	1,074
	生活費	497
	年金・保険	88
	仕事	96
	家族関係	551
	住居	298
	生活環境	691
	日常的な支援	3,160
その他	4,053	
計	19,581	

項目		件数
分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	11,883
	障がい者に関すること	365
	子どもに関すること	3,908
	その他	3,425
計		19,581

項目		件数
その他の活動件数	調査・実態把握	14,147
	行事・事業・会議への参加力	16,226
	地域福祉活動・自主活動	17,054
	民児協運営・研修	20,085
	証明事務	766
	要保護児童の発見の通告・仲介	7

項目	件数
訪問回数	95,771
連絡調整回数	45,671
活動日数	88,198

4 函館市社会福祉協議会

所在地 函館市若松町 33 番 6 号

法人の認可 昭和 42 年 1 月 24 日

機関・組織 ア 執行機関 理事会（正副会長を含む理事 17 名をもって構成し、会長のみが代表権を有する。）

イ 決議機関 評議員会（理事会の同意を得て会長が委嘱する評議員 35 名をもって構成する。）

ウ 監査機関 監事 3 名

エ 事務局 常務理事以下専任職員 85 名（パート除く）

（平成 27 年 3 月 31 日現在）

実施事業 ア 社会福祉を目的とする事業

(ア) 社会福祉を目的とする事業の企画および実施

(イ) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助

(ウ) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整および助成

(エ) (ア)から(ウ)のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

- (オ) 保健医療，教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡
- (カ) 共同募金事業への協力
- (キ) 在宅福祉ふれあいに関する事業の実施
- (ク) 社会福祉総合相談センターの運営
- (ケ) ボランティア活動の振興
- (コ) 高齢者能力開発情報センターの運営
- (サ) 福祉人材バンクの業務の実施
- (シ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ス) 障害福祉サービス事業の経営
- (セ) 移動支援事業の経営
- (ソ) 居宅介護支援事業の経営
- (タ) 訪問入浴介護事業の経営
- (チ) 老人デイサービス事業の経営
- (ツ) 福祉サービス利用援助事業
- (テ) 生活福祉資金貸付事業
- (ト) 応急生活資金貸付事業
- (ナ) その他この法人の目的達成のため必要な事業

イ 公益を目的とする事業

- (ア) 函館市ファミリー・サポート・センター事業
- (イ) 根崎生活館の受託経営
- (ウ) 地域包括支援センター(函館市地域包括支援センター社協)の受託経営
- (エ) 函館市榎法華高齢者福祉総合センターの受託経営
- (オ) 函館市総合福祉センターの受託経営

ウ 収益を目的とする事業

- (ア) 自動販売機の設置経営

固定資産 237, 101, 923 円 (平成 27 年 3 月 31 日現在)

<主な内容>

- (ア) 基本財産 7, 500, 000 円
- (イ) その他固定資産 229, 601, 923 円

平成27年度収支予算書

(単位：千円)

社会福祉事業会計			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
会費収入	10,246	人件費支出	233,503
寄附金収入	3,931	事業費支出	22,459
経常経費補助金収入	135,340	事務費支出	65,788
受託金収入	49,934	貸付事業支出	6,000
貸付事業収入	6,058	共同募金配分金事業	14,191
事業収入等	8,744	助成金	35,669
介護保険事業収入	137,694	負担金等	5,087
障害福祉サービス等事業収入	17,226	長期運営資金借入金支出	6,000
長期運営資金借入金収入	6,000	拠点区分間繰入金支出	7,385
事業区分間繰入金収入	20,543	その他の活動による支出	6,351
拠点区分間繰入金収入	7,385		
計	403,101	計	402,433

公益事業会計			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
受託金収入	272,664	人件費支出	116,410
介護保険事業収入	8,142	事業費・事務費支出	143,391
		事業区分間繰入金支出	19,892
		その他支出	1,781
計	280,806	計	281,474

収益事業会計			
収入		支出	
科目	金額	科目	金額
事業収入	889	人件費支出	128
		事業費・事務費支出	110
		事業区分間繰入金支出	651
計	889	計	889

合計	684,796	計	684,796
----	---------	---	---------

応急生活資金貸付状況ならびに償還状況

区分		24年度		25年度		26年度	
		件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)	件数(件)	金額(千円)
一般 応急生活資金	貸付	66	2,696	45	1,915	24	1,090
	償還	延 1,034	6,133	延 589	3,216	延 398	2,487
季節労働者 応急生活資金	貸付	-	-	-	-	-	-
	償還	延 47	187	延 33	129	延 23	73

5 福祉に関する助成制度

(1) 福祉のまちづくり施設整備費補助金

事業開始 平成 15 年度

内 容 すべての市民が、地域で、ともに支え合いながら、安心して暮らし、自らの意思で自由に行動し、広く社会活動に参加できる地域社会を実現するためのあらゆる環境整備に取り組むため、平成 14 年 7 月 1 日に「函館市福祉のまちづくり条例」を施行しました。この条例では、行政、事業者、市民がそれぞれの役割を果たしながら、よりきめ細かな福祉サービスの推進に努めることを定めているほか、高齢者や障がい者、子どもなどの利用にも配慮した施設の整備にも取り組むこととしており、店舗や旅館など、不特定多数の利用する既存建築物の出入口、通路などについて段差解消などのバリアフリーを行う場合には、補助要綱に定める基準に基づき、工事費用の一部を補助します。

平成 27 年度予算額 1,000 千円

(2) 社会福祉施設整備基金

事業開始 昭和 50 年度

内 容 社会福祉施設の整備・充実のため、市民から寄せられた寄附金を基金に積み立てし、その基金の運用益を財源の一部として、社会福祉法人が設置経営する市内の社会福祉施設の整備等資金の一部として補助します。

基金の額 187,477,751 円（平成 27 年 3 月末現在）

補助対象 建物（維持補修等）および設備整備費（総額 1 施設につき 150 万円以内）

補助率 補助対象経費の 2 分の 1 以内

補助金の
交付状況

年度	申請法人	申請施設	申請額	交付法人	交付施設	交付額
24	10法人	11施設	7,044千円	9法人	10施設	6,106千円
25	12	14	8,377	10	10	6,374
26	14	13	9,401	8	9	6,242

平成 27 年度予算額 6,500 千円

(3) 社会福祉法人の助成に関する条例に基づく補助金

ア 施設整備費補助

事業開始 平成 17 年度

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき、社会福祉施設の施設整備に要する工事費、備品購入費等の一部を補助します。

補助金の 交付状況	区分	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
	24	-	-	-
	25	3	3	744,187
	26	2	2	212,363

※児童福祉施設分を除く

平成 27 年度予算額 0 千円

費用の負担 補助の内容により，補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助等があります。

イ 債務負担行為による補助

事業開始 平成 7 年度（社会福祉施設整備補助金は昭和 43 年度開始，民間保育所建設費補助金は昭和 50 年度開始）

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき，福祉医療機構から資金を借入れて，社会福祉施設の整備事業（新設，老朽改築，増改築等）を行う場合に，借入金の元金の償還金の一部を補助します。

なお，平成 27 年度以降は，新たな制度の適用は行わないこととしました。

補助金の 交付状況	区分	法人数 (法人)	施設数 (施設)	補助金額 (千円)
	24	20	29	115,497
	25	20	29	118,285
	26	20	28	116,291

※児童福祉施設分を除く

平成 27 年度予算額 117,581 千円

費用の負担 全額市費負担

6 臨時福祉給付金および子育て世帯臨時特例給付金

実施年度 平成 26 年度

内 容 平成 26 年 4 月からの消費税率引き上げによる，所得の低い方々や子育て世帯への負担を緩和するための臨時的措置として給付金を支給します。

給付の種類 ① 臨時福祉給付金

お よ び 住民税が課税されていない方々に対し，1 人 6 千円を支給。

給付状況 支給対象 72,831 件（平成 27 年 10 月から支給開始）

平成 26 年度実績 申請率 87.5% 支給件数 62,652 件

② 子育て世帯臨時特例給付金

児童手当を受けている子育て世帯に対し，児童 1 人につき 3 千円を支給。

支給対象 18,435 件（平成 27 年 10 月から支給開始）

平成 26 年度実績 申請率 94.5% 支給件数 13,832 件

平成 27 年度予算額 臨時福祉給付金 516,087 千円

子育て世帯臨時特例給付金 108,513 千円

費用の負担 全額国費補助

7 住宅・生活支援対策事業

開始年度 事業開始 平成 21 年度（10 月 1 日実施）

内 容 離職者であって就労能力および就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して、就職活動を安心して行うことができるよう 1 世帯最大 37,000 円の住宅支援給付を最長 9 ヶ月間支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行います。

※平成 27 年度からの新規の受付は、生活困窮者自立支援対策事業の住居確保給付金にて行う。

給付状況 2 世帯（平成 27 年 4 月 1 日現在）

平成 27 年度予算額 1,295 千円

費用の負担 全額道費補助

8 中国帰国者等生活支援事業

開始年度 平成 20 年度

内 容 一定の要件に該当する中国残留邦人等の方々に、世帯の収入が一定の給付金基準に満たない方に対し、生活支援給付等を実施します。

- 給付の種類
- ① 生活支援……衣食その他の日常生活や移送に必要な費用
 - ② 住宅支援……家賃，家屋の補修，その他住宅の維持のために必要な費用
 - ③ 医療支援……病気の治療に必要な費用
 - ④ 介護支援……要介護者，要支援者の介護のために必要な費用
 - ⑤ その他……生業支援，葬祭支援など

給付状況 5 世帯 6 人（平成 27 年 4 月 1 日現在）

平成 27 年度予算額 14,625 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

9 生活困窮者自立支援対策事業

開始年度 平成 27 年度

内 容 市内在住の生活保護を受給している方以外で、生活に困っていて、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、自立に向けた相談支援を行うとともに、離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に就職に向けた活動をすることなどを条件に、一定期間、家賃相当額（上限があります）を支給します。

給付状況 2 世帯（平成 27 年 4 月 1 日現在）

※家賃相当額の支援に関しては、平成 26 年度からの継続分

平成 27 年度予算額 13,613 千円

費用の負担 負担対象額の 4 分の 3 の国庫負担があります。

10 旧軍人軍属等援護

(1) 遺族援護法による諸請求等取扱件数

旧軍人，軍属で戦死または戦病死した遺族に対し，国家補償に基づく年金等の支給を行います。

(単位：件)

区分	24	25	26
特別弔慰金請求	-	-	-
特別給付金請求	-	43	7
弔慰金請求	-	-	-
年金関係請求	-	-	-

(2) 戦傷病者特別援護法による諸請求取扱件数

旧軍人，軍属で戦争公務による戦傷病者に補装具療養給付等の援護を行います。

(単位：件)

区分	24	25	26
乗車券引換証	13	10	6
補装具交付修理	1	-	-
手帳交付	-	-	-
異動届等	-	-	-

(3) 旧軍人，軍属等恩給請求取扱件数

旧軍人，軍属等公務員に対して恩給該当年限に達している者に恩給等の支給を行います。

(単位：件)

区分	24	25	26
普通恩給	-	-	-
普通扶助料	-	-	-
普通恩給改定請求	-	-	-
傷病恩給	-	-	-
一時恩給	-	-	-
一時扶助料	-	-	-
一時金	-	-	-
公務扶助料	-	-	-
扶助料改定請求	-	-	-

(4) 障害者等外出支援事業（戦傷病者）

開始年度 平成 24 年度

内 容 戦傷病者の公共交通機関の乗車料金を負担することにより、施設等への通所
など外出を支援し、社会活動の促進を図ります。

対 象 者 戦傷病者手帳を有する者

助成内容 年間 36,000 円を上限とする乗車カードを交付

平成 27 年度予算額 180 千円

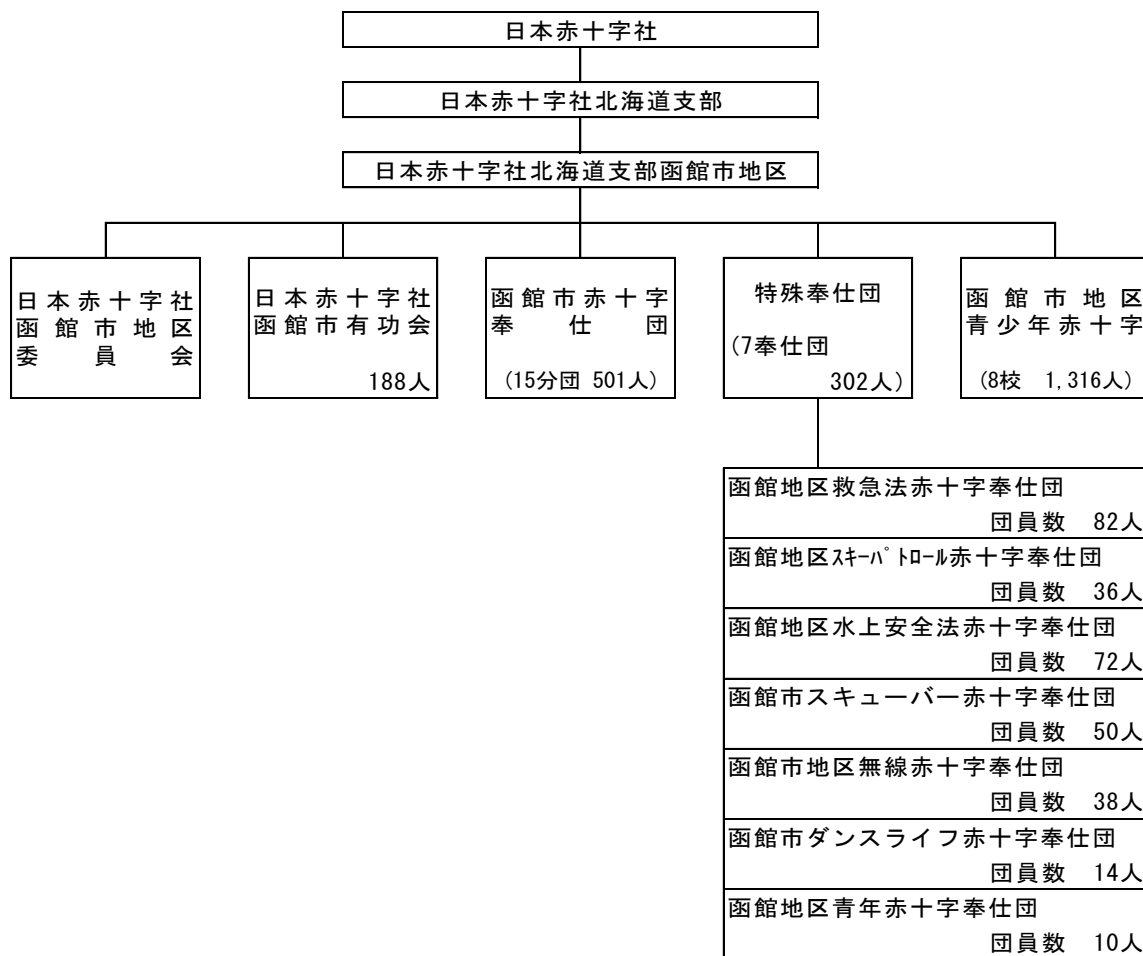
費用の負担 全額市費負担

11 日本赤十字社北海道支部函館市地区

日本赤十字社法に基づく事業を行い、函館市地区では主に赤十字社員・社資募集，被災者への救援物資の配付，赤十字安全法講習の開催（水上安全法，救急法）等の事業を実施しています。

日本赤十字社北海道支部函館市地区の概要および機構

平成27年6月1日現在



日本赤十字社函館市地区社資収納状況 (単位：円)

区分	函館市地区目標額	函館市地区実績額
24	27,257,000	15,874,464
25	27,257,000	17,461,594
26	27,257,000	16,441,119

日本赤十字社函館市地区救援物資支給状況 (単位：件)

区分	火災等支給世帯数	毛布	日用品セット
24	8	38	9
25	5	25	6
26	2	8	2

12 その他の施設

(1) 火葬場

施設の概要

	函館市斎場	函館市戸井斎場	函館市楳法華斎場	函館市南茅部斎場
所在地	船見町27番1号	館町169番地1	絵紙山町27番地2	尾札部町2457番地1
敷地面積	9,748.34㎡	2,391.34㎡	1,855.05㎡	4,967.77㎡
構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建	鉄骨造 平屋建	鉄骨造 平屋建	鉄筋コンクリート造 2階建
床面積	2,369.37㎡	258.34㎡	198.00㎡	411.21㎡
開設	平成4年2月1日	平成11年4月1日	平成13年12月21日	平成元年12月5日

使用料 (単位：円)		年度別火葬件数 (単位：件)					
区分	使用料	区分	12歳以上	12歳未満	死産児	その他	計
12歳以上の死体	14,000	22	3,472	9	109	2,499	6,089
12歳未満の死体	8,500	23	3,555	3	118	2,825	6,501
死産児	4,000	24	3,537	3	71	2,574	6,185
上肢、下肢等身体の一部	2,500	25	3,589	5	81	2,431	6,106
胞衣産わい物(1個につき)	1,000	26	3,620	9	85	2,304	6,018

※ 死亡した方および死産児を出産した方等が市民外の方であった場合の使用料は2倍(胞衣産わい物を除く)。

(2) 慰霊堂

施設の目的 昭和9年3月21日に発生し、函館市の3分の1を焦土と化した函館大火の殉難者を弔慰するために、全国からの義援金をもとに建立した施設で、毎年3月21日には慰霊祭を行っているほか、高齢者等を中心とした健康・体力づくりの場として開放し、福祉の増進を図ります。

所在地 函館市大森町33番33号

建物面積 633.04㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート臓

開設 昭和9年9月21日(慰霊堂)

昭和36年5月21日(青少年ホール)

(3) 函館市総合福祉センター(あいよる21)

施設の目的 障がい者や高齢者などの社会参加や交流の場として、また各種の相談、研修、機能訓練などの事業を行う地域福祉推進のための複合的機能を有する施設です。

所在地 函館市若松町33番6号

敷地面積 4,343.15㎡

建物面積 8,662.81㎡

構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階建

開設 平成6年4月1日

主な施設・事業の内容

	施設の内容	主な事業	主な設備
1階	障害者福祉センター	相談事業、在宅障害者デイサービス事業、視聴覚障害者ライブラリー、知的障害者青年教室、リハビリ教室、健常者とのふれあい交流事業、家庭での入浴が困難な方への特殊浴槽を利用した入浴サービス事業	相談室、機能回復訓練室、作業室、日常生活訓練室、視聴覚障害者ライブラリー、機能回復訓練用プール、録音スタジオ、研修室、点字図書室、集会室
2階	老人福祉センター	健康相談、趣味・教養教室の開催、サークル活動、各種講座、講演会、児童とのふれあい交流事業、老人福祉センター合同行事	健康相談室、教養娯楽室、集会室、技能訓練室
	介護相談センター	寝たきりの老人等を抱える家族に対する介護の総合相談	相談室、保健室、介護浴室、休養室、介護用品展示コーナー
3階	母子・父子福祉センター	相談事業、各種福祉資金の貸付および援助、技能習得事業、趣味・教養教室の開催	相談室、技能習得室、教養娯楽室、保育室
	福祉情報センター	福祉制度・施策、民生委員、ボランティア、福祉施設などに関する情報の収集および提供、福祉関係図書の閲覧	
	ボランティアセンター	ボランティア活動の資料収集、提供、相談、派遣調整などの事業	
4階	児童センター	低学年向けスポーツ教室、工作教室、親子料理教室、スポーツ教室、高学年向けコンピューター教室	遊戯室、図書室、ビデオ図書室、音楽スタジオ、コンピュータープレイルーム、集会室
	おもちゃライブラリー	障がい児を対象に、遊びを通じてその発達を促すための事業	おもちゃライブラリー
5階	多目的ホール	各種催しやスポーツに利用	ホール、更衣室、シャワー室

開館時間

施設の内容	開館時間	休館日
障害者福祉センター 母子・父子福祉センター 多目的ホール 会議室	午前9時から午後9時まで	・毎週月曜日(月曜日が祝日に当たるときは、その翌日) ・年末年始(12/29～1/3)
老人福祉センター 介護相談センター 福祉情報センター	午前9時から午後5時まで	※プールは第2・第4を除く金曜日休館 ※福祉情報センターは祝日休館
児童センター	午前9時から午後6時まで (4月から9月) 午前9時から午後5時まで (10月から3月)	※介護相談センターおよび障害者福祉センター〔入浴サービス〕は、日曜日、祝日も休館
プール (障害者福祉センター)	午前10時から午後8時まで	

(4) フレトピアセンター入舟

施設の目的 老人福祉施設の「デイサービスセンター入舟」と、児童福祉施設の「西部児童館」との複合施設として整備し、高齢者の健康づくり、日常生活の支援、心身機能の維持向上を図るとともに、児童とのふれあい交流などの各種事業を推進し、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市入舟町6番17号

敷地面積 902.09 m²

建物面積 1階 393.89 m² 2階 238.82 m² 計 632.71 m²

構造 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建

開設 平成6年10月1日

(5) 谷地頭いきいき交流センター

施設の目的 老人福祉施設の「谷地頭老人福祉センター」の移転改築に併せて、新たに「デイサービスセンター谷地頭」を併設し、2つの施設を複合施設として整備し、高齢者の健康づくり、生きがいくくり、日常生活の支援、心身機能の維持向上を図るとともに、介護者に対して、総合的な相談に応じ、各種の保健・福祉サービスの連絡調整等を行うことにより、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市谷地頭町13番18号

敷地面積 1,328.57 m²

建物面積 1階 766.85 m² 2階 503.53 m² 計 1,270.38 m²

構造 鉄筋コンクリート造 2階建

開設 平成11年8月1日

(6) 桔梗福祉交流センター

施設の目的 児童福祉施設の「桔梗児童館」と、高齢者等の活動の場である「桔梗福祉の家」、「桔梗配本所」の複合施設として整備し、児童、高齢者等の健康の増進、教養の向上を図るとともに、地域における交流の場を提供し、市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市桔梗4丁目1番18号

敷地面積 1,809.04 m²

建物面積 598.08 m²

構造 鉄骨造 平屋建

開設 平成17年4月1日

(7) 恵山福祉センター

施設の目的 高齢者に健康の増進，交流等の場を提供することにより，高齢者の福祉の増進を図ります。

所在地 函館市柏野町 117 番地 209

敷地面積 8,320.76 m²

建物面積 512.84 m²

構造 鉄筋コンクリート造 平屋建

開設 昭和 55 年 4 月 1 日

(8) 椴法華高齢者福祉総合センター

施設の目的 高齢者福祉総合センターは，生活支援ハウス，デイサービスセンター部門で構成されている複合施設で，高齢者の健康づくり，生きがいづくり，日常生活の支援，心身機能の維持向上を図るとともに，介護者に対して，総合的な相談に応じ，各種保健・福祉サービスの連絡調整等を行うことにより，市民福祉の向上を図ります。

所在地 函館市新浜町 188 番地 2

敷地面積 7,888.50 m²

建物面積 2,209.50 m²

構造 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨構造 平屋建

開設 平成 12 年 8 月 1 日

市内の社会福祉施設等の現状

(平成27年7月1日現在)

区分	施設区分			施設数	定員	設置主体別				経営主体別				
	入所	通所	利用			施設種別	公立		民立		公営		民営	
							施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員
障害者支援施設等	○			指定障害者支援施設	6	348	1	70	5	278	1	70	5	278
		○		指定自立訓練事業所(機能)	1	10	1	10			1	10		
		○		指定自立訓練事業所(生活)	6	64	1	6	5	58	1	6	5	58
		○		指定就労移行支援事業所	6	122	1	60	5	62	1	60	5	62
		○		指定就労継続支援事業所(A)	8	130			8	130			8	130
		○		指定就労継続支援事業所(B)	18	433	1	30	17	403	1	30	17	403
		○		指定生活介護事業所	14	564	2	40	12	524	2	40	12	524
	○			指定短期入所事業所	10	19			10	19			10	19
	○			指定共同生活援助事業所	32	221			32	221			32	221
			○	指定一般相談支援事業所	4				4				4	
			○	指定特定相談支援事業所	8		1		7		1		7	
			○	指定障害児相談支援事業所	7		1		6		1		6	
			○	身体障害者福祉センター	1		1						1	
			○	地域活動支援センター	8		1		7				8	
		○		指定児童発達支援事業所	7	100	1	20	6	80	1	20	6	80
		○		指定医療型児童発達支援事業所	1	20	1	20			1	20		
	○		指定放課後等デイサービス事業所	20	200			20	200			20	200	
		○	保育所等訪問支援事業所	2		1		1		1		1		
介護・老人福祉施設等	○			介護老人福祉施設	18	1,251			18	1,251			18	1,251
	○			介護老人保健施設	9	1,088			9	1,088			9	1,088
	○			介護療養型医療施設	6	246			6	246			6	246
	○			短期入所施設	44	609			44	609			44	609
	○			特定施設入居者生活介護	13	874			13	874			13	874
	○	○		小規模多機能型居宅介護	17	424			17	424			17	424
	○			認知症対応型共同生活介護	45	826			45	826			45	826
	○			地域密着型特定施設入居者生活介護	12	348			12	348			12	348
	○			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2	49			2	49			2	49
	○	○		複合サービス	3	75			3	75			3	75
	○			養護老人ホーム	2(2)	270(270)			2(2)	270(270)			2(2)	270(270)
	○			特別養護老人ホーム	20	1,300			20	1,300			20	1,300
	○			老人短期入所施設	33	566			33	566			33	566
		○		老人デイサービスセンター	100		5		95				103	
	○			生活支援ハウス	3	38	1	17	2	21			3	38
	○			軽費老人ホーム	5(1)	205(80)			5(1)	205(80)			5(1)	205(80)
○			有料老人ホーム	49(19)	1,745(727)			49(19)	1,745(727)			49(19)	1,745(727)	
		○	老人福祉センター	4		4						4		
保護施設	○			救護施設	3	320			3	320			3	320
		○		医療保護施設	1	530			1	530			1	530
その他の社会福祉施設		○		無料低額診療施設	4	1,295			4	1,295			4	1,295
				総合福祉センター	1		1						1	
		○		地域療育センター	1				1				1	
				福祉の家	1		1				1			
				福祉センター	1		1				1			
				高齢者福祉総合センター	1		1						1	
			地域包括支援センター	6				6				6		

※()内の数字は、(地域密着型)特定施設入居者生活介護

社会福祉施設等一覧

社福)…社会福祉法人
 医社)…医療法人社団
 社医)…社会医療法人
 財)…財団法人
 学)…学校法人
 独)…独立行政法人
 NPO)…特定非営利活動法人

1 障害者支援施設等

(1) 指定障害者支援施設(入所)

(平成27年7月1日現在)

施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	堤 裕俊	59-2751	国	国	70	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井 信子	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	70	H19.7.13
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	前田 典之	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	高田 久嗣	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館リハビリセンター	(〒041-0802) 石川町191-6	蒲池 珠實	46-1129	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	88	H24.4.1
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	増田 淳一	58-3776	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	40	H25.4.1

(2) 指定自立訓練事業所(機能訓練)

施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	堤 裕俊	59-2751	国	国	10	H18.10.1

(3) 指定自立訓練事業所(生活訓練)

施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
ワークセンター一条	(〒042-0914) 上湯川町362-66	尾形 永造	50-4730	社福) 函館一条	社福) 函館一条	6	H19.4.1
ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	加藤 祐幸	43-8313	社福) 函館一条	社福) 函館一条	6	H19.4.1
美原・虹と夢	(〒041-0806) 美原2-4-15	佐藤 雅代	87-0844	NPO) 工房・虹と夢	NPO) 工房・虹と夢	6	H23.4.1
はこだて療育・自立支援センター ライフあおば	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	6	H24.3.30
トータスホーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	山田 雅史	58-1982	社福) 函館恭北会	社福) 函館恭北会	20	H24.4.1
はこだて学園わかまつ	(〒040-0063) 若松町31-7	鈴木 三千恵	86-6433	(株)サツキエデュケーション	(株)サツキエデュケーション	20	H27.7.1

(4) 指定就労移行支援事業所

施設名	所在地	施設長・管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
国立函館視力障害センター	(〒042-0932) 湯川町1-35-20	堤 裕俊	59-2751	国	国	60	H18.10.1
第2海星	(〒040-0071) 追分町5-23-1	松田由美子	41-8833	社福) かいせい	社福) かいせい	7	H18.10.1
自立支援センター翔栄	(〒040-0014) 中島町34-7	白石 雅夫	30-2255	NPO)自立支援センター翔栄	NPO)自立支援センター翔栄	6	H18.12.14
ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	加藤 祐幸	43-8313	社福) 函館一条	社福) 函館一条	9	H19.4.1
しまりす SS五稜郭	(〒040-0001) 五稜郭町30-21	山内 保孝	54-8558	NPO) しまりす	NPO) しまりす	20	H25.10.1
シゴトマップ	(〒042-0932) 湯川町3-39-22	下斗米貴行	36-7878	NPO)シゴトシンク北海道	NPO)シゴトシンク北海道	20	H25.12.1

(5) 指定就労継続支援事業所(A型)

施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
軽食喫茶 ピュア	(〒040-0001) 五稜郭町37-8	佐藤 善一	35-6150	NPO)軽食喫茶 ピュア	NPO)軽食喫茶 ピュア	10	H19.2.1
軽食喫茶 らあ〜ふ	(〒041-8680) 港町1-10-1	佐藤 善一	40-6151			10	H23.4.1
軽食喫茶 たんぽぽ	(〒040-0063) 若松町33-6	相馬ミエ子	27-9711	NPO)函館手をつなぐ親の会	NPO)函館手をつなぐ親の会	15	H19.2.1
セラピア	(〒040-0072) 亀田町20-9	平田 聡	45-1287	NPO) セラピア	NPO) セラピア	10	H21.3.1
ひまわり函館 A-1	(〒040-0015) 梁川町18-1	榎 光子	56-6622	NPO) ひまわり	NPO) ひまわり	20	H22.5.28
ひまわり函館 A-2	(〒042-0942) 柏木町37-9	米谷 真衣子	56-6622			20	H23.12.1
サフィーナ 函館	(〒041-0811) 富岡町1-42-5	榎 弘治	84-6559	NPO)サフィーナ 函館	NPO)サフィーナ 函館	20	H27.4.1
松陰プラザ	(〒040-0003) 松陰町1-35	佐古 恵美	30-2323	社福) 函館恵愛会	社福) 函館恵愛会	25	H27.4.1

(6) 指定就労継続支援事業所(B型)

施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
はこだて療育・自立 支援センター ワークあおぼ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	30	H18.10.1
自立支援 センター翔栄	(〒040-0014) 中島町34-7	福岡 いくみ	30-2255	NPO)自立支援 センター翔栄	NPO)自立支援 センター翔栄	25	H18.12.14
工房・虹と夢	(〒040-0022) 日乃出町24-5	佐藤 雅代	32-7348	NPO) 工房・虹と夢	NPO) 工房・虹と夢	22	H19.4.1
ワークセンター 一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形 永造	50-3777	社福) 函館一条	社福) 函館一条	38	H19.4.1
Cogはぐるま	(〒040-0035) 松風町8-1	尾形 永造	26-2022			10	H24.5.14
ワークス一条	(〒040-0084) 大川町4-26	加藤 祐幸	43-8313			25	H19.4.1
地域サービス センターはこだて	(〒040-0014) 中島町25-18	原田 直人	51-0026	NPO)日本障害者・高齢者 生活支援機構	NPO)日本障害者・高齢者 生活支援機構	40	H21.10.29
ふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	小中 旬	32-9980	NPO) ふれあい	NPO) ふれあい	10	H22.4.1
ひまわり函館 B-1	(〒041-0811) 富岡町2-4-21	乙村 将友	54-1187	NPO) ひまわり	NPO) ひまわり	20	H22.5.28
ひまわり函館 B-2	(〒041-0851) 本通1-42-22	廣澤 実	83-7474			20	H24.4.1
コロポックル はこだて	(〒040-0043) 宝来町23-10	村上 峯子	22-6188	NPO)脳外傷友の会 コロポックル道南支部	NPO)脳外傷友の会 コロポックル道南支部	20	H23.9.21
ラビットファーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	太田 雅之	58-1981	社福) 函館恭北会	社福) 函館恭北会	20	H24.4.1
ワークショップ はこだて	(〒041-0802) 石川町41-4	前田 典之	46-6601	社福)侑愛会	社福)侑愛会	10	H24.4.1
かいせい東川	(〒040-0042) 東川町1-11	松田由美子	22-8775	社福) かいせい	社福) かいせい	50	H24.7.1
さぽっと	(〒040-0078) 北浜町5-23	松田由美子	41-7776	社福) かいせい	社福) かいせい	18	H25.4.1
ジョブサポート ひびき	(〒040-0014) 中島町5-4	加茂 正弘	76-4090	NPO)つむぎ	NPO)つむぎ	20	H24.9.1
しまりすBS 函館駅前	(〒040-0063) 若松町19-6	宮崎喜美子	23-8210	NPO) しまりす	NPO) しまりす	35	H24.10.18
あいりす	(〒042-0932) 湯川町2-5-15	吉田 茂政	36-5558	(株)エム・ クリエイティブ	(株)エム・ クリエイティブ	20	H25.4.1

(7) 指定生活介護事業所

施設名	所在地	施設長・管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
はこだて療育・自立 支援センター あおやぎ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	市	20	H18.10.1
はこだて療育・自立 支援センター ともえ	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500			20	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井 信子	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	85	H19.7.13
ワークセンター 一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形 永造	50-3777	社福) 函館一条	社福) 函館一条	26	H21.4.1
第3海星・ ふっと	(〒040-0078) 北浜町5-23	松田由美子	41-4400	社福) かいせい	社福) かいせい	46	H22.4.1
ふれあい	(〒040-0025) 堀川町21-4	小中 旬	32-9980	NPO) ふれあい	NPO) ふれあい	10	H22.4.1
函館リハビリ センター	(〒041-0802) 石川町191-6	蒲池 珠實	46-1129	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	131	H24.4.1
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	前田 典之	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	40	H24.4.1
函館青年寮 通所部	(〒041-0802) 石川町41-2	前田 典之	47-3128			20	H24.4.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	高田 久嗣	48-0270			40	H24.4.1
ワークショップ はこだて	(〒041-0802) 石川町41-4	小谷 高大	46-6601			40	H24.4.1
らいふっと	(〒041-0806) 美原1-7-1	逢見 和子	40-6955	(株)北海道福祉 環境センター	(株)北海道福祉 環境センター	6	H24.12.19
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	増田 淳一	58-3776	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	60	H25.4.1
生活介護 あい港	(〒041-0821) 港町2-7-1	渡辺 秀仁	62-5100	社福)心侑会	社福)心侑会	20	H27.4.1

(8) 指定短期入所事業所

施設名	所在地	施設長・管理者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指 定 年月日
函館リハビリ センター	(〒041-0802) 石川町191-6	蒲池 珠實	46-1129	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	4	H18.10.1
函館青年寮	(〒041-0802) 石川町42-2	前田 典之	47-0124	社福)侑愛会	社福)侑愛会	2	H18.10.1
よつば学園	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井 信子	54-8916	社福)育栄会	社福)育栄会	2	H18.10.1
侑ハウス	(〒041-0824) 西桔梗町783-15	高田 久嗣	48-0270	社福)侑愛会	社福)侑愛会	2	H18.10.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	上山 剛	41-5100	社福) 函館鴻寿会	社福) 函館鴻寿会	3	H18.10.1
トータスホーム	(〒042-0903) 東畑町141-13	山田 雅史	58-1982	社福) 函館恭北会	社福) 函館恭北会	2	H18.10.1
函館 新都市病院	(〒041-0802) 石川町331-1	青野 允	46-1321	医療)雄心会	医療)雄心会	空床型	H24.3.8
共愛会病院 短期入所	(〒040-8577) 中島町7-21	福島 安義	51-1111	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	空床型	H24.3.29
希望ヶ丘学園	(〒041-0262) 古川町441-3	増田 淳一	58-3776	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	4	H25.4.1
グループホーム 時任ピアハウス	(〒040-0012) 時任町6-14	駒井 和宏	51-6688	(株)北海道福祉 環境センター	(株)北海道福祉 環境センター	空床型	H25.9.1

(9) 指定共同生活援助事業所

施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指 定 年月日
グループホーム ゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町2-27-16	坂本 達敏	59-4466	社福) 函館一条	社福) 函館一条	4	H18.10.1
グループホーム かみゆのかわ	(〒042-0914) 上湯川町65-9	松田 征洋	57-6506			6	H22.1.18
よつば陣川荘	(〒041-0833) 陣川町85-64	亀井 信子	53-0811	社福)育栄会	社福)育栄会	4	H18.10.1
さかえ	(〒041-0833) 陣川町98-168	亀井 信子	54-1222			6	H19.3.7
グループホーム えのぐばこ	(〒041-0851) 本通2-53-24	川越 昌彦	51-1620	NPO)サポートセンター えのぐばこ	NPO)サポートセンター えのぐばこ	4	H18.10.1
グループホーム ゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町2-24-8	南 太史	59-6222	社福) 函館博栄会	社福) 函館博栄会	15	H18.10.1
あかね荘	(〒041-0801) 桔梗417-9	畑山 弘紀	47-6409	社福)侑愛会	社福)侑愛会	4	H18.10.1
かえで荘	(〒041-0824) 西桔梗734-27	畑山 弘紀	48-2677			4	H18.10.1
さくら荘	(〒041-0808) 桔梗3-33-2	畑山 弘紀	47-4704			6	H18.10.1
ひいらぎ荘	(〒041-0801) 桔梗町435-242	畑山 弘紀	46-1575			4	H18.10.1
やまぶき荘	(〒041-0808) 桔梗町1-4-1	畑山 弘紀	46-8423			5	H18.10.1
すみれ荘	(〒041-0808) 桔梗4-29-26	畑山 弘紀	47-7577	社福)侑愛会	社福)侑愛会	4	H18.10.1
くぬぎ荘	(〒041-0808) 桔梗2-25-1	畑山 弘紀	47-3354			4	H18.10.1
ともえ荘	(〒041-0821) 港町1-25-10	畑山 弘紀	45-6645			5	H18.10.1
グループホーム わふと	(〒040-0071) 追分町5-16-3	松田由美子	43-2727	社福) かいせい	社福) かいせい	6	H20.4.1
ケアホーム あみかる	(〒040-0078) 北浜町5-24	松田由美子	42-0075			6	H21.4.1
ケアホーム あみかる・2	(〒040-0071) 追分町5-23-2	松田由美子	40-8989			7	H23.2.25
ケアホーム あみかる・3	(〒040-0071) 追分町5-23-3	松田由美子	45-5588			6	H24.12.1
グループホーム ゆうあい	(〒041-0252) 釜谷町19-1	佐々木 豊	42-7502	NPO)障害者・高齢者 地域支援ゆうあい	NPO)障害者・高齢者 地域支援ゆうあい	5	H21.4.1
クリアコート結	(〒041-0851) 本通4-1-11	吉田 輝明	85-8675	(株) かがやき	(株) かがやき	14	H22.12.20
クリアコート凜	(〒042-0941) 深堀町39-18	吉田 輝明	58-1711			7	H23.10.16
クリアコート翔	(〒041-0836) 山の手2-17-8	吉田 輝明	58-1808			7	H24.6.11
グループホーム ふるーる	(〒041-0262) 古川町191	増田 淳一	58-3322	社福) 函館緑風会	社福) 函館緑風会	4	H25.4.1
グループホーム ふるーる2号館	(〒041-0262) 古川町213-1	増田 淳一	58-1711			5	H25.4.1
グループホーム ふるーる3号館	(〒042-0922) 銭亀町210-33	増田 淳一	58-1808			5	H25.4.1
結	(〒040-0802) 石川町189-3	蒲池 珠實	34-6022	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	20	H23.10.24
グループホーム 時任ピアハウス	(〒040-0012) 時任町6-14	駒井 和宏	51-6688	(株)北海道福祉 環境センター	(株)北海道福祉 環境センター	8	H25.9.1
若松町 シェアホーム	(〒040-0063) 若松町32-11	高石 勇光	85-6519	(株)サツキ エデュケーション	(株)サツキ エデュケーション	11	H25.12.1
ルミエール	(〒041-0836) 山の手3-27-3	福岡 いくみ	83-1097	NPO)自立支援 センター翔栄	NPO)自立支援 センター翔栄	4	H26.7.1
ピアポート新川	(〒040-0032) 新川町27-6	小池 由紀子	83-5541	ユマ・ピアポート 株式会社	ユマ・ピアポート 株式会社	7	H26.10.1
グループホーム にしあさひおか	(〒042-0915) 西旭岡町3-28-10	松田 征洋	50-2025	社福) 函館一条	社福) 函館一条	4	H27.2.1
グループホーム 湯くら	(〒042-0932) 湯川町2-32-6	相川 都	59-3355	社会医療法人 函館博栄会	社会医療法人 函館博栄会	20	H27.5.1

(10) 指定一般相談支援事業所・指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所

施設名	所在地	管理者	電話	設置主体	種別	定員(名)	指定年月日
函館地域生活支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	鈴木 崇宏	54-6757	社福) 函館恭北会	一般・特定	-	H24.4.1
障害者生活支援センターぱすてる	(〒041-0802) 石川町90-7	河村 吉造	34-2611	社福) 侑愛会	一般・特定・障害児	-	H24.4.1
渡島・檜山圏域障害者総合相談支援センターめい	(〒041-0806) 美原5-21-20	藤原 茂法	47-3046			-	H24.4.1
相談支援センター輪	(〒041-0836) 山の手1-6-15	酒井美智子	85-6185	(株)雅-Miyabi	特定・障害児	-	H25.11.1
つくしんぼ学級	(〒041-0802) 石川町90-7	松浦 恭子	34-2611	社福) 侑愛会	特定・障害児	-	H25.12.1
相談支援事業所一条	(〒041-0851) 本通2-32-1	佐藤 浩樹	56-5551	社福) 函館一条	特定・障害児 一般	-	H26.3.15 H26.4.1
はこだて療育・自立支援センター 相談支援事業所	(〒042-0932) 湯川町2-39-26	後藤 俊夫	36-0500	市	特定・障害児	-	H26.4.1
うみのほし子ども相談室	(〒040-0022) 日乃出町27-3	上戸 美智子	56-1451	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	特定・障害児	-	H27.3.1

(11) 地域活動支援センター

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	類型	指定年月日
あいよる21	(〒040-0063) 若松町33-6	奥野 秀雄	22-6262	市	社福) 函館市社会福祉協議会 社福) 函館市身体障害者福祉団体連合会	II	H18.10.1
おはよう	(〒041-0801) 桔梗町59-88	野澤 朝子	49-0280	NPO) おはよう共同作業所	NPO) おはよう共同作業所	II	H19.1.1
函館地域生活支援センター	(〒042-0935) 駒場町9-24	鈴木 崇宏	54-6757	社福) 函館恭北会	社福) 函館恭北会	I	H18.10.1
千蛭社	(〒041-0806) 美原1丁目29-20	高橋 悦子	45-2040	NPO) 千蛭社	NPO) 千蛭社	II	H18.10.1
陽だまり	(〒040-0002) 柳町4-4	佐古 恵美	31-7111	社福) 函館恵愛会	社福) 函館恵愛会	II	H18.10.1
函館夢ファクトリー	(〒041-0852) 鍛冶2丁目20-28	福田 仁	35-6661	NPO) 函館夢ファクトリー	NPO) 函館夢ファクトリー	II	H18.10.1
もみの木・函館	(〒041-0806) 美原1丁目15-10	中村 昭子	40-1117	NPO) もみの木・函館	NPO) もみの木・函館	III	H18.10.1
夕陽が丘	(〒041-0852) 鍛冶2丁目40-14	高山 伸哉	54-8889	NPO) 地域活動支援センター夕陽が丘	NPO) 地域活動支援センター夕陽が丘	III	H18.10.1

(12) 福祉ホーム

区分 施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
啓明ホーム	(〒042-0932) 湯川町2丁目33-18	三上 昭廣	59-6661	社医) 函館博栄会	社医) 函館博栄会	15	H18.10.1

(13) 指定児童発達支援事業所

区分 施設名	所在地	法人代表者	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	指定年月日
はこだて療育・自立支援センター つほみ	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	工藤 壽樹	36-0500	市	市	20	H24.4.1
児童発達支援センター うみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	尾崎 文彦	56-1541	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	30	H24.4.1
おしま地域療育センター	(〒041-0802) 石川町41-2	大場 公孝	46-6641	社福) 侑愛会	社福) 侑愛会	10	H24.4.1
音の森はこだて	(〒041-0851) 本通3丁目16-5	山本 國昭	83-6597	(株)リズムアート	(株)リズムアート	10	H25.11.1
のこのこ美原	(〒041-0806) 美原2丁目8-26	門間 弘志	76-3990	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H27.4.1
児童発達支援 りずむ※休止中	(〒041-0843) 花園町25-4	松崎 泰子	87-0212	(株)スマイルキッズクラブ	(株)スマイルキッズクラブ	10	H27.4.27
さくらる一む湯川	(〒042-0932) 湯川町2丁目38-14	小林 達也	59-1000	(株)ケアイノベーション	(株)ケアイノベーション	10	H27.7.1

(14) 指定医療型児童発達支援事業所

区分 施設名	所在地	法人代表者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指 定 年月日
はこだて療育・自立 支援センター はぐみ	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	工藤 壽樹	36-0500	市	市	20	H24.4.1

(15) 指定放課後等デイサービス事業所

区分 施設名	所在地	法人代表者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指 定 年月日
児童デイサービス らびす	(〒041-0811) 富岡町2丁目33-6	山口 照美	86-6515	NPO) みんなのさぼーたー わっとな	NPO) みんなのさぼーたー わっとな	10	H24.4.1
児童デイサービス すきっぷ	(〒042-0941) 深堀町32-54		84-8122			10	H24.4.1
わらさんど	(〒040-0014) 中島町25-18	田中 慎一	51-0026	NPO) 日本障害者・高齢者 生活支援機構	NPO) 日本障害者・高齢者 生活支援機構	10	H26.8.1
あおぞら	(〒040-0014) 中島町24-13					10	H26.8.1
ひまわり ※休止中	(〒040-0014) 中島町25-15					10	H26.8.1
はまかぜ	(〒040-0014) 中島町23-6					10	H26.8.1
かんばち先生 の自然学校・ 函館校	(〒041-0806) 美原1丁目7-1 MEGATONキ・ホーテ2階	坪内 健二	40-6955	(株)北海道福祉 環境センター	(株)北海道福祉 環境センター	10	H25.3.20
たけくりっず ※休止中	(〒041-0851) 本通2丁目32-1	武田 良一	31-8000	(有)ケアプラザ 新函館	(有)ケアプラザ 新函館	10	H25.5.1
音の森はこだて	(〒041-0851) 本通3丁目16-5	山本 國昭	83-6597	(株)リズムアート	(株)リズムアート	10	H25.11.1
児童デイサービス ぶれお	(〒041-0806) 美原1丁目29-16	山口 照美	86-6515	NPO) みんなのさぼーたー わっとな	NPO) みんなのさぼーたー わっとな	10	H26.4.30
るる	(〒041-0806) 美原1丁目41-6	吉村 幸吉	40-1223	(有)更科	(有)更科	10	H26.7.2
るるメイト	(〒041-0806) 美原2丁目9-38		47-3224			10	H27.3.16
あるく・いち	(〒041-0851) 本通8-9	竹村 幸江	83-6306	合同会社 友結	合同会社 友結	10	H27.2.1
あるく・にい	(〒041-0851) 本通8-8					10	H27.2.20
あるく・さん	(〒041-0851) 本通8-7					10	H27.2.1
放課後等 デイサービス あすも	(〒041-0813) 亀田本町6-21	工藤 晃士	87-2611	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	10	H27.4.1
放課後等 デイサービス あい港	(〒041-0821) 港町2丁目7-1	大倉 健治	62-5100	社福)心侑会	社福)心侑会	10	H27.4.1
のこのこ美原	(〒041-0806) 美原2丁目8-26	門間 弘志	76-3990	(株)ティグル	(株)ティグル	10	H27.4.1
放課後等 デイサービス りずむ	(〒041-0843) 花園町25-4	松崎 泰子	87-0212	(株)スマイル キッズクラブ	(株)スマイル キッズクラブ	10	H27.4.27
さくらる一む 湯川	(〒042-0932) 湯川町2丁目38-14	小林 達也	59-1000	(株)ケア イノベーション	(株)ケア イノベーション	10	H27.7.1

(16) 保育所等訪問支援事業所

施設名 区分	所在地	法人代表者	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	指定 年月日
児童発達 支援センター うみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	尾崎 文彦	56-1541	社福)函館トリック 社会福祉協会	社福)函館トリック 社会福祉協会	-	H25.8.1
はこだて療育・自立 支援センター 保育所等訪問支援 事業所	(〒042-0932) 湯川町2丁目39-26	工藤 壽樹	36-0500	市	市	-	H27.4.1

2 老人福祉施設

(1) 養護老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員 (名)	認可 年月日
永楽荘	(〒042-0955)高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	150	S31.5.10
まろにえ	(〒042-0915)西旭岡町3-239-2	84-6645	社福)函館共愛会	120	H22.3.29

(2) 特別養護老人ホーム

施設名	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	認可 年月日
函館共愛会 愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	山石 卓弥	52-1065	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	160	S42.4.28
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	齋藤 憲正	50-2121	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	83	S52.5.20
幸成園 (従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	廣正 賢治	47-1113	社福) 函館幸成会	社福) 函館幸成会	50	S57.4.1
幸成園 (ユニット型)						60	H26.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	蒲池 珠實	34-7101	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	80	S58.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	富原 満	85-2893	社福) 恵山恵愛会	社福) 恵山恵愛会	50	S59.3.31
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	柴田 勇	25-5300	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	50	S61.3.28
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	柏原 美之	82-3535	社福) 戸井福祉会	社福) 戸井福祉会	50	S63.3.29
函館はくあい園 (従来型)	(〒040-0077) 吉川町3-16	松本 達也	45-5250	社福) 函館松寿会	社福) 函館松寿会	50	H3.3.28
函館はくあい園 (ユニット型)						50	H26.4.1
函館百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	澤田 信子	57-7418	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	100	H4.3.31
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	佐藤 章二	47-3335	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	60	H9.2.28
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	齋藤 禎史	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	100	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	今 千尋	27-0077	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	大日向豊吉	36-1100	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	50	H17.4.8
福寿荘	(〒041-0802) 石川町191-1	蒲池 珠實	46-1123	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	20	H19.3.27
あい亀田港	(〒041-0822) 亀田港町56-12	工藤 三佳	62-6300	社福)心侑会	社福)心侑会	60	H26.3.19
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	小澤 忍	26-7771	社福) 純心福祉会	社福) 純心福祉会	29	H26.3.28
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	加藤 征人	46-5151	社福)敬聖会	社福)敬聖会	100	H26.4.30
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	三谷 真理	24-2255	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	48	H26.12.15

(3) 老人短期入所施設

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	定員 (名)	設置(開始) 年月日
函館共愛会 愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	6	S42.4.28
幸成園 (従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福) 函館幸成会	社福) 函館幸成会	17	S57.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	2	S61.3.28
潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福) 戸井福祉会	社福) 戸井福祉会	2	S63.3.29
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福) 函館松寿会	社福) 函館松寿会	6	H3.3.28
函館百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	20	H4.3.31
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	12	H4.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福) 函館仁愛会	社福) 函館仁愛会	10	H4.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	9	H5.8.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福) 恵山恵愛会	社福) 恵山恵愛会	10	H8.2.26
旭ヶ岡の家 ベレル	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	30	H8.3.10
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	10	H9.2.28
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福) 函館鴻寿会	社福) 函館鴻寿会	30	H12.5.10
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福) 禎人会	社福) 禎人会	10	H15.4.1
ベーネ函館	(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株)ハーモニー	(株)ハーモニー	6	H16.1.15
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	13	H16.4.28
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケアセンター そよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7201	(株)ユニマット そよ風	(株)ユニマット そよ風	20	H19.9.20
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO) りょうほく	NPO) りょうほく	20	H20.8.26
いしかわ	(〒041-0802) 石川町149-22	34-3352	医療) 善智寿会	医療) 善智寿会	39	H21.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3235	(株)メディカルシャトー	(株)メディカルシャトー	29	H23.4.1
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジャト	(有)ウジャト	38	H23.12.5
こん	(〒040-0012) 時任町35-24	33-1233	医療)大庚会	医療)大庚会	20	H24.3.27
あんじゅう啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1077	(株)あんじゅう	(株)あんじゅう	20	H25.3.1
くうら	(〒041-0812) 昭和4-33-10	87-2388	(株)くうら	(株)くうら	25	H25.4.30
ステラ	(〒042-0942) 柏木町15-2	32-8000	医療) 善智寿会	医療) 善智寿会	24	H25.9.27
ハートTO ハート北浜	(〒040-0078) 北浜町5-12	45-3211	(株) テーオー小笠原	(株) テーオー小笠原	21	H25.12.16
幸成園 (ユニット型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福) 函館幸成会	社福) 函館幸成会	4	H26.4.1
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福) 敬聖会	社福) 敬聖会	20	H26.5.1
リハポルト	(〒041-0851) 本通3-26-15	31-3311	医療) 善智寿会	医療) 善智寿会	33	H26.6.1
日吉ショートステイ そよ風	(〒041-0841) 日吉町2-39-15	32-7111	(株)ユニマット そよ風	(株)ユニマット そよ風	20	H26.10.22
アブタスクうら	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くうら	(株)くうら	20	H26.12.2
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	10	H26.12.5

(4) 老人デイサービスセンター

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2725	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	H2.4.1
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福) 函館松寿会	社福) 函館松寿会	H3.4.1
函館百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)	社福)	H4.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	函館厚生院	函館厚生院	H5.10.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-3438	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	H6.2.1
社協とい	(〒041-0313) 原木町285-1	82-2288	市	社福)函館市社会 福祉協議会	H6.4.1
入舟	(〒040-0057) 入舟町6-17	23-1419		社福) 函館共愛会	H6.10.1
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	85-3001	社福) 恵山恵愛会	社福) 恵山恵愛会	H8.2.26
花園	(〒041-0843) 花園町31-4	56-5691	市	社福) 函館厚生院	H8.11.1
函館あいの里・ 遊	(〒041-0803) 亀田中野町277-12	47-4331	社福) 函館光智会	社福) 函館光智会	H9.1.6
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3331	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	H9.3.1
センテナリアン	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	社福)敬聖会	H9.12.1
こうせいえん	(〒041-0801) 桔梗町435-28	34-2555	社福) 函館幸成会	社福) 函館幸成会	H11.4.1
あさひ	(〒040-0037) 旭町4-12	27-8881	医療)聖仁会	医療)聖仁会	H11.4.1
谷地頭(認知)	(〒040-0046) 谷地頭町13-18	27-1102	市	社医) 高橋病院	H11.8.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福) 函館鴻寿会	社福) 函館鴻寿会	H12.5.11
社協とどほっけ	(〒041-0611) 新浜町188-2	86-2811	市	社福)函館市社会 福祉協議会	H12.8.1
ニチイケアセンター 松陰	(〒040-0003) 松陰町16-4	35-4401	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	H13.4.16
シルバーハウス 北の宿	(〒042-0932) 湯川町1-14-3	36-6055	(有)シルバー ハウス北の宿	(有)シルバー ハウス北の宿	H13.8.20
共愛会病院	(〒040-0014) 中島町7-21	51-2903	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	H13.11.1
よしずみ	(〒040-0015) 梁川町1-10	55-8000	(株)吉住	(株)吉住	H14.8.5
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	H15.4.1
秋桜(認知)	(〒040-0043) 宝来町14-25	23-7220	社医) 高橋病院	社医) 高橋病院	H15.9.1
ベーネ函館	(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株)ハーモニー	(株)ハーモニー	H15.10.1
ハーモニー 大黒通り	(〒040-0051) 弁天町11-4	23-0011	(株)テクノスコーフ	(株)テクノスコーフ	H15.10.20
ここみ	(〒040-0081) 田家町7-14	45-5008	(有)エルアンドエス	(有)エルアンドエス	H16.1.10
ひなたぼっこ	(〒041-0824) 西桔梗町783-8	50-8883	(有)スイートホーム	(有)スイートホーム	H16.4.5
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-6616	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	H16.4.28
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	H17.4.19
ベルエキップ	(〒041-0841) 日吉町3-39-24	53-4060	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	H17.11.18
もえ	(〒042-0932) 湯川町2-12-5	57-3100	(有)大山	(有)大山	H18.4.21
あかね	(〒040-0003) 松陰町27-14	55-3634	生活協同組合 北海道高齢協	生活協同組合 北海道高齢協	H18.12.12
ケアパートナー 函館	(〒041-0841) 日吉町3-21-14	33-4511	ケアパートナー(株)	ケアパートナー(株)	H19.3.1

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
来夢	(〒040-0043) 宝来町31-3	84-8124	(株)来夢	(株)来夢	H19.7.17
はこだて ケアセンターそよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7200	(株)ユニマット そよ風	(株)ユニマット そよ風	H19.9.20
平和の森	(〒041-0803) 亀田中野町349-1	47-8001	平和興産(株)	平和興産(株)	H20.4.8
あんじゅう啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1212	(株)あんじゅう	(株)あんじゅう	H20.6.1
ジャパンケア 函館昭和	(〒041-0811) 富岡町3-30-10	42-1051	(株)ジャパン ケアサービス	(株)ジャパン ケアサービス	H20.7.1
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO) りょうほく	NPO) りょうほく	H20.8.26
フルールハピネス はこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	27-3355	(株) 萌福祉サービス	(株) 萌福祉サービス	H20.12.20
寿樹	(〒042-0942) 柏木町5-23	84-5111	(株)イトウ・ケア	(株)イトウ・ケア	H21.3.12
ながだい	(〒041-0841) 日吉町3-39-24	87-0939	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	(有)ハーブ・ ゼーリヒカイテン	H21.9.25
パワーリハ函館	(〒040-0062) 大縄町22-13	62-5200	(株)高齢者リハビリ テーション研究所	(株)高齢者リハビリ テーション研究所	H21.9.29
よしずみ東山	(〒041-0835) 東山3-3-2	35-5555	(株)吉住	(株)吉住	H21.10.1
高丘	(〒042-0955) 高丘町31-6	36-6030	(株)エムスジャパン	(株)エムスジャパン	H21.10.26
来人	(〒041-0812) 昭和2-23-15	83-8474	(株)来夢	(株)来夢	H22.6.1
里のどか	(〒041-0801) 桔梗町427-43	46-8700	NPO) 介護福祉協会	NPO) 介護福祉協会	H22.10.1
ここみ湯川	(〒042-0932) 湯川町2-25-21	36-2700	(有) エルアンドエス	(有) エルアンドエス	H22.10.4
あい	(〒041-0851) 本通4-17-29	31-6001	(有)トリノ	(有)トリノ	H23.2.1
白ゆり富岡	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-5757	(株)	(株)	H23.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3234	メディカルシャトー	メディカルシャトー	H23.4.1
虹	(〒041-0843) 花園26-18	55-7414	(有)ヘルパー ステーション虹	(有)ヘルパー ステーション虹	H23.5.10
つばさ	(〒041-0836) 山の手3-51-12	31-3050	(有)つばさ	(有)つばさ	H23.5.19
らいふ松陰	(〒040-0003) 松陰町24-2	84-1600	NPO) りょうほく	NPO) りょうほく	H23.7.1
赤とんぼ	(〒040-0034) 大森町3-10	23-4455	社福) 青雲の森	社福) 青雲の森	H23.7.1
宮前	(〒040-0073) 宮前町31-2	84-8100	(株)ハイサポート	(株)ハイサポート	H23.8.1
アースサポート 函館	(〒041-0811) 富岡町3-1-1	44-1900	(株) アースサポート	(株) アースサポート	H23.10.1
あーる	(〒040-0073) 宮前町10-9	41-9977	(株)ケア・アール	(株)ケア・アール	H23.10.14
まつかわ	(〒040-0074) 松川町41-17	83-6164	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	H23.12.1
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジャト	(有)ウジャト	H23.12.5
てまり	(〒042-0954) 上野町7-30	59-5000	(株)福祉センター 函館	(株)福祉センター 函館	H24.2.17
出逢い	(〒041-0811) 富岡町1-9-4-1	87-2217	(株)トータル サポート函館	(株)トータル サポート函館	H24.2.28
ふかせ(認知)	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	医療)鴻仁会	H24.3.31
よしずみ高丘	(〒042-0955) 高丘町30-20	36-2200	(株)吉住	(株)吉住	H24.4.9
ケアプラザ新函館・ よいあすセンター	(〒041-0805) 本通2-32-1	31-8100	(有)ケアプラザ 新函館	(有)ケアプラザ 新函館	H24.9.7

施設名	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置(開始)年月日
本通	(〒041-0851) 本通3-5-16	84-1425	(株)イトウ・ケア	(株)イトウ・ケア	H24.11.1
プラトリーケアセンター 函館本店	(〒041-0821) 港町1-12-30	84-5219	(有)健メディカル・サポート	(有)健メディカル・サポート	H25.3.1
あねもね 戸倉ヶ丘(認知)	(〒042-0953) 戸倉15-10	59-6501	(医療) 富田病院	(医療) 富田病院	H25.3.26
みずほ	(〒041-0806) 美原2-23-17	84-8475	(株)ウエルフェア	(株)ウエルフェア	H25.4.8
グランユニライフサービス センター函館湯の川	(〒042-0932) 湯川町1-13-3	88-8170	(株)グランユニライフ ケアサービス北海道	(株)グランユニライフ ケアサービス北海道	H25.4.24
ひまわり	(〒041-0808) 桔梗2-1-32	83-5623	(有)ティー・エス	(有)ティー・エス	H25.5.9
ほくおう桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	46-1060	(株)ほくおう サービス	(株)ほくおう サービス	H25.5.29
アースサポート 函館亀田港町	(〒041-0822) 亀田港町43-18	40-8311	アースサポート (株)	アースサポート (株)	H25.5.29
ほのぼの	(〒041-0806) 美原1-40-26	76-3482	(株)SAYA	(株)SAYA	H25.6.25
亀田日和	(〒041-0812) 昭和1-3-46	44-7722	医療) 亀田病院	医療) 亀田病院	H25.8.30
カラダラボ 函館湯川	(〒042-0932) 湯川町3-44-17	59-5500	(株) ヒューマンリンク	(株) ヒューマンリンク	H25.9.18
シルバー おおなわ	(〒040-0062) 大縄町1-4	21-1600	(株) シルバーリンク	(株) シルバーリンク	H25.9.27
デイサロン 乃木	(〒042-0943) 乃木町4-36	84-1203	(株)トラストケア	(株)トラストケア	H25.10.7
ハートTO ハート北浜	(〒040-0078) 北浜町5-12	40-6111	(株)テーオー ケアサービス	(株)テーオー ケアサービス	H25.10.9
ever	(〒041-0812) 鍛冶1-1-27	83-5811	(株)ケアサポートever	(株)ケアサポートever	H25.12.16
あじさい	(〒042-0932) 湯川町2-15-3	59-5581	社医) 函館博栄会	社医) 函館博栄会	H26.2.17
ニチイケアセンター 函館桔梗(認知)	(〒041-0808) 桔梗3-22-10	34-5911	(株)ニチイ学館	(株)ニチイ学館	H26.4.14
泰夢	(〒040-0021) 的場町18-15	31-5062	(株)WBC	(株)WBC	H26.5.14
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	社福)敬聖会	H26.5.22
リハポルト	(〒041-0851) 本通3-26-15	31-3322	医社) 善智寿会	医社) 善智寿会	H26.5.29
オリーブ	(〒042-0943) 乃木町4-36	83-2628	(株)トラストケア	(株)トラストケア	H26.6.6
トップ	(〒041-0835) 東山3-18-12	84-1355	(株)山本	(株)山本	H26.7.9
きたえる〜む 函館八幡	(〒040-0083) 八幡町20-3	83-6602	(株)ヤマチ コーポレーション	(株)ヤマチ コーポレーション	H26.7.10
Holistic Therapy Studio 瑜伽	(〒040-0077) 吉川町3-30	87-2582	ライフフォーアス 合同会社	ライフフォーアス 合同会社	H26.11.28
デイサービス アブタスクウラ	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くうら	(株)くうら	H26.11.28
さくらリハビリ デイサービス	(〒040-0024) 高盛町19-15	83-2254	(株)光洋	(株)光洋	H26.12.4
いさりび	(〒042-0932) 湯川町1-5-18	84-6182	(株)いさりび	(株)いさりび	H27.1.1
ほくおう湯川	(〒042-0932) 湯川町3-12-15	57-7585	(株)ほくおう サービス	(株)ほくおう サービス	H27.2.25
プラトリーサンスター 本店	(〒040-0078) 北浜町3-8	45-6666	(有)健メディカル・サポート	(有)健メディカル・サポート	H27.2.26
カラダラボ 函館赤川	(〒041-0805) 赤川町1-2-1	47-8222	(株)ヒューマン リンク	(株)ヒューマン リンク	H27.3.1
カラダラボ 函館若松	(〒040-0063) 若松町26-7	23-3688	(株)ヒューマン リンク	(株)ヒューマン リンク	H27.3.1
カラダラボ 函館中道	(〒041-0853) 中道1-5-5	55-5858	(株)ヒューマン リンク	(株)ヒューマン リンク	H27.3.1
きたえる〜む 函館桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-1-9	83-6733	(株)ヤマチ コーポレーション	(株)ヤマチ コーポレーション	H27.3.2
花鈴	(〒041-0843) 花園町40-11	30-1300	(株)オフィス花鈴 ステーション	(株)オフィス花鈴 ステーション	H27.3.10
ひろば	(〒040-0023) 宇賀浦町3-21	76-6224	(株)H.T.L	(株)H.T.L	H27.3.25

(5)生活支援ハウス

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	設置(開始)年月日
機法華高齢者福祉総合センター		(〒041-0611) 新浜町188-2	佐々木 貢	86-2811	市	社福)函館市 社会福祉協議会	17	H12.8.1
旭ヶ岡の家 生活支援ハウス		(〒042-0916) 旭岡町78	小山 恭平	50-3066	社福) 函館カリタスの園	社福) 函館カリタスの園	9	H13.8.1
シンフォニー		(〒042-0912) 中野町74-1	齋藤 禎史	58-2000	社福)禎人会	社福)禎人会	12	H15.4.1

(6)軽費老人ホーム

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員(名)	認可年月日
ベイアニエス (ケアハウス)	(〒041-0841) 日吉町4-7-82	31-3222	社福)函館厚生院	50	H5.5.1
ハレル旭ヶ岡の家 (ケアハウス)	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福)函館カリタスの園	15	H8.4.1
センテナリアン (ケアハウス)	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	80	H9.12.1
菜の花 (ケアハウス)	(〒040-0043) 宝来町14-26	23-7226	社福)函館元町会	30	H13.5.1
おおぞら (ケアハウス)	(〒042-0908) 銅山町11-4	57-3338	社福)函館愛育会	30	H14.9.1

(7)有料老人ホーム(特定施設を除く)

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員(名)	設置(開始)年月日
旭ヶ岡の家 レジダント	(〒042-0916) 旭岡町79-1	50-4611	社福)函館カリタスの園	21	H5.6.25
ワンズホーム	(〒041-0822) 亀田港町52-5	62-5070	(有)ワンズホーム	31	H19.1.1
フルールパピネス はこだて	(〒040-0046) 谷地頭町8-27	27-3355	(株)萌福祉サービス	96	H20.10.1
ベーネ函館 悠楽	(〒041-0802) 石川町141-6	47-4165	(株)ハーモニー	90	H21.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3239	(株)メディカルシャトー	73	H23.4.1
てまり	(〒042-0954) 上野町7-31	59-4000	(株)福祉センター函館	11	H24.3.2
ふかせ (住宅型)	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	49	H24.6.1
こうじゅ三号館	(〒040-0073) 宮前町20-14	50-5255	医療)鴻仁会	15	H26.6.1
ハイタウン宮前	(〒040-0073) 宮前町31-2	84-8100	(株)ハイサポート	60	H26.8.28
シニアハウス てまり	(〒042-0954) 上野町7-36	59-4000	(株)福祉センター函館	5	H26.9.17
シルバーホーム 白山	(〒040-0041) 栄町7-3	22-7020	(株)清野	9	H26.9.16
シニアホーム あいあるの郷	(〒041-0251) 小安町692番地1	83-8814	(有)時館	18	H26.9.17
下宿赤とんぼ パートⅠ	(〒040-0034) 大森町3-10	23-4777	(株)赤とんぼ	88	H26.9.24
下宿赤とんぼ パートⅡ	(〒040-0034) 大森町17-6	22-5858		65	H26.9.24
リュミエール 神山	(〒041-0832) 神山1-10-3	87-2076	(株)ノア	44	H26.10.22
富岡ハウス1	(〒041-0811) 富岡町2-60-18	73-0300	久保工業(株)	6	H26.10.7
富岡ハウス2	(〒041-0811) 富岡町1-39-1	73-0300		5	H26.10.7
ピュアパレス 啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1212	(株)あんじゅう	63	H26.10.29
リッチヒル来夢	(〒041-0811) 富岡町2-47-5	45-0100	(株)来夢	49	H26.10.30

施設名	所在地	電話	設置主体および経営主体	定員(名)	設置(開始)年月日
ケアヴィレッジ ほくおう鍛冶	(〒041-0852) 鍛冶2-35-22	33-5600	(株)ほくおうサービス	71	H26.10.31
下宿よしずみ	(〒040-0015) 梁川町1-10	55-8000	(株)吉住	21	H26.10.31
ケアプラザ新函館・ よいあすセンター	(〒041-0851) 本通2-32-1	31-8000	ケアプラザ新函館・ たけだクリニック	36	H26.12.3
もえ本館	(〒042-0932) 湯川町2-12-5	57-3100	(有)大山	26	H27.2.20
もえ2号館	(〒042-0932) 湯川町1-5-10	57-3100		9	H27.5.19
もえ3号館	(〒042-0932) 湯川町2-13-1	57-3100		9	H27.2.20
シルバーハウス 北の宿	(〒042-0932) 湯川町1-14-3	57-3100		24	H27.2.20
シルバーハウス 北の宿2号館	(〒042-0932) 湯川町1-14-7	57-3100		6	H27.2.20
湯川荘	(〒042-0932) 湯川町2-18-3	57-3100		8	H27.2.20
日吉荘	(〒041-0841) 日吉町1-11-17	57-3100		5	H27.2.20
共同住宅 花楓	(〒040-0014) 中島町19-2	56-7633	(株)リブ	5	H27.2.20

(8) 老人福祉センター

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	型	認可年月日
函館市湯川 老人福祉センター		(〒042-0932) 湯川町1-7-26	斉藤 広美	57-6061	市	セントラル警備 (株) (指定管理者)	A	S45.4.1
函館市谷地頭 老人福祉センター		(〒040-0046) 谷地頭町13-18	井上 雅行	22-0264			A	S49.1.19
函館市美原 老人福祉センター		(〒041-0806) 美原1-29-19	渡部 司	43-5666			A	S56.4.8
総合福祉センター内 老人福祉センター		(〒040-0063) 若松町33-6	奥野 秀雄	23-5997		社福)函館市社会 福祉協議会 (指定管理者)	B	H6.4.1

3 保護施設

(1) 救護施設

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
函館共働宿泊所 救護部		(〒042-0921) 新湊町261	越前 典洋	58-4040	社福) 函館共働宿泊所	社福) 函館共働宿泊所	100	S27.9.1
高丘寮		(〒042-0955) 高丘町3-1	石黒 司	57-7038	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	120	S39.3.11
明和園		(〒040-0022) 日乃出町21-17	本田 英孝	51-5281	社福)函館市民生 事業協会	社福)函館市民生 事業協会	100	S48.3.1

(2) 医療保護施設

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
函館五稜郭病院		(〒040-8611) 五稜郭町38-3	老松 寛	51-2295	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	530	S25.2.16

4 その他の社会福祉施設

(1) 無料低額診療施設

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	定員(名)	認可年月日
函館中央病院		(〒040-8585) 本町33-2	橋本 友幸	52-1231	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	527	S11.8.7
北海道社会事業協会函館病院		(〒042-0935) 駒場町4-6	向谷 充宏	53-5511	社福)北海道社会事業協会	社福)北海道社会事業協会	286	S14.7.14
共愛会病院		(〒040-8577) 中島町7-21	水島 豊	51-2111	社福)函館共愛会	社福)函館共愛会	378	S33.3.5
道南勤医協 函館稜北病院		(〒041-0853) 中道2丁目51-1	及能 義広	54-3113	医療)道南勤労者医療協会	医療)道南勤労者医療協会	104	H21.4.1

(2) 総合福祉センター

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
函館市総合福祉センター		(〒040-0063) 若松町33-6	奥野 秀雄	22-6262	市	社福)函館市社会福祉協議会(指定管理者)	H6.4.1

(3) 地域療育センター

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
おしま地域療育センター		(〒041-0808) 石川町41-2	高野 和俊	46-6641	社福)侑愛会	社福)侑愛会	S60.4.1

(4) 福祉センター

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
函館市恵山福祉センター		(〒041-0523) 柏野町117-209	沢田 弘政	85-2800	市	市	S55.4.1

(5) 高齢者福祉総合センター

施設名	区分	所在地	施設長	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
函館市機法華高齢者福祉総合センター		(〒041-0611) 新浜町188-2	奥野 秀雄	86-2811	市	社福)函館市社会福祉協議会(指定管理者)	H12.8.1

(6) 地域包括支援センター

施設名	区分	日常生活圏域	所在地	電話	設置主体	経営主体	設置年月日
地域包括支援センターあさひ		西部地区	(〒040-0037) 旭町4-12	27-8880	医療)聖仁会	医療)聖仁会	H18.4.1
地域包括支援センターこん		中央部地区	(〒040-0012) 時任町35-24	33-0555	医療)	医療)	H18.4.1
地域包括支援センターランチこん		中央部地区	(〒040-0023) 宇賀浦町16-21	33-4455	函館大庚会	函館大庚会	H18.4.1
地域包括支援センター厚生院		東央部地区	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7740	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H18.4.1
地域包括支援センターランチ花園		東央部地区	(〒041-0843) 花園町31-4	56-5695	社福)函館厚生院	社福)函館厚生院	H18.4.1
地域包括支援センター西堀		北東部地区	(〒041-0853) 中道2-6-11	52-0016	社医)仁生会	社医)仁生会	H18.4.1
地域包括支援センターランチ西堀		北東部地区	(〒041-0832) 神山1-25-9	52-0242			H18.4.1
地域包括支援センターよるこび		北部地区	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	34-6868	医社)向仁会	医社)向仁会	H18.4.1
地域包括支援センター社協		東部地区	(〒041-0311) 浜町538-2	82-4700	社福)函館市社会福祉協議会	社福)函館市社会福祉協議会	H18.4.1
地域包括支援センターランチかやべ		東部地区	(〒041-1611) 川汲町1520	25-6034			H18.4.1

(7) 火葬場

施設名 区分	所在地	施設長	電 話	設置 主体	経営主体	供 用 開始日
函館市斎場	(〒040-0055) 船見町27-1	佐藤 信行	22-3450	市	(株)マルゼン システムズ (指定管理者)	H4.2.1
函館市 戸井斎場	(〒041-0305) 館町169-1	本間 聡	26-9335 (株)マルゼンシステムズ			H11.4.1
函館市 椴法華斎場	(〒041-0613) 絵紙山町27-2	唐嶋田 健	26-9335 (株)マルゼンシステムズ			H13.12.21
函館市 南茅部斎場	(〒041-1603) 尾札部町2457-1	梅田 晃司	26-9335 (株)マルゼンシステムズ			H1.12.5

介護保険施設等一覧

1 介護老人福祉施設

(平成27年7月1日現在)

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福) 函館共愛会	160	H12.4.1
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福) 函館カリタスの園	83	H12.4.1
幸成園(従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福) 函館幸成会	50	H12.4.1
幸成園(ユニット型)				60	H26.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福) 函館仁愛会	80	H12.4.1
函館はくあい園(従来型)	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福) 函館松寿会	50	H12.4.1
函館はくあい園(ユニット型)				50	H26.4.1
函館百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福) 函館厚生院	100	H12.4.1
戸井潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福) 戸井福祉会	50	H12.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福) 恵山恵愛会	50	H12.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福) 函館共愛会	50	H12.4.1
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福) 禎人会	100	H15.4.1
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福) 函館大庚会	50	H16.4.16
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福) 函館愛育会	50	H17.4.25
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3335	社福) 函館厚生院	60	H22.4.1
あい亀田港	(〒041-0822) 亀田港町56-12	62-6300	社福) 心侑会	60	H26.3.19
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福) 敬聖会	100	H26.4.30
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福) 函館大庚会	48	H26.12.5

2 介護老人保健施設

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
グランドサン亀田	(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	医療) 亀田病院	100	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉	(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	医療) 富田病院	100	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療) 聖仁会	100	H12.4.1
ケンゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福) 函館厚生院	150	H12.4.1
響の杜	(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療) 函館友愛会	100	H12.4.1
ゆとりろ	(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医) 高橋病院	150	H12.4.1
やわらぎ苑西桔梗	(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療) やわらぎ会	100	H17.3.29
喜郷	(〒041-0808) 桔梗1-14-1	34-7707	医社) 向仁会	188	H20.4.1
もも太郎	(〒041-0804) 赤川町388-1	47-5550	社福) 函館厚生院	100	H22.4.1

3 介護療養型医療施設

施設名	所在地	電話	設置および経営主体	定員 (名)	指定年月日
竹田病院	(〒040-0054) 元町29-21	26-5811	医療)尚仁会	60	H12.4.1
協立消化器循環器病院	(〒041-0806) 美原3-2-16	46-1300	医社)協立消化器循環器病院	26	H12.4.1
森病院	(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療)聖仁会	52	H12.4.1
函館おしま病院	(〒040-0021) 的場町19-6	56-2308	医療)敬仁会	36	H12.4.1
高橋病院	(〒040-0054) 元町32-18	23-7221	社医)高橋病院	60	H12.4.1
楳法華クリニック	(〒041-0611) 新浜町171-9	86-2807	医社)清邑会 楳法華クリニック	12	H17.4.1

4 短期入所施設

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
幸成園(従来型)	(〒041-0801) 桔梗町435-28	47-1113	社福)函館幸成会	17	H12.4.1
幸成園(ユニット型)				4	H26.4.1
福寿荘さくら館	(〒041-0802) 石川町189-19	34-7101	社福)函館仁愛会	10	H12.4.1
旭ヶ岡の家ベレル	(〒042-0916) 旭岡町76	50-5656	社福)函館カリタスの園	30	H12.4.1
旭ヶ岡の家	(〒042-0916) 旭岡町78	50-2121	社福)函館カリタスの園	7	H12.4.1
函館共愛会愛泉寮	(〒040-0014) 中島町35-7	52-1065	社福)函館共愛会	6	H12.4.1
みなみかやべ荘	(〒041-1611) 川汲町986-13	25-5300	社福)函館共愛会	2	H12.4.1
永楽荘	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	9	H12.4.1
函館百楽園	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-7418	社福)函館厚生院	20	H12.4.1
函館はくあい園	(〒040-0077) 吉川町3-16	45-5250	社福)函館松寿会	6	H12.4.1
恵楽園	(〒041-0523) 柏野町117	85-2893	社福)恵山恵愛会	10	H12.4.1
戸井潮寿荘	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3535	社福)戸井福祉会	2	H12.4.1
グランドサン亀田	(〒041-0802) 石川町191-4	46-3151	医療)亀田病院	空床利用	H12.4.1
ロイヤルヒルズ日吉	(〒041-0841) 日吉町4-7-81	31-3113	医療)富田病院	8	H12.4.1
ジョイウェルス桔梗	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8881	医療)聖仁会	10	H12.4.1
ケンゆのかわ	(〒042-0932) 湯川町3-29-15	59-1211	社福)函館厚生院	空床利用	H12.4.1
響の杜	(〒041-0833) 陣川町91-4	31-8320	医療)函館友愛会	10	H12.4.1
ゆとりろ	(〒040-0043) 宝来町14-27	23-7223	社医)高橋病院	15	H12.4.1
森病院	(〒041-0801) 桔梗町557	47-2222	医療)聖仁会	空床利用	H12.4.1
高橋病院	(〒040-0054) 元町32-18	23-7221	社医)高橋病院	空床利用	H12.4.1
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	30	H12.5.10
シンフォニー	(〒042-0912) 中野町74-1	58-2000	社福)禎人会	10	H15.4.1
ベーネ函館	(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株)ハーモニー	6	H16.1.15
松濤	(〒040-0035) 松風町18-15	27-0077	社福)函館大庚会	13	H16.4.28
やわらぎ苑西桔梗	(〒041-0824) 西桔梗町735-4	49-8555	医療)やわらぎ会	空床利用	H17.3.29
楳法華クリニック	(〒041-0611) 新浜町171-9	86-2807	医社)清邑会 楳法華クリニック	空床利用	H17.4.1

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
おおぞら	(〒042-0908) 銅山町12	36-1100	社福)函館愛育会	10	H17.4.28
はこだてケアセンターそよ風	(〒042-0932) 湯川町2-14-22	36-7201	(株)ユニマツそよ風	20	H19.9.20
らいふ赤川	(〒041-0805) 赤川1-2-5	85-6068	NPO)りょうほく	20	H20.8.22
いしかわ	(〒041-0802) 石川町149-22	34-3351	医療)善智寿会	39	H21.3.31
ももハウス	(〒041-0804) 赤川町390-2	47-3979	社福)函館厚生院	10	H22.4.1
もも太郎	(〒041-0804) 赤川町388-1	47-5550	社福)函館厚生院	10	H22.4.1
白ゆり美原	(〒041-0806) 美原2-50-2	34-3235	(株)メディカルシャトー	29	H23.4.1
のぞみ大門	(〒040-0036) 東雲町15-16	27-3500	(有)ウジヤト	38	H23.12.5
こん	(〒040-0012) 時任町35-24	33-1233	医療)大庚会	20	H24.3.27
あんじゅう啄木	(〒040-0022) 日乃出町24-10	33-1077	(株)あんじゅう	20	H25.3.1
くうら	(〒041-0812) 昭和4-33-10	87-2388	(株)くうら	20	H25.4.30
ステラ	(〒042-0942) 柏木町15-2	32-8000	医療)善智寿会	24	H25.9.27
ハートTOハート北浜	(〒040-0078) 北浜町5-12	45-3211	(株)テーオー小笠原	21	H25.12.16
桔梗みのりの里	(〒041-0808) 桔梗1-3-8	46-5151	社福)敬聖会	20	H26.4.30
リハポルト	(〒041-0861) 本通3-26-15	31-3311	医療)善智寿会	33	H26.6.1
ショートステイそよ風	(〒041-0841) 日吉2-39-15	32-7111	(株)ユニマツそよ風	20	H26.10.22
アダプスクうら	(〒041-0806) 美原5-15-1	87-2579	(株)くうら	20	H26.12.2
俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	24-2255	社福)函館大庚会	10	H26.12.5

5 特定施設入居者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
ベーネ函館和楽	(〒041-0834) 東山町144-52	35-3333	(株)ハーモニー	64	H16.1.15
センテナリアン(軽費)	(〒041-0801) 桔梗町557	46-8255	社福)敬聖会	80	H16.3.30
泰安の郷舟海	(〒040-0055) 船見町5-20	24-0088	(株)サポートライフ	42	H16.9.13
ばんだい	(〒040-0075) 万代町6-23	41-5141	(有)萬代	36	H17.3.22
永楽荘(養護)	(〒042-0955) 高丘町3-1	57-1366	社福)函館厚生院	150	H18.10.1
みのり湯川	(〒042-0932) 湯川町1-11-6	59-1294	(株)アクティブ・ケア	48	H21.3.27
まろにえ(養護)	(〒042-0915) 西旭岡町3-239-2	84-6645	社福)函館共愛会	120	H22.3.31
レリエンスほくおう桔梗	(〒041-0808) 桔梗1-27-8	46-1060	(株)ほくおうサービス	90	H22.6.1
みやまえ	(〒040-0073) 宮前町7-15	40-3883	(有)萬代	96	H23.2.28
白ゆり	(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-5858	(株)メディカルシャトー	24	H23.4.1
悠	(〒040-0061) 海岸町5-25	27-5035	メディコジヤパン(株)	60	H23.4.19
レリエンスほくおう富岡	(〒041-0811) 富岡町3-22-3	43-3500	(株)ほくおうサービス	54	H23.11.1
ふかせ	(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	10	H24.3.29

6 小規模多機能型居宅介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	登録定員	指定年月日
潮太郎	(〒041-0252) 釜谷町605-1	82-3211	社福)戸井福祉会	29	H19.8.1
あい日吉	(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7011	社福)心侑会	25	H27.4.1
ゆのかわわとな	(〒042-0932) 湯川町1-2-9	36-1520	(有)ウイズ	25	H21.3.25
あい戸倉	(〒042-0953) 戸倉町161-1	36-5656	社福)心侑会	25	H27.4.1
光風園	(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7513	医療)鴻仁会	29	H22.4.30
平和の森美原	(〒041-0806) 美原3-53-30	47-8899	平和興産(株)	25	H22.10.29
あいある小安	(〒041-0251) 小安町692-1	83-8814	(有)時館	29	H22.11.29
こん	(〒040-0011) 本町29-7	33-0888	社福)函館大庚会	25	H23.3.30
あい美原	(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6166	社福)心侑会	25	H27.4.1
ききょうわとな	(〒041-0808) 桔梗4-34-9	34-2270	(有)ウイズ	25	H23.11.30
ほくおう松風	(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	(株)ほくおうサービス	29	H24.1.31
ゆう	(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	25	H24.3.30
なでしこ	(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7111	一般社団)元町会	25	H24.12.1
海翔	(〒041-1611) 川汲町586-1	84-1277	(株)あんじゅう	29	H25.6.10
こうじゅ三号館	(〒040-0073) 宮前町20-14	40-5255	医療)鴻仁会	24	H26.6.4
しゅうどう	(〒040-0078) 北浜町1-9	87-0901	(株)秀道	12	H26.10.1
まつかわ	(〒040-0074) 松川町41-17	83-6164	医療)鴻仁会	18	H27.4.1

7 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)

区分	施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員(名)	指定年月日
	シルバービレッジ函館あいの里	(〒041-0803) 亀田中野町278-34	47-4331	社福)函館光智会	17	H12.4.1
	シルバービレッジ函館あいの里・泉	(〒041-0803) 亀田中野町278-53	47-4331	社福)函館光智会	18	H12.4.1
	街	(〒040-0012) 時任町35-3	33-1317	医療)大庚会	9	H13.3.28
	ききょう	(〒041-0801) 桔梗町557	47-8033	社福)敬聖会	36	H13.4.26
	よろこびの家	(〒040-0041) 栄町16-16	23-2777	医社)向仁会	45	H13.8.31
	あねもね	(〒041-0841) 日吉町4-7-83	32-3223	医療)富田病院	18	H14.3.27
	こんはこだて	(〒040-0012) 時任町35-4	33-1234	社福)函館大庚会	9	H15.2.28
	高丘	(〒042-0955) 高丘町53-8	36-7772	(有)ベストケアサービス	18	H15.2.28
	あい	(〒041-0812) 昭和3-29-47	62-2246	社福)心侑会	18	H27.4.1
	第3やわらぎ	(〒041-0801) 桔梗町379-48	47-7725	医療)やわらぎ会	18	H15.4.28
	そよかぜ	(〒040-0035) 松風町14-7	23-1130	(有)ウイズ	18	H15.7.18
	秋桜	(〒040-0043) 宝来町14-25	23-7228	社医)高橋病院	27	H15.8.26
	のぞみ	(〒041-0822) 亀田港町60-28	62-5550	(有)ウジャト	18	H16.4.14
	おもひで	(〒041-0835) 東山3-2-4	32-5595	(有)ハマダコーポレーション	9	H16.9.30
	さらさの杜	(〒041-1612) 安浦町364-2	25-5800	(有)北邦	18	H17.5.26
	おもひで・懐	(〒040-0836) 山の手2-5-16	30-1122	(有)ハマダコーポレーション	18	H17.10.7

施設名	区分	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
かがやき		(〒041-0811) 富岡町2-21-7	44-1515	(株)ノア	18	H17.11.29
のぞみ2号館		(〒041-0822) 亀田港町60-23	43-7001	(有)ウジャト	18	H18.2.15
よろこびの家菜景		(〒040-0003) 松陰町1-43	32-7070	医療)向仁会	18	H18.2.22
香雪園		(〒042-0955) 高丘町41-12	36-5500	(有)ベストケアサービス	18	H18.3.1
泰安の郷海願		(〒040-0061) 海岸町9-30	62-5577	(株)サポートライフ	18	H18.3.3
よろこびの家日吉		(〒041-0841) 日吉町3-20-25	33-0505	医社)向仁会	18	H18.3.8
よろこびの家住慶		(〒040-0046) 谷地頭町31-8	24-0808	医社)向仁会	18	H18.3.24
ニチイケアセンター函館桔梗		(〒041-0808) 桔梗3-22-10	34-5911	(株)ニチイ学館	18	H21.10.1
あい戸倉		(〒042-0953) 戸倉町161-1	36-5700	社福)心侑会	18	H27.4.1
光風園		(〒040-0073) 宮前町11-8	83-7512	医療)鴻仁会	18	H22.4.30
あいある小安		(〒041-0251) 小安町692-1	83-8814	(有)時館	18	H22.11.29
まつかわ		(〒040-0074) 松川町41-17	41-1300	医療)鴻仁会	18	H23.3.25
白ゆり		(〒041-0811) 富岡町1-23-12	44-7200	(株)メディカルシヤトー	18	H23.4.1
こん松濤		(〒040-0023) 宇賀浦町16-20	30-2277	医療)大庚会	18	H24.3.26
ふかせ		(〒040-0074) 松川町30-12	41-1221	医療)鴻仁会	18	H24.3.30
はこだて乃木		(〒042-0943) 乃木町4-32	33-4480	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
グース		(〒041-0843) 花園町24-3	56-6730	日総ふれあいケアサービス(株)	18	H24.7.1
ふるさと		(〒041-0811) 富岡町1-54-17	43-8333	(株)秀	8	H24.9.1
まつかげ		(〒040-0003) 松陰町15-5	33-5551		18	H24.9.1
とみおか		(〒041-0811) 富岡町1-51-20	43-5300		18	H24.9.1
なでしこ		(〒040-0062) 大縄町20-19	45-7045	一般社団法人 元町会	18	H24.12.1
いしかわ		(〒041-0802) 石川町149-9	46-8500	(株)ハーモニー	18	H25.2.15
ひなた園		(〒042-0932) 湯川町2-16-1	36-1056	(株)メディカルオフィス・創健	18	H25.3.13
あねもね戸倉ヶ丘		(〒042-0953) 戸倉町15-10	59-6500	医療)富田病院	18	H25.3.26
恵		(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)心香	18	H25.3.29
ほくおう鍛治		(〒041-0852) 鍛治2-35-22	33-5600	(株)ほくおうサービス	18	H25.5.29
にしぼり		(〒041-0844) 川原町5-1	54-0015	一般社団法人 仁生会にしぼり	18	H26.4.1
にしぼり神山		(〒041-0832) 神山1-25-9	52-0247	一般社団法人 仁生会にしぼり	18	H26.4.1
来夢		(〒040-0063) 若松町22-1	22-1717	(株)来夢	18	H26.5.1

8 地域密着型特定施設入居者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
かめだ	(〒040-0072) 亀田町3-13	41-5018	(有)萬代	29	H19.5.22
あい日吉	(〒041-0841) 日吉町2-22-12	30-7355	社福)心侑会	29	H27.4.1
平和の森美原	(〒041-0806) 美原3-53-30	47-8899	平和興産(株)	29	H22.10.29
こん	(〒040-0011) 本町29-7	33-0777	社福)函館大庚会	29	H23.3.30
あい美原	(〒041-0806) 美原3-13-32	83-6165	社福)心侑会	29	H27.4.1
レリエンスほくおう松風	(〒040-0035) 松風町13-15	27-1800	(株)ほくおうサービス	29	H24.1.13
ゆう	(〒041-0808) 桔梗1-6-1	47-6161	社福)七飯有隣会	29	H24.3.30
ハーモニーハイツみなと	(〒041-0821) 港町3-4-2	43-0033	(株)テクノスコーワ	29	H25.1.16
カーサ石川	(〒041-0802) 石川町149-9	47-8000	(株)ハーモニー	29	H25.2.15
こうじゅ	(〒040-0072) 亀田町7-1	41-5100	社福)函館鴻寿会	29	H25.3.25
花水季	(〒040-0041) 栄町7-4	22-8884	(株)清野	29	H25.4.12
ケアホームくうら	(〒041-0844) 川原町1-3-1	87-2485	医社)くうら	29	H26.1.9

9 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
福寿荘	(〒041-0802) 石川町191-1	46-1123	社福)函館仁愛会	20	H19.3.30
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7771	社福)純心福祉会	29	H26.2.28

10 複合型サービス

施設名	所在地	電話	設置および運営主体	定員 (名)	指定年月日
恵	(〒041-0405) 川上町457-1	84-2383	(株)心香	25	H25.3.29
ジャパンケア函館昭和	(〒041-0812) 昭和4-30-35	44-5800	(株)ジャパンケアサービス	25	H26.3.27
谷地頭緑蔭園	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	26-7772	社福)純心福祉会	25	H26.3.28

社会福祉法人一覧

1 函館市が所轄庁となる社会福祉法人

(平成27年7月1日現在)

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館共働宿泊所	(〒042-0921) 新湊町261	越前政子	S27.5.8	58-4040
函館市民生事業協会	(〒040-0022) 日乃出町21-17	本田英孝	S27.5.17	51-5281
函館国の子寮	(〒042-0958) 鈴蘭丘町38-7	柏倉正	S34.7.10	50-3267
奉仕会	(〒041-0812) 昭和3-15-10	山口勝彦	S39.3.28	42-6218
函館市社会福祉協議会	(〒040-0063) 若松町33-6	奥野秀雄	S42.1.24	23-2226
育星園	(〒040-0025) 堀川町30-3	松本啓	S42.11.7	51-8736
函館聖パウロ会	(〒040-0054) 元町15-13	安達純子	S46.1.27	22-8558
貞信福祉会	(〒042-0941) 深堀町27-2	野又肇	S47.1.14	33-0033
育栄会	(〒041-0834) 東山町118-194	亀井隆	S47.3.30	54-8916
ドルカス福祉会	(〒040-0001) 五稜郭町7-22	島田真澄	S47.3.31	51-7664
函館若葉会	(〒040-0084) 大川町4-27	兼子政子	S52.11.28	43-8161
函館愛育会	(〒042-0914) 上湯川町45-29	大日向豊吉	S53.10.11	57-2586
函館カリタスの園	(〒042-0916) 旭岡町78	齋藤憲正	S54.7.2	50-2121
函館松英会	(〒042-0915) 西旭岡町1-29-10	渡辺重雄	S54.11.27	50-2688
函館常光会	(〒041-0806) 美原3-31-6	尾崎邦男	S55.12.15	46-9923
函館幸成会	(〒041-0801) 桔梗町435-28	廣正賢治	S56.8.20	47-1113
函館一条	(〒042-0916) 旭岡町19-29	尾形永造	S57.10.29	50-3777
函館仁愛会	(〒041-0802) 石川町191-1	蒲池珠實	S57.11.18	46-1123
恵山恵愛会	(〒041-0523) 柏野町117	田中博	S58.12.16	85-2893
戸井福祉会	(〒041-0252) 釜谷町605-1	新谷義克	S62.11.6	82-3535
函館松寿会	(〒040-0077) 吉川町3-16	松本里江	H2.5.23	45-5250
函館つくしっこ会	(〒041-0803) 亀田中野町57-15	野田禮子	H5.1.22	46-8874
函館光智会	(〒041-0803) 亀田中野町278-34	林崎光弘	H7.3.31	47-4331
敬聖会	(〒041-0801) 桔梗町557	森喜美子	H8.10.24	46-8255

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館鴻寿会	(〒040-0072) 亀田町7-1	深瀬晃一	H11. 9.29	41-5100
函館恭北会	(〒042-0903) 東畑町141-13	富田恒一	H11. 3. 5	58-1985
函館元町会	(〒040-0054) 元町32-18	高橋肇	H12. 9. 8	23-7226
かいせい	(〒040-0071) 追分町5-23-2	松田由美子	H14. 3.12	40-8989
禎人会	(〒042-0912) 中野町74-1	漆寄照政	H14. 7.19	58-2000
函館大庚会	(〒040-0035) 松風町18-15	今均	H14.12.27	27-0077
函館緑風会	(〒041-0262) 古川町441-3	石田勉	H25. 4. 1	58-3776
心侑会	(〒041-0822) 亀田港町56-12	大倉健治	H25. 5.31	62-6300
純心福祉会	(〒040-0046) 谷地頭町23-5	勝又昭彦	H25. 9. 5	26-7771
函館恵愛会	(〒040-0002) 柳町4-4	小貫恭也	H26. 4. 1	31-7111
函館博栄会	(〒042-0932) 湯川町2-24-8	三上昭廣	H26. 9.26	59-1156

※各法人の決算状況は、函館市保健福祉部指導監査課のホームページで公開しています。

2 函館市内の社会福祉法人で北海道が所轄庁となるもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
函館厚生院	(〒040-0011) 本町33-2	高田竹人	S27. 5.17	51-9588
函館共愛会	(〒040-0014) 中島町7-15	近江茂樹	S27. 5.17	55-3366
函館カトリック 社会福祉協会	(〒040-0022) 日乃出町27-3	尾崎文彦	S39. 3. 4	54-1333
函館緑花会	(〒042-0932) 湯川町1-31-1	坂本徳廣	S45.12.15	77-7345
つぐみ園	(〒041-0851) 本通2-37-1	佐々木正人	S51. 8.18	54-6206
函館杉の子園	(〒040-0011) 本町9-23	藤井譽了	H10. 9.16	51-7561

3 函館市外の社会福祉法人で市内に社会福祉施設を有するもの

法人名	住所	代表者	認可年月日	電話番号
北海道社会事業協会	(〒060-0004) 札幌市中央区北4西6-1-1	高橋透	S27. 5.17	(011) 221-0611
侑愛会	(〒049-0101) 北斗市追分7-8-9	大場公孝	S36. 6.17	49-2581
ろうふく会	(〒060-0041) 札幌市中央区大通東4-5-1	古川隆之	S43.12.28	(011) 210-0181